

# 施策目標個票

(国土交通省2-②6)

施策目標	鉄道網を充実・活性化させる	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>一部の業績指標で目標に達しなかったが、主要な業績指標89、103、104については外部要因の影響はあるものの、目標達成したため、③相当程度進展ありと判断した。</p>
	施策の分析	<p>平成29年度以降の都市鉄道(東京圏)の混雑率は、横ばいの傾向が続いていたが、令和2年度については新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下であり、①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数ともに、目標を達成した。人々が意識を共有し、テレワークや時差出勤等により適切に行動を変容させれば、長年の懸案である都市鉄道などの交通混雑が顕著に緩和できることが明らかになった。</p> <p>また、東京圏の相互直通運転の路線延長は、令和元年度実績値からは変更ないが、令和4年度目標としていた947kmは神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線)開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更、京王線及び千代田線の運行計画変更により令和2年度実績値において達成しているところである。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)では、「ポストコロナ時代における鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を検討するとともに、これらを実現するための鉄道の運賃のあり方について検討を行う」としている。</p> <p>本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ、あり方を検討する。</p>

業績指標	15【再掲】公共施設等のバリアフリー化率(②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		91%	93%	96%	96%	97%	集計中	B	100%
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	33【再掲】モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		187億トンキロ	197億トンキロ	200億トンキロ	177億トンキロ	184億トンキロ	168億トンキロ	B	221億トンキロ
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	89【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		0	135万人	130万人	95万人	305万人	314万人	A	140万人
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	103 東京圏鉄道における混雑率(①主要31区間のピーク時の平均混雑率*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		165%	165%	163%	163%	163%	107%	A	150%
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

103 東京圏鉄道における混雑率 (②180%超の混雑率となっている区間数*)	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	14区間	12区間	11区間	11区間	11区間	0区間	A	0区間
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
104 東京圏の相互直通運転の路線延長*	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
	880km	880km	884km	884km	975km	975km	A	947km
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20,106 <250>	20,980 <261>	20,769 <264>
補正予算(b)		921 <0>	1,565 <0>	3,879 <0>	- <0>
前年度繰越等(c)		11,306 <0>	8,311 <0>	7,798 <0>	- <0>
合計(a+b+c)		32,334 <250>	30,856 <261>	32,446 <264>	18,948 <262>
執行額(百万円)	23,706 <250>	22,715 <258>	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)	8,311 <0>	7,798 <0>	/	/	/
不用額(百万円)	316 <1>	343 <3>	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	総務課 (課長 木村 大)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	------------------	----------	--------

**業績指標 103**

東京圏鉄道における混雑率

(①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率\*、②180%超の混雑率となっている区間数\*)

**評 価**

①A

②A

目標値：①150% ②0 区間 (令和 2 年度)

実績値：①107% ②0 区間 (令和 2 年度)

初期値：①165% ②14 区間 (平成 25 年度)

**(指標の定義)**

東京圏の JR、民鉄及び地下鉄における①主要区間の平均混雑率、および②個別路線のピーク時混雑率が 180%を超える区間数

- ・ 東京圏とは、東京都心部を中心とする概ね半径 50 km の範囲をいう。
- ・ 混雑率とは、最混雑時間帯 1 時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、輸送人員÷輸送力 100 (%) で算出されるものである。

業績目標の初期値、165%については、各事業者から報告のあった主要 31 区間の混雑率の平均値である。

**(目標設定の考え方・根拠)**

東京圏の鉄道の混雑率については緩和を図る必要があり、第 18 号答申及び旧交通政策基本計画 (2015 年 (平成 27 年) 閣議決定) において定められた、①ピーク時における主要 31 区間の平均混雑率を 150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を 180%以下とする目標を目指してきたところである。

今般、新型コロナウイルスの影響を受け、各企業等においてテレワークや時差出勤等の混雑回避の取組が進められている。

今回の結果は新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下におけるものであるが、人々が意識を共有し、テレワークや時差出勤等により適切に行動を変容させれば、長年の懸案である都市鉄道などの交通混雑が顕著に緩和できることが明らかになった。

**(外部要因)**

新型コロナウイルスの影響

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (協調補助)、鉄道事業者 (事業主体)

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

交通政策基本計画 (平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)

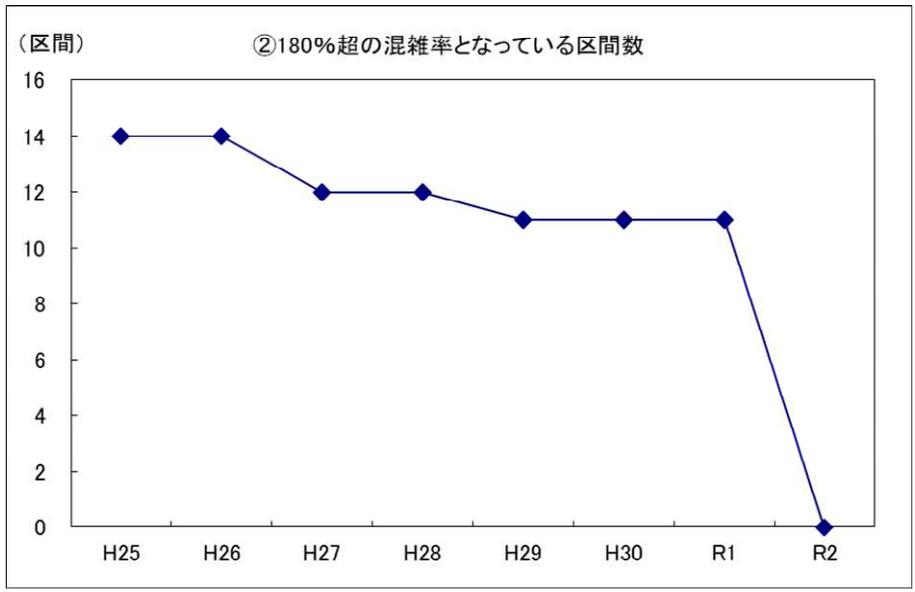
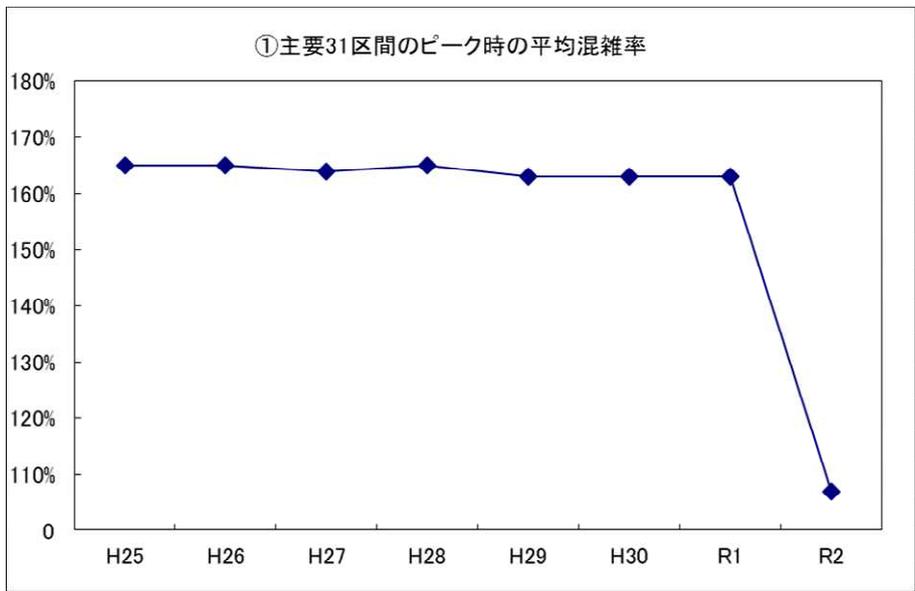
**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成 28 年 4 月 20 日)

過去の実績値							(年度)	
H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
①165%	①165%	①164%	①165%	①163%	①163%	①163%	①107%	
②14 区間	②14 区間	②12 区間	②12 区間	②11 区間	②11 区間	②11 区間	②0 区間	



主な事務事業等の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助  
 大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。  
 予算額 60億円(令和元年度)  
 56億円(令和2年度)
  - ・都市鉄道利便増進事業費補助  
 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費の一部(国の補助率は対象事業費の3分の1)を補助している。  
 予算額 116億円(令和元年度)  
 116億円(令和2年度)
- (税制特例)
- ・都市鉄道等利便増進事業法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置  
 固定資産税 非課税
  - ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置

	<p>固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設された変電所に係る償却資産の特例措置</li> </ul> <p>固定資産税 5年間 3/5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置</li> </ul> <p>固定資産税 5年間 2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市鉄道等利便増進事業法に基づく速達性向上事業により取得した鉄道施設に係る特例措置</li> </ul> <p>固定資産税・都市計画税 5年間 2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏の主要区間等の混雑率の見える化によるオフピーク通勤の促進</li> </ul> <p>東京圏の主要31路線等の路線について、ピークサイド（最混雑時間帯の前後の1時間の平均）を平成29年度より公表開始。鉄道利用者や企業等への見える化により、オフピーク通勤を推進する。</p>
--	--

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

<p><b>(指標の動向)</b></p> <p>平成29年度以降の都市鉄道（東京圏）の混雑率は、横ばいの傾向が続いてきたが、令和2年度の実績では目標を達成したため、Aと評価した。</p> <p><b>(事務事業等の実施状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下高速鉄道整備事業費補助については、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並みに高めた。</li> <li>・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。</li> </ul>
--

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

<p>令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下であり、大きく混雑率の緩和が図られた。人々が意識を共有し、テレワークや時差出勤等により適切に行動を変容させれば、長年の懸案である都市鉄道などの交通混雑が顕著に緩和できることが明らかになった。</p> <p>このため、第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）では、「ポストコロナ時代における鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を検討するとともに、これらを実現するための鉄道の運賃のあり方について検討を行う」こととしている。</p> <p>本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ、あり方を検討する。</p>
--

**担当課等（担当課長名等）**

<p>担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 金指和彦）</p> <p>関係課：</p>
---

業績指標 104

東京圏の相互直通運転の路線延長\*

評価

A

目標値：947km（令和4年度）  
 実績値：975km（令和2年度）  
 初期値：880km（平成25年度）

（指標の定義）

東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。

（目標設定の考え方・根拠）

東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。

（外部要因）

事業計画、開業年度の変更

（他の関係主体）

鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

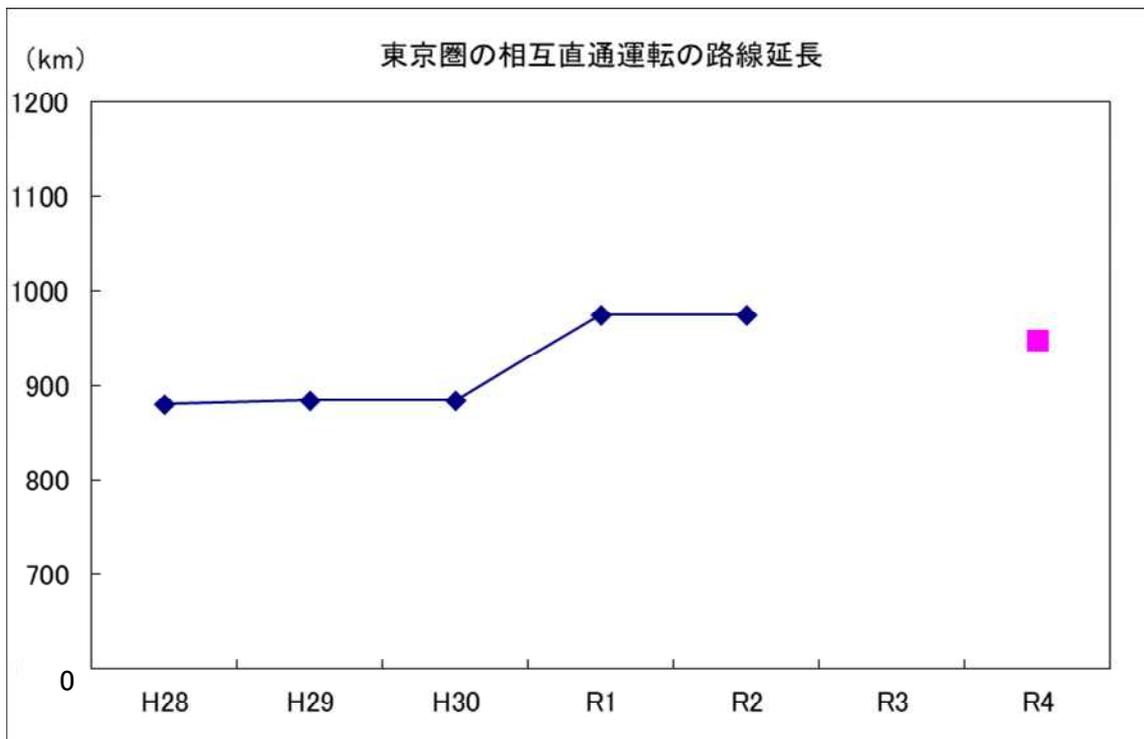
【閣決（重点）】

なし

【その他】

交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日）

過去の実績値							(年度)	
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
880km	880km	880km	880km	884km	884km	975km	975km	



### 主な事務事業等の概要

・都市鉄道利便増進事業費補助  
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。

予算額 116億円（令和元年度）  
116億円（令和2年度）

（税制特例）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置  
固定資産税 非課税
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置  
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置  
固定資産税 5年間 3/5
- ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置  
固定資産税 5年間 2/3
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置  
固定資産税・都市計画税 5年間 2/3

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・令和元年度実績値からは変更ないが、令和4年度目標としていた947kmは神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更、京王線及び千代田線の運行計画変更により令和2年度実績値において達成しているところである。

（事務事業等の実施状況）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、令和2年度実績値において目標を達成していることからAと評価した。
- ・第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）では、985km（令和7年度）とする新たな目標を設定したところであり、本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ見直しについて検討する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 金指和彦）

## 施策目標個票

(国土交通省2-⑦)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
評価結果	目標達成度の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠)</p> <p>全業績指標10評価項目のうち、4評価項目において目標達成もしくは達成見込みとなった。また、主要業績指標の全6評価項目のうち過半数の4評価項目で目標を大幅に上回り達成若しくは目標を達成、又はおおむね目標に近い実績を示している。一方で、業績指標105の地域公共交通計画の策定件数、業績指標106の地域公共交通特定事業の認定総数は目標を上回らなかったが、これは「施策の分析」に記載のとおり、法改正の時期及びコロナ禍の影響によるものであり、これらは特殊事情であることから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>○ 上記「施策目標」に掲げるように、地域公共交通政策においては、住民の日常生活や社会生活を支える「地域の足」の確保のため、交通モードを超えて地方公共団体や交通事業者への支援を行っている。令和2年度においては、改正地域公共交通活性化再生法に基づく取組に加えて、コロナ禍が発生し、移動の自粛等による輸送需要の減少により一層厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者への支援にも取り組んだ。このように、国・地方公共団体が連携し、コロナ禍という未曾有の外的要因の中で足元の経営支援に強力に取り組んだことから、下記1. のとおり、路線廃止・撤退の回避という成果を上げた。一方、下記2. のとおり、地域公共交通計画の策定件数等は目標を上回らなかったものの、令和3年においては、地方公共団体を中心となった計画策定が一層進展するよう支援を行っていく。</p> <p>(1. コロナ禍に直面する地域公共交通のモード横断的支援と成果)</p> <p>○ 地域公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の自粛等により、路線バスの輸送人員は令和2年4月、5月は前年同月比で半減し、徐々に回復しているものの、それ以降も前年同月比で2～3割減の状況が続くなど一層厳しさを増している。</p> <p>○ このため、国土交通省として、新たに、地域の鉄道、バス、離島航路等の運行維持や感染症防止対策の強化について、令和2年度補正予算により手厚い支援を行うとともに、地方創生臨時交付金について地域公共交通事業者への支援が行われるよう、地方公共団体への周知・働きかけを行ったところ。</p> <p>○ こうした支援措置により、事業継続の下支えの効果は発現しているものと推察され、現在のところ、新型コロナウイルス感染症により地域公共交通が厳しい状況にある中においても、路線の廃止・撤退が相次ぐような事態は生じていない。</p> <p>(2. 地域公共交通計画の策定状況等と改善)</p> <p>○ 令和2年5月には、地域公共交通サービスの持続可能性を高めるため、改正地域公共交通活性化再生法が成立・公布された。改正法においては、地域の輸送資源を最大限活用するためのマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を地方公共団体の努力義務とするとともに、新たな地域公共交通特定事業として、地域公共交通利便増進事業、地域旅客運送サービス継続事業が創設された。</p> <p>○ 改正法を踏まえ、地域公共交通計画の策定件数及び地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の増加を図っているところ、令和2年度においては、</p> <p>① 改正法の施行が令和2年11月であり、改正法を踏まえた計画策定等を目指す自治体が、令和2年11月以降に具体の調整を開始したこと</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響で、地方公共団体の公共交通担当部局は感染症対策に追われ、地域公共交通計画の作成等に関する議論・手続等が停滞したこと</p> <p>から低調であった。</p> <p>○ このように、令和2年度においては、法改正の時期やコロナ禍の影響といった特殊事情により目標達成ができなかったものの、令和3年度は、地方公共団体を中心となって、地域の実情に応じた計画策定が一層進展するよう支援を行っていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>令和3年5月に改定した「交通政策基本計画」では、交通が直面する危機を乗り越えるための交通政策の3つの基本的方針として、A)誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保、B)我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスの強化、C)災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現、を掲げ、各方針において数値目標を設定している。</p> <p>本施策においても目標年度を迎えた指標については、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。</p> <p>また、地域公共交通施策については、昨年度改正した地域公共交通活性化再生法等の改正内容を踏まえ、地域の移動ニーズを把握する立場にある市町村等が中心となって、それぞれの地域の実情を踏まえつつ、地域公共交通に関するマスタープランの策定等を通じ、公共交通サービスの維持・確保を図ることを促していく。</p>

業績指標	105 地域公共交通計画の策定件数*	初期値	実績値				評価	目標値	
		R元年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度	R6年度
		585	273	410	500	585	618	B	1200
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—
	106 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	初期値	実績値				評価	目標値	
		51	27	36	46	51		55	B
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—
	107 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	初期値	実績値				評価	目標値	
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度	B
		-1.0%	-1.0%	-1.7%	0.6%	-2.3%	集計中	—	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—

108 バスロケーションシステムが導入された系統数*	初期値	実績値					評価	目標値		
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	11,684	18,565	21,678	23,043	24,893	集計中		17,000		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
109 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標値		
	H20年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度		
	97.1%	98.6%	98.5%	98.6%	98.0%	98.6%		100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
110 航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	初期値	実績値					評価	目標値		
	①H24年度 ②H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		①R2年度 ②R2年度		
	①航路	100%	100%	100%	100%	100%		100%	A	100%
	②航空路	100%	96%	100%	96%	96%		96%	B	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		-		
111 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数*	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	4	8	9	10	10	10		10	A	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
112 デマンド交通の導入数	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	311	516	535	555	566	集計中		700	B	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
113 LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	24.6%	29.2%	30.3%	32.4%	34.2%	35.7%		35%	A	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
参考指標	参64 相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県の数	初期値	実績値					評価	目標値	
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		12	6	6	6	5	5		0	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	参65 高速バスの輸送人員	初期値	実績値					評価	目標値	
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		約11,000万人	約10,400万人	約10,300万人	約10,400万人	集計中	集計中		約12,000万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	参66 道路運送事業等に従事する女性労働者数(①バス運転手、②タクシー運転手、③トラック運転手、④自動車整備士(2級))	初期値	実績値					評価	目標値	
		①H23年度 ②H25年度 ③H25年度 ④H21年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		①~④ R2年度	
①バス運転手		約1,200人	約1,500人	約1,500人	約1,800人	約1,900人	約2,000人		約2,500人	
②タクシー運転手		約6,700人	約7,300人	約9,200人	約9,200人	約10,100人	集計中		約14,000人	
③トラック運転手		約20,000人	約20,000人	約20,000人	約20,000人	約20,000人	約30,000人		約40,000人	
④自動車整備士(2級)		約2,400人	4,090人	3,980人	4,065人	3,900人	集計中		4,800人	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	24,839 <250>	25,907 <261>	21,879 <264>	23,339 <262>
補正予算(b)	3,364	5,693	29,797	-	
前年度繰越等(c)	3,758	3,808	6,716	-	
合計(a+b+c)	31,961 <250>	35,408 <261>	58,392 <264>	23,339 <262>	
執行額(百万円)	26,848 <249>	27,993 <258>			
翌年度繰越額(百万円)	3,808	6,716			
不用額(百万円)	1,305 <1>	698 <3>			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	交通政策課(課長 阿部 竜矢)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	-----------------	----------	--------

**業績指標 105**

地域公共交通計画の策定件数\*

**評価**

B	目標値：1,200件（令和6年度） 実績値：618件（令和2年度） 初期値：585件（令和元年度）
---	---

**（指標の定義）**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の策定件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和3年3月末現在で618件策定されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。これらの団体に対して、計画策定と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画策定の取組を促進し、計画策定の倍増を目指す。

**（外部要因）**

地方公共団体による関係者との調整

**（他の関係主体）**

総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月14日）
  - 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）
  - 5. モビリティ
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日）
  - 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

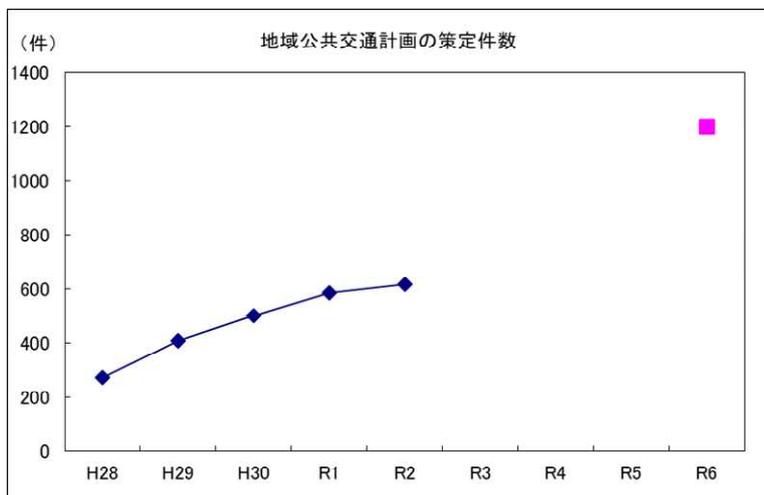
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（件）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
273	410	500	585	618	



## 主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度末時点での実績値は618件となっており、毎年度策定件数は伸びているが、順調ではない。

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通計画の策定件数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、計画策定の努力義務化や「補助と計画の連動」などにより、一定のペースで計画の策定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石 誠司）

関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：北村 朝一）

自動車局旅客課（課長：大辻 統）

海事局内航課（課長：小林 基樹）

航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）

都市局都市計画課（課長：堤 洋介）

業績指標 106

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数\*

評価

B	目標値：200件（令和6年度） 実績値：55件（令和2年度） 初期値：51件（令和元年度）
---	---

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年の地域公共交通活性化再生法施行以降、令和3年3月末で55件の地域公共交通特定事業（軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業（現：地域公共交通利便増進事業）、鉄道再生事業）の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、地域公共交通特定事業として、「地域公共交通利便増進事業」、「地域旅客運送サービス継続事業」、「貨客運送効率化事業」を創設したところ。

なお、これらの計画の策定にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。

（外部要因）

地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）

総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月14日）
  2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）
  5. モビリティ
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日）
  4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

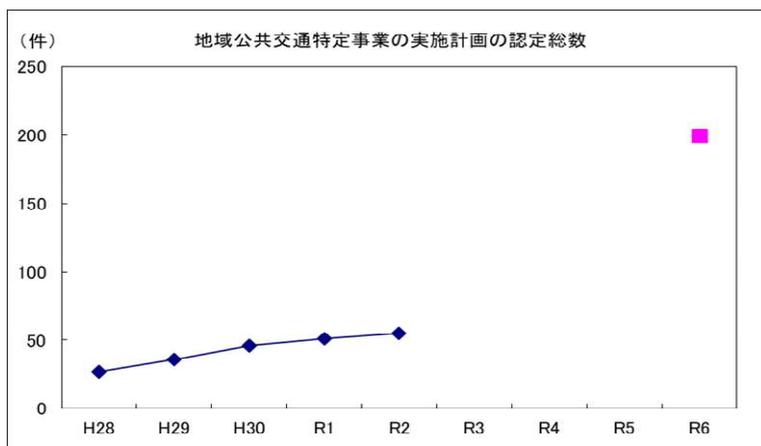
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（件）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
27	36	46	51	55	



## 主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度末時点での実績値は55件となっており、毎年度認定総数は伸びているが、順調ではない。

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、一定のペースで実施計画の策定及び認定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通特定事業の実施計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課(課長：倉石 誠司)

関係課： 鉄道局鉄道事業課(課長：北村 朝一)

自動車局旅客課(課長：大辻 統)

海事局内航課(課長：小林 基樹)

航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室(室長：山村 肇)

都市局都市計画課(課長：堤 洋介)

**業績指標 107**

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

**評価**

B	目標値：減少率を毎年度縮小 実績値：集計中（令和2年度） - 2.3%（令和元年度） 初期値：- 1.0%（平成28年度）
---	--

**（指標の定義）**

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和3年3月末現在で618件策定されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進することとしている。これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。

**（外部要因）**

人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発等

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

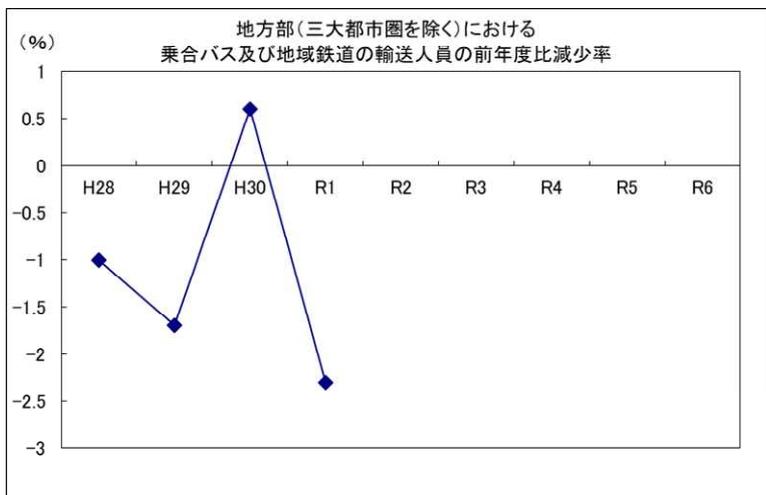
なし

**【その他】**

・新経済・財政再生計画改革工程表（令和2年12月18日）

3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
- 1.0%	- 1.7%	0.6%	- 2.3%	集計中	



## 主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和元年度末の実績値は-2.3%であり、減少率は2.9%大きくなったため、順調ではないといえる。

本指標をアウトカムと捉えた場合、アウトプット指標となる指標の動向を分析すると、業務指標105「地域公共交通計画の策定件数」及び業務指標106「地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数」は目標に向かって順調とは言えないため、地域公共交通ネットワークの再構築について地方公共団体における取組を更に加速させる必要がある。

#### (事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成できていないことから、「B」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、A I等課題解決に資する新技術の出現や新モビリティサービスの構築など様々な外部要因が複合的に関わっている。

今後も、計画策定を通じ、持続可能な地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの維持・確保の取組を支援していく。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課 (課長：倉石 誠司)

関係課： 鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室 (室長：塩崎 浩一)

自動車局旅客課 (課長：大辻 統)

**業績指標 108**  
 バスロケーションシステムが導入された系統数\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：17,000系統（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 24,893系統（令和元年度） 初期値：11,684系統（平成24年度）

**（指標の定義）**  
 バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 公共交通機関の利用者利便向上のための施策の進捗状況を図る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

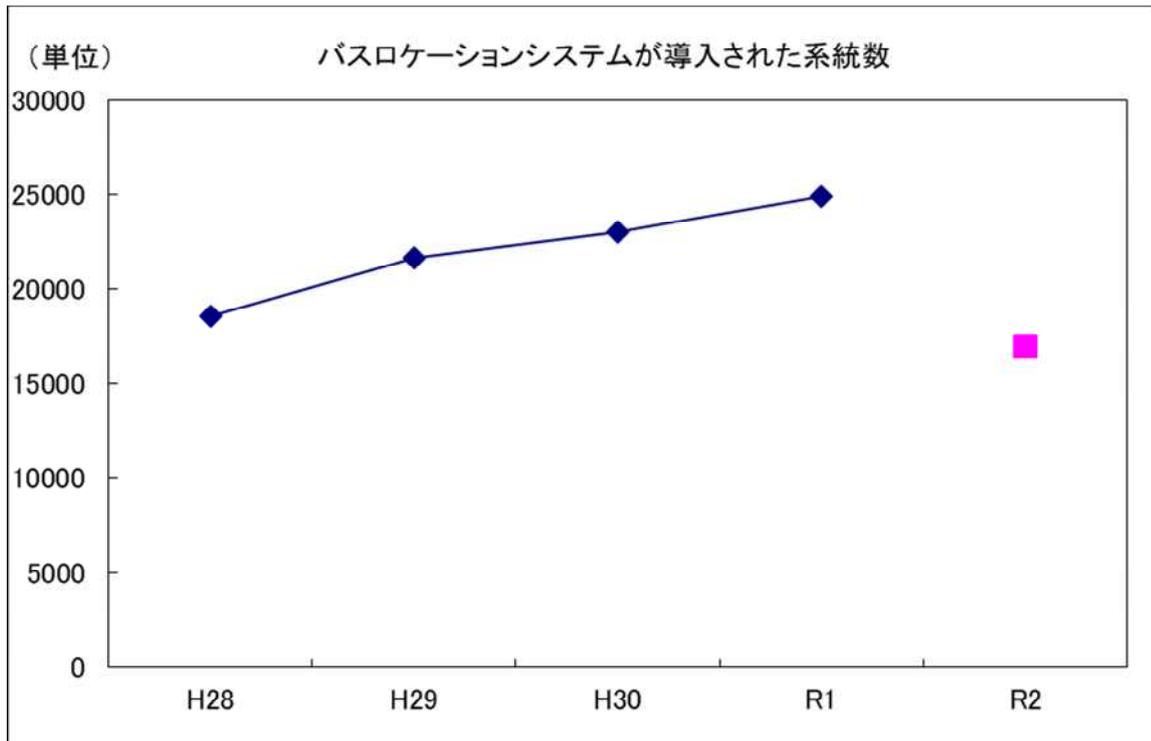
**（外部要因）**  
 なし

**（他の関係主体）**  
 バス事業者（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 交通政策基本計画（平成27年2月13日）「歩行者や公共交通機関の利用者に対してバリアフリー情報、経路情報等の交通に関する情報を低コストで分かりやすく提供するため、スマートフォンや各種情報案内設備等を利用した交通に関する情報の提供方策を検討する。」第2章. 基本的方針A. 目標④  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

単位：系統数

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
18,565	21,678	23,043	24,893	集計中	



### 主な事務事業等の概要

○訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向け、滞在時に快適性及び観光地までの移動円滑化を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する。

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）予算額54億円の内数（令和元年度）

○「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、旅行環境整備に係る対策を促進する。

・観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）予算額44億円の内数（令和元年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

令和2年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、令和元年度に24,893系統に達しており、目標値を達成している。「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられる。

##### （事務事業等の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」および「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」において、令和元年度に41件の補助を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度の実績値は24,893系統に達しており、目標値17,000系統を達成しているため「A」と評価した。バスの利便性向上への取組は積極的に推進しているところであるが、訪日外国人旅行者向けの対応がされていないバス停や情報提供のあり方など、解消すべき課題が残っている。

そこで、今後も補助制度の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のインバウンド対応のための取組を支援し、訪日外国人旅行者が安心かつ円滑に目的地へ到着できるよう環境整備に取り組んでいく必要がある。

引き続き「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」及び「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」による支援を行うこととしたい。

以上を踏まえ、今後も継続的にバスロケーションシステムの導入を促進するため、実績値の推移等を勘案し、本業績指標について見直しを検討する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：該当なし

**業績指標 109**  
地方バス路線の維持率

**評価**

B	目標値：100%（令和5年度） 実績値：98.6%（令和2年度） 初期値：97.1%（平成20年度）
---	--

**（指標の定義）**

「地方バス路線」とは、地域間幹線系統における生活交通確保のため、協議会での協議結果に基づき策定した生活交通確保維持改善計画において維持が必要とされた広域的・幹線の路線であって、国土交通大臣が認定したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が認定した地域間幹線系統（毎年度認定）に対して引き続き運行されている当該系統（翌年度末）の割合。

（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地域間幹線系統数

（分母）＝評価前年度に国土交通大臣が認定した地域間幹線系統数

・初期値

分子：1,865系統

分母：1,920系統

・直近値

分子：1,489系統

分母：1,509系統

**（目標設定の考え方・根拠）**

協議会策定の計画において維持が必要とされ、国が支援することとした地域間幹線系統が維持されることを目指す。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

総務省（地方財政措置）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

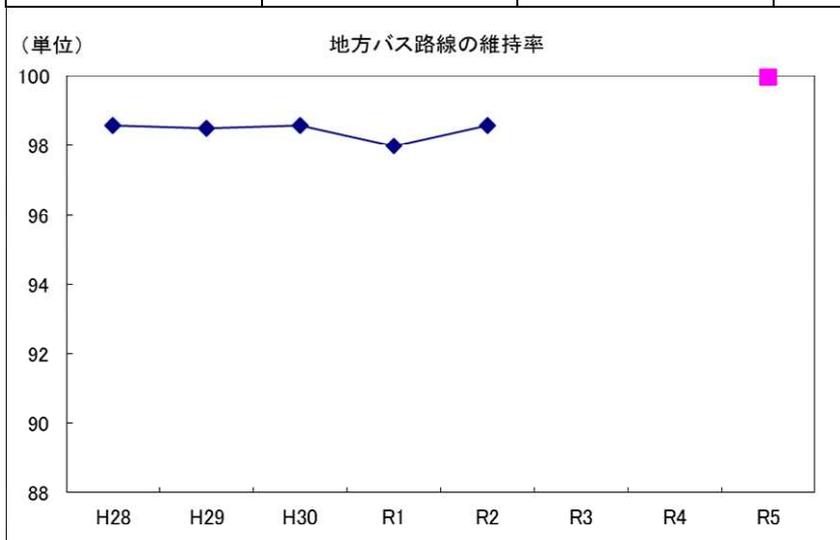
なし

**【その他】**

なし

単位：%

過去の実績値（%）				
H28	H29	H30	R1	R2
98.6	98.5	98.6	98.0	98.6



## 主な事務事業等の概要

### 生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。

・地域公共交通確保維持改善事業 予算額 204 億円の内数（令和 2 年度当初）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、令和 2 年度の実績値は 98.6%である。

これは、国が認定した令和 2 年 9 月末の系統数 1,509 系統のうち、令和 3 年 3 月末までに 20 系統が廃止となったためであるが、その内訳は、地域の関係者による協議を通じた類似系統の再編（10 系統）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移しているため、地域公共交通の維持というアウトカムは一定程度達成されているものと考えられる。また、「地域公共交通確保維持改善事業」や、令和 3 年度に延長された都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられるが、目標値の達成は容易でない。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい系統や運行区間が重複している系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

#### （事務事業等の実施状況）

令和 2 年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っており、「地域公共交通確保維持改善事業」として 1489 系統の補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、実績値の推移から推察し、「B」と評価した。

地方バス路線に関しては、「地域公共交通確保維持改善事業」や令和 3 年度に都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置が延長されたことから、地域特性や実情に対応した最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、地域公共交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行を支援しているところ。

国土交通省としては、今後の人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、地域の関係者に対して、地域の特性を十分踏まえた生産性向上のための取組の推進を促し、当該事業により、最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持が行われるよう、効率的・効果的に支援を行うとともに、引き続き、地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行って参りたい。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：

業績指標 110

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 (①航路、②航空路)\*

評価

①A	目標値：①100%(令和2年度) 実績値：①100%(令和2年度) 初期値：①100%(平成24年度)
----	---

(指標の定義)

- ① 分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。

(外部要因)

- ① 特記事項なし。

(他の関係主体)

- ① 地方公共団体 (事業主体)  
民間事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

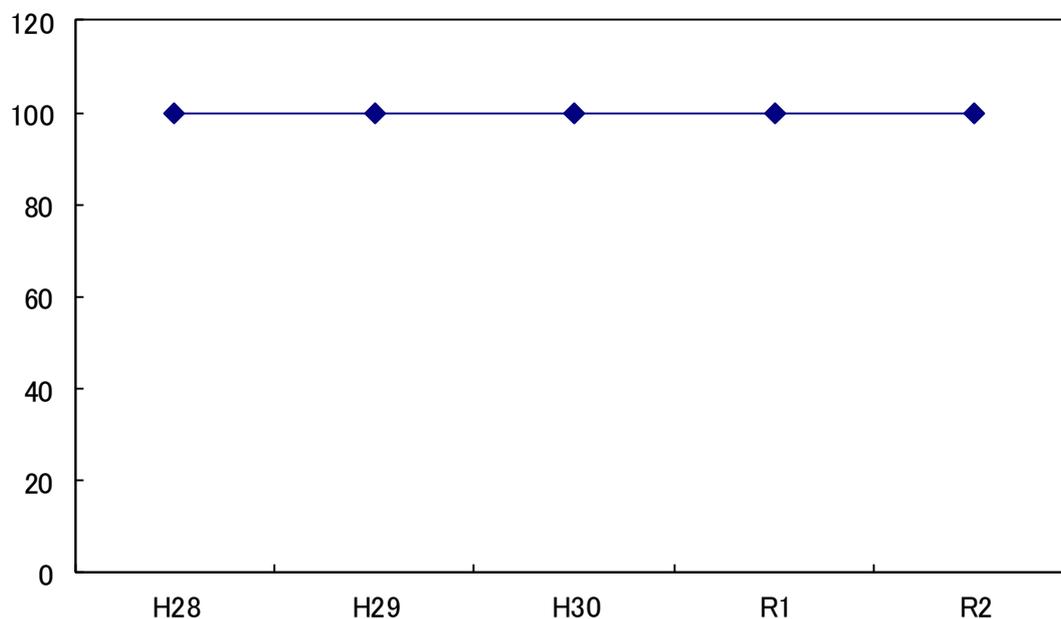
過去の実績値(年度)

単位：%

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①	100	100	100	100	100	100

(%)

有人離島のうち航路が就航している離島の割合



### 主な事務事業等の概要

- ① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。  
・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ① 令和2年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は100%で順調である。

##### (事務事業等の実施状況)

- ① ・令和2年度離島航路運営費補助63.5億円を確保し、125航路112事業者に交付した。  
・令和2年度離島航路構造改革補助6.5億円を確保し、22事業者に交付した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 離島航路の運営費補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、100%を維持するとの目標を達成していることから、「A」と評価した。  
今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、引き続き100%を維持する（令和7年度）目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： ①海事局内航課（課長 小林 基樹）  
②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室  
関係課：

**業績指標 110**

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 \* (①航路、②航空路)

評 価	
②B	目標値：100% (令和2年度) 実績値：96% (令和2年度) 初期値：100% (平成23年度)

**(指標の定義)**

②平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。

(分子) = 当該年度において航空輸送が確保されている離島数

(分母) = 平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数

**(目標設定の考え方・根拠)**

②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも100%を維持することを目標とする。

**(外部要因)**

- ②・船舶等代替交通機関へのシフト
- ・人口減少等による利用者減に伴う収益悪化

**(他の関係主体)**

- ②・都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)
- ・航空運送事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

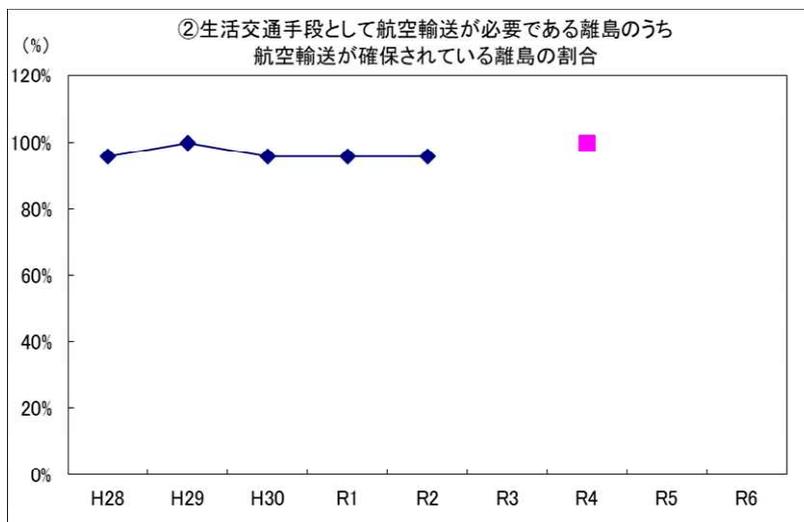
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
96%	100%	96%	96%	96%	



## 主な事務事業等の概要

②離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。

※令和2年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 204億円の内数

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

②対象となる25の有人離島のうち、1つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況が継続している。

当該離島において航空輸送が確保されていないのは、運送事業者が平成27年に当該離島空港において事故を起こし、安全管理体制上の問題等から事業改善命令が発出されたこと等から長期間運航できない状態となり、平成30年1月から一時的に運航を再開したものの、損失見込みが過大であることから平成30年4月以降同路線の運航が再び休止していることによるものである。

#### (事務事業等の実施状況)

②令和2年度は、6事業者14航空路に対して補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

②令和2年度は、上記のとおり一部の有人離島において航空輸送が確保されず、実績値が96%となったため、「B」評価とした。

離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討する。休止している路線については、運航再開に向けた関係者との調整等を加速する。

なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、100%（令和7年度）の目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、引き続き長期的に100%を維持することを目標とする。本業績指標についても見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）

関係課：

**業績指標 111**

鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数\*

**評価**

A	目標値：10件（令和2年度） 実績値：10件（令和2年度） 初期値：4件（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、鉄道の上下分離等のために地方自治体と鉄道事業者が共同で作成する「鉄道事業再構築事業実施計画」について、国土交通大臣が認定した件数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで令和2年度までに10件の認定を目標とする。

**（外部要因）**

地元関係者間での協議

**（他の関係主体）**

地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体、関係する公共交通事業者など）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

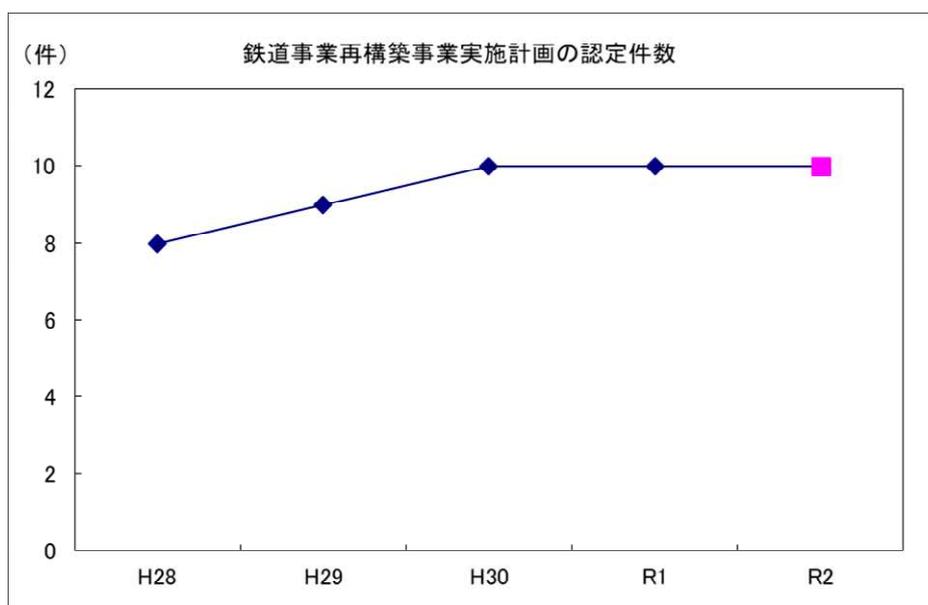
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（件）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
8	9	10	10	10	



**主な事務事業等の概要**

**【鉄道事業再構築事業】**

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、国土交通大臣が認定を行っている。

○過去の認定案件

- ・福井鉄道（株）、福井市、鯖江市、越前市、福井県への認定（平成21年2月24日）
- ・若桜町、八頭町、若桜鉄道（株）への認定（平成21年3月13日）
- ・三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村への認定（平成21年11月30日）  
三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村に対する計画の変更認定（平成26年3月28日）
- ・甲賀市、信楽高原鉄道（株）、滋賀県への認定（平成25年3月4日）
- ・北近畿タンゴ鉄道（株）、WILLER TRAINS（株）及び関係9自治体への認定、四日市市及び四日市あすなろう鉄道（株）への認定（平成27年3月11日）
- ・山形鉄道（株）、長井市、南陽市、白鷹町及び川西町への認定（平成28年11月14日）
- ・伊賀市、伊賀鉄道（株）への認定（平成29年3月15日）
- ・（一社）養老線管理機構、養老鉄道（株）、大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、桑名市への認定（平成29年12月21日）
- ・三陸鉄道（株）、関係12市町村、岩手県、東日本旅客鉄道（株）への認定（平成31年1月31日）

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

**（指標の動向）**

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画の作成に向けて検討をしていただいた結果、鉄道事業再構築事業実施計画の申請に至るケースが着実に増加しており、平成30年度までの認定件数が目標に達した。

**（事務事業等の実施状況）**

平成20年に地域公共交通活性化再生法が改正されて鉄道事業再構築事業が創設されて以降、同事業を実施するための鉄道事業再構築実施計画が令和2年度までに10件作成され、国土交通大臣が認定を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標について、平成30年度までの認定件数が目標値に達しており、着実に進んでいることからA評価とした。
- ・目標年度が到来したが、令和3年度以降についても、鉄道事業再構築事業実施計画の策定を検討している自治体及び事業者に対して助言を行い、地域鉄道の活性化を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、令和7年度の目標値を13件と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 塩崎 浩一）

**業績指標 1 1 2**  
 デマンド交通の導入数

**評価**

B	目標値：700市町村（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 566市町村（令和元年度） 初期値：311市町村（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**  
 地域の生活の足を確保する観点で、デマンド交通を導入している市町村数を用いる。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

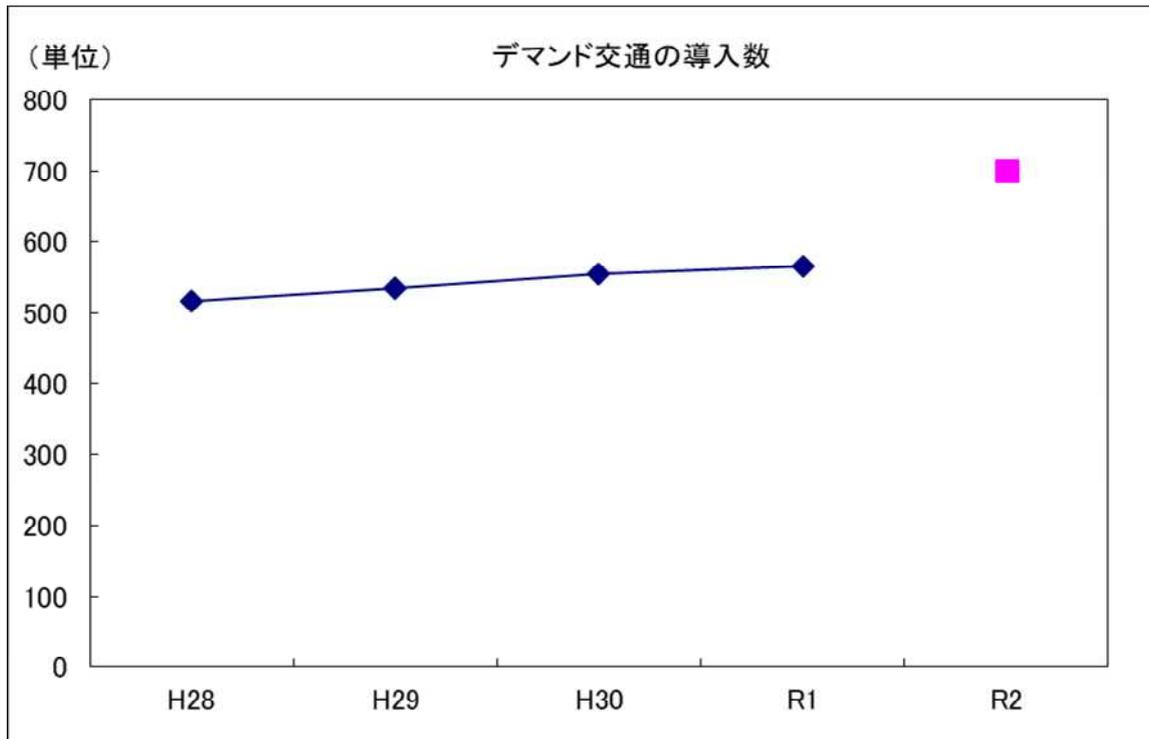
**（外部要因）**  
 なし

**（他の関係主体）**  
 バス・タクシー事業者

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 交通政策基本計画（平成27年2月13日）「その際、自治体と民間事業者の役割分担を明確にした上で、公有民営方式やデマンド交通、教育、社会福祉施策との連携など多様な手法・交通手段を活用し、駐車場の適正配置等とも組み合わせながら、それぞれの地域における徒歩や自転車も含めたベストミックスを実現することを目指す。」第2章. 基本方針A. 目標①  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

単位：市町村

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
516	535	555	566	集計中	



### 主な事務事業等の概要

市町村で人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する手段として、デマンド交通（利用者の要望に応じて、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバスや乗合タクシー等）の導入を進めている。

・地域公共交通確保維持改善事業 予算額 220 億円の内数（令和元年度当初）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

令和2年度の実績値は集計中である。デマンド交通を導入した市町村数は、令和元年度に566市町村と想定していた伸び率よりも下回っている状況であるが、鉄道や路線バスなどの公共交通が十分でない地域（交通空白地域）が拡大する中、デマンド交通はその状況を解消するための有効な手段のひとつとして導入促進が図られているところである。

##### （事務事業等の実施状況）

地域公共交通確保維持改善事業により支援を行っている。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

デマンド交通を導入した市町村数は、毎年度増加傾向にある一方、過去の実績値から推察し「B」と評価した。交通空白地域の拡大が進む中で、地方バス路線の維持を図りつつ、バス路線の合理化を図るための代替交通手段のひとつとして、また、交通空白地域内で確保する交通手段のひとつとして、引き続き、デマンド交通が求められる場合には導入を着実に進めていくことが必要である。

一方で、令和3年5月に策定（閣議決定）された「第2次交通政策基本計画」では、過疎地等における旅客運送サービスの維持・確保にあたり、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送等の地域の輸送資源を総動員するとともに、既存の公共交通機関との連携を促進することで利便性の向上と経営の効率化を図ることとされている。

このようなことから、本業務指標であるデマンド交通については、旅客運送サービスを維持・確保するためのひとつの交通手段に過ぎず、その導入数にあっては地域の実情により左右されることとなるため、業績指標として継続設定することは適切でないと考えことから、令和2年度をもって廃止することとする。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：

**業績指標 113**  
LRT の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

**評価**

A	目標値：35%（令和2年度） 実績値：35.7%（令和2年度） 初期値：24.6%（平成25年度）
---	---

**（指標の定義）**  
軌道事業者が保有する路面電車の全車両のうち、低床式路面電車の車両（LRV）の割合

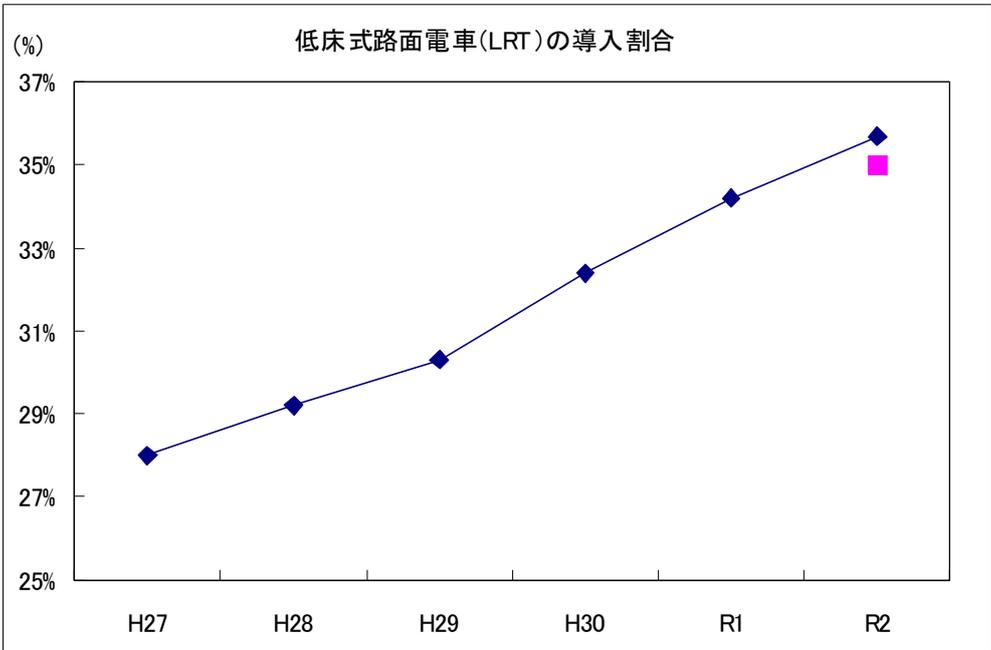
**（目標設定の考え方・根拠）**  
自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取り組みを見込んで設定（低床式車両数／軌道事業者保有全車両数）

**（外部要因）**  
地元関係者間での協議

**（他の関係主体）**  
LRTプロジェクト推進協議会（鉄軌道事業者、関係地方公共団体など）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
なし  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値						（年度）
H27	H28	H29	H30	R1	R2	
28.0%	29.2%	30.3%	32.4%	34.2%	35.7%	



**主な事務事業等の概要**

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）
- ・観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）
- ・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、公共交通の利用環境改善（LRT導入）を支援

予算額：14,809百万円の内数（令和2年度）

（税制特例）

・低床型路面電車に係る特例措置

固定資産税 5年度分1/3 減収額 42百万円（平成31年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

過去の導入実績及び今後の導入予見込みを勘案するとともに、事業者に対する国の支援を実施することにより、順調に推移している。

令和2年度時点で、軌道事業者の保有する車両数1,062に対して低床式車両数は379であり、全車両の35.7%が低床式車両となり、令和2年度までのLRTの導入割合は目標に達した。

#### （事務事業等の実施状況）

令和元年度は低床式車両が全事業者で15両（すべて補助対象）導入されたことにより、実績値が前年度に比べ1.5%増加しており、順調であったと評価できる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標について、令和2年度までのLRTの導入割合は目標値に達しており、着実に増加していることからA評価とした。
- ・目標年度が到来したが、令和3年度以降についても上記補助金を活用しながら軌道事業者のLRT導入を支援していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、令和7年度の目標値を42%と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 塩崎 浩一）

# 施策目標個票

(国土交通省2-⑳)

施策目標	都市・地域における総合交通戦略を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	人口減少・高齢社会において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない  (判断根拠) 主要な業績指標114①については目標年度における目標が達成されたが、主要な業績指標114②及び③については目標年度における目標が達成されなかったことから、「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	本施策は、交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援といった事務事業を行っているが、公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではないため、低密度に広がった市街地の形成が課題となっている地方中枢都市圏、地方都市圏については、現段階において、目標設定を下回る伸び率にとどまっている。また、特に地方中枢都市圏において、新型コロナウイルス感染症対策としてのバスの減便等により、基幹的な公共交通の定義から外れた停留所等が増加したことから、令和元年度の指標を大きく下回る市町村があった。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、既存事業による支援を継続するとともに、地方都市については、目標達成に向けて、自治体が策定する「立地適正化計画」による土地利用施策と連動した支援の充実・強化を図るとともに、ゆとりとにぎわいある「居心地がよく歩きたくなる」まちづくり等の取組への支援を強化する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない、令和元年度までの1年あたりの平均伸び率に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるように、新たに目標を検討する。

業績指標	114 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(①三大都市圏*、②地方中枢都市圏*、③地方都市圏*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		①90.5% ②78.7% ③38.6%	①90.9% ②79.3% ③38.9%	①91.1% ②79.3% ③38.9%	①91.2% ②79.4% ③38.9%	①91.1% ②79.5% ③39.0%	①91.1% ②78.9% ③38.3%		①A ②B ③B
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参考指標	参67 コミュニティサイクルの導入数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		54市町村	87市町村	135市町村	158市町村	164市町村	集計中		100市町村
年度ごとの目標値		-	-	-	-	100市町村			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	640	692	692	900	
		補正予算(b)	0	400	0	-	
		前年度繰越等(c)	325	318	775	-	
		合計(a+b+c)	965	1,410	1,467		
	執行額(百万円)	647	635				
	翌年度繰越額(百万円)	318	775				
	不用額(百万円)	0	0				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	街路交通施設課(課長 荒川 辰雄)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	-------------------	----------	--------

**業績指標 114 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合**  
 (①三大都市圏\*、②地方中枢都市圏\*、③地方都市圏\*)

**評価**

①A ②B ③B	目標値：①90.8%、②81.7%、③41.6% (令和2年度) 実績値：①91.1%、②78.9%、③38.3% (令和2年度) 初期値：①90.5%、②78.7%、③38.6% (平成26年度)
----------------	---

**(指標の定義)**

圏域内人口のうち基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合  
 <分母>圏域内人口<分子>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口  
 ※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリア  
 ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅を中心とする半径1km圏内  
 ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅・電停を中心とする半径500m圏内  
 ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔15分以下のバス路線から沿線300m圏内  
 <地方中枢都市圏>札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域  
 <地方都市圏>三大都市圏、地方中枢都市圏に属さない市町村のうち、人口10万人以上の市町村

**(目標設定の考え方・根拠)**

(令和2年度の目標設定)

- ・三大都市圏については、直近の伸び率の年率0.05%のトレンドで目標を設定。
- ・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率0.5%のトレンドで目標を設定。

**(外部要因)**

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症による影響

**(他の関係主体)**

地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

**【閣議決定】**

該当無し

**【閣決(重点)】**

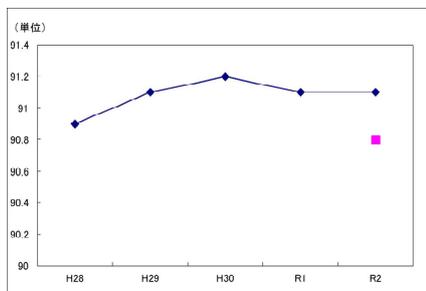
- ・第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

**【その他】**

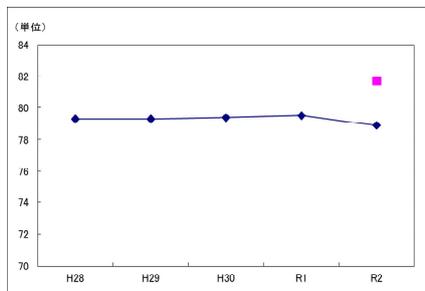
- ・平成19年7月20日 社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
①90.9%、②79.3%、③38.9%	①91.1%、②79.3%、③38.9%	①91.2%、②79.4%、③38.9%	①91.1%、②79.5%、③39.0%	①91.1%、②78.9%、③38.3%	

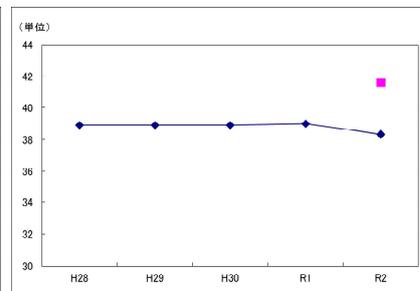
**公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (%)**



①三大都市圏



②地方中枢都市圏



③地方都市圏

## 主な事務事業等の概要

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

三大都市圏については、令和2年度の実績において、令和2年度の目標を達成。地方中枢都市圏、地方都市圏については、令和2年度の目標を達成しなかった。

#### (事務事業等の実施状況)

自由通路、駅前広場等の交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援等により、公共交通の利便性向上と都市交通の円滑化を図ることで、都市・地域総合交通戦略を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①三大都市圏については、令和2年度の実績において、令和2年度の目標を達成したためAと評価。②地方中枢都市圏、③地方都市圏については、目標を達成しなかったためBと評価した。
- 公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではなく、特に、低密度に広がった市街地の形成が課題となっている地方中枢都市圏、地方都市圏については、現段階において、目標設定を下回る伸び率にとどまっており、特に、地方中枢都市圏において、新型コロナウイルス感染症対策としてのバスの減便等により、基幹的な公共交通の定義から外れた停留所等が増加したことから、令和元年度の指標を大きく下回る市町村があった。
- 上記を踏まえ、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度までの1年あたりの平均伸び率に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるように新たに、令和7年度の目標を設定した。
  - ※目標設定の考え方
  - ①三大都市圏については、R1年度までの1年あたりの平均伸び率の年率0.15%のトレンドで新たに目標を設定。(92.0%)
  - ②地方中枢都市圏については、R1年度までの1年あたりの平均伸び率の年率0.3%のトレンドで新たに目標を設定。(81.3%)
  - ③地方都市圏については、R1年度までの1年あたりの平均伸び率の年率0.1%のトレンドで新たに目標を設定。(39.6%)
- ①三大都市圏については、令和2年度の目標を達成し、一定の効果を発現したと考えられることから、引き続き、既存事業による支援を継続し、あわせて、急激な人口減少、少子化、高齢化の進展にも対応した居住者にとって魅力ある中心市街地や公共交通沿線など、ゆとりとにぎわいある「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり等の取組への支援を強化・充実させることで、各都市圏における公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。
- 上記内容を踏まえて本業績指標についても今後見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）  
関係課：

# 施策目標個票

(国土交通省2-29)

施策目標	道路交通の円滑化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性を向上することで、道路交通の円滑化を推進する	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) 主要な業績指標である115については、令和2年度までに目標を達成した。主要業績指標116については、目標年度において目標値に達しなかったが、概ね目標に近い実績を示したため、全体として「③相当程度進展あり」とした。
	施策の分析	渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上に向け、道路網の整備、現道路拡幅、及びバイパス整備を効果の高い箇所に対し重点化して実施するとともに、開かずの踏切等に対して、連続立体交差事業等の抜本的な対策を、スピードアップの工夫をしながら実施してきたところであり、道路交通の円滑化推進に向け、順調かつ確実に推移しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	今後も引き続き、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上をはかり、道路交通の円滑化に資する政策を推進する。また、第5次社会資本整備重点計画に掲げる目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。

業績指標	115 踏切遮断による損失時間(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約123 万人・時/日	約121 万人・時/日	約120 万人・時/日	約119 万人・時/日	約118 万人・時/日	約117 万人・時/日	A	約117 万人・時/日
	年度ごとの目標値								
業績指標	116 都市計画道路(幹線街路)の整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		61.7%	64.4%	64.9%	65.3%	65.7%	66.1%	B	66.5%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		予算の状況(百万円)	当初予算(a)	189,827	193,392	220,317
補正予算(b)	11,232		32,772	52,844	-	
前年度繰越等(c)	76,244		56,341	113,974	-	
合計(a+b+c)	277,303		282,505	387,135	224,403	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	220,346	168,468			
	翌年度繰越額(百万円)	56,341	113,974			
	不用額(百万円)	616	62			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	道路局路政課 (課長 高山 泰) 都市局街路交通施設課 (課長 荒川 辰雄)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---	----------	--------

業績指標 115 踏切遮断による損失時間*
--------------------------

**評価**

A	目標値：約117万人・時/日 (令和2年度) 実績値：約117万人・時/日 (令和2年度) 初期値：約123万人・時/日 (平成25年度)
---	---

**(指標の定義)**  
 踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差  
 開かずの踏切等の遮断時間による損失時間  
 =踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 (注) - 対策後に踏切通過に要する時間  
 (注) 全国での1日あたりの踏切通過交通量 (人数) ×踏切での待ち時間

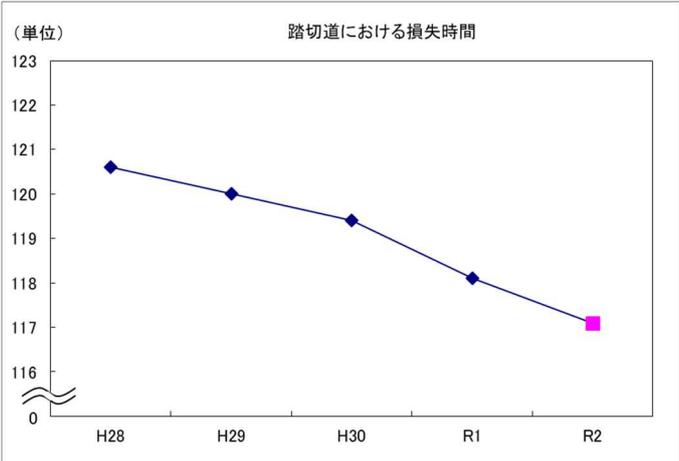
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

**(外部要因)**  
 地元調整の状況、踏切道の交通量等

**(他の関係主体)**  
 地方公共団体 (事業主体)、鉄道事業者

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
  
**【閣議決定】**  
  
**【閣決 (重点)】**  
  
**【その他】**

過去の実績値 (年度)				
H28	H29	H30	R1	R2
120.6 万人・時/日	120.0 万人・時/日	119.4 万人・時/日	118.1 万人・時/日	117.0 万人・時/日



**主な事務事業等の概要**

開かずの踏切等の解消

- ・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を推進する。 (◎)

予算額：

道路整備費17,858億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金8,713億円 (国費) 等の内数 (平成31年度)

道路整備費20,472億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金7,627億円 (国費) 等の内数 (令和2年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・連続立体交差事業等により平成30年度から、開かずの踏切等約198箇所を解消しており、平成30年度の実績値約119万人・時/日に対して、令和2年度の実績値は約117万人・時/日となり、目標値の約117万人・時/日を達成した。

#### (事務事業等の実施状況)

・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・最終年度の集計を行い、目標値の117万人・時/日を達成したことから、Aと評価した。
- ・引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を推進していく必要があるため、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、道路ネットワークの構築の効果等も踏まえ、98万人・時/日（令和7年度）と目標を設定した。本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：	道路局 路政課	(課長 高山 泰)
関係課：	都市局 街路交通施設課	(課長 荒川 辰雄)
	鉄道局 施設課	(課長 森 信哉)

業績指標 116

都市計画道路（幹線街路）の整備率\*

評 価	
B	目標値：66.5%（令和2年度） 実績値：66.1%（令和2年度） 初期値：61.7%（平成24年度）

（指標の定義）

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

（目標設定の考え方・根拠）

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線道路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として年0.6%の伸びを確保するように設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

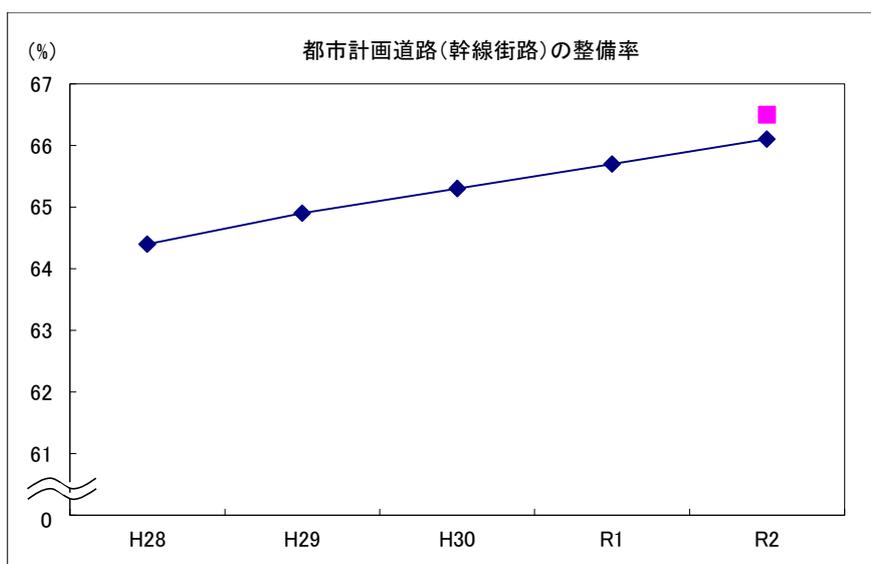
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
64.4	64.9%	65.3%	65.7%	66.1%	



## 主な事務事業等の概要

### ・都市計画道路（幹線街路）の整備

地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や病院等の日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るため現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る（◎）

### 予算額（事業費）

道路整備費14,851億円及び社会資本整備総合交付金等42,073億円の内数（平成31年度当初予算）

道路整備費18,836億円及び社会資本整備総合交付金等34,797億円の内数（令和2年度当初予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成29年度以降、年間約220kmの都市計画道路の完成で推移しているが、目標年度の令和2年度実績において目標値を達成しなかった。

#### （事務事業等の実施状況）

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、狭隘の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成29年度以降、順調に整備延長は増加し、おおむね目標値近くの実績が得られているが、目標値に達しなかったため、B評価とした。課題として、事業期間の長期化している事業が存在していることがあるため、集中的な用地取得や工事実施を進めることで事業効果の早期発現を目指していく必要がある。また、都市計画決定後、長期間、整備に未着手の路線も多く存在しており、必要性を検証したうえで、都市計画道路網の見直しに取り組むことが必要である。

今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

なお、引き続き施策を推進する必要があるため、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、直近の動向等を踏まえて68.5%（R7年度）と目標設定した。本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）

関係課：都市局都市計画課（課長 堤 洋介）

## 施策目標個票

(国土交通省2-30)

施策目標	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標117については目標値を達成しており、119については一部の目標は達成できなかったが、半数以上の目標を達成している。業績指標118についても全体的な傾向は下落の方向にあることから、「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>業績指標117については、令和2年度において目標値の6件を達成している。業績指標118については、実績が出ている過去5年(平成27～令和元年度)の平均割合をみると2.78%と目標値を上回り順調であるとは言い難い。用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうものであるが、これまでの全体的な傾向は下落の方向にあったことから、下落傾向に引き戻せれば、目標年度に目標値を達成すとも期待できる。</p> <p>業績指標119については、一部分野について集計中であり、令和2年度実績が出た指標についても一部目標が達成できなかったが、大半の指標で令和2年度までに目標を達成もしくは達成見込みである。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>業績指標117、119については、実績値等を踏まえ本業績指標の見直しを検討する。</p> <p>業績指標118については、公共事業の迅速化に向けて、「新たな日常」への対応等も踏まえ、補償基準等の見直しなど、用地取得の合理化に関する取組を更に進めることとしており、これら取組により、用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。</p>

117 技術基準類の改訂等によりICT活用施工が可能となる工種数	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	2	-	2	4	7	8	A	6
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/
118 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率:過去5年度の平均)	初期値	実績値					評価	目標値
	H23～27年度平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		平成29～R3年度平均
	2.55	2.66	3.17	2.96	2.39	集計中	B	2.30
	年度ごとの目標値	/						/

業績指標	119 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	(①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧鉄道、⑨自動車道、⑩公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑪官庁施設)	①(i)- (ii)- ②(i)88 (ii)83 ③(i)21 (ii)28 ④(i)28 (ii)30 ⑤1 ⑥- ⑦97 ⑧99 ⑨0 ⑩(i)94 (ii)77 ⑪42	①(i)65 (ii)26 ②(i)100 (ii)84 ③(i)100 (ii)47 ④(i)100 (ii)62 ⑤18 ⑥43 ⑦99 ⑧100 ⑨4 ⑩(i)100 (ii)90 ⑪89	①(i)73 (ii)36 ②(i)100 (ii)89 ③(i)100 (ii)79 ④(i)100 (ii)79 ⑤39 ⑥70 ⑦100 ⑧100 ⑨42 ⑩(i)100 (ii)93 ⑪97	①(i)81 (ii)53 ②(i)100 (ii)89 ③(i)100 (ii)95 ④(i)100 (ii)100 ⑤71 ⑥100 ⑦100 ⑧100 ⑨52 ⑩(i)100 (ii)94 ⑪97	①(i)92 (ii)71 ②(i)100 (ii)97 ③(i)100 (ii)98 ④(i)100 (ii)100 ⑤82 ⑥100 ⑦100 ⑧100 ⑨61 ⑩(i)100 (ii)95 ⑪99	①(i)集 計中 (ii)集 計中 ②(i) 100 (ii) 100 ③(i) 100 (ii) 100 ④(i) 100 (ii) 100 ⑤100 ⑥100 ⑦100 ⑧100 ⑨100 ⑩(i) 100 (ii)95 ⑪100	①(i)B (ii) B ②(i)- A ③(i)- (ii) A ④(i)- (ii) A ⑤A ⑥A ⑦- ⑧A ⑨A ⑩(i)- (ii)B ⑪A	①(i)100% (令和2年度) (ii)100% (令和2年度) ②(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ③(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ④(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ⑤100% (令和2年度) ⑥100% (令和2年度) ⑦100% (平成29年度) ⑧A ⑨A ⑩(i)100% (令和2年度) ⑪100% (令和2年度)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参68 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (①空港(空港土木施設)、②航路標識)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%		①100% ②100%	①100% ②100%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参69 点検実施率 (道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港(空港土木施設)、鉄道、自動車道、航路標識、公園(遊具)、官庁施設、観測施設)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	-	道路(橋梁): 54% 道路(トンネル): 47% 河川(国、水資源機構): 100% 河川(地方公共団体): 100% ダム(国、水資源機構): 100% ダム(地方公共団体): 100% 砂防(国): 100% 砂防(地方公共団体): 62% 海岸: 49% 下水道: 43% 港湾: 61% 空港(空港土木施設): 100% 鉄道: 100% 自動車道: 100% 航路標識: 30% 公園(遊具): 100% 官庁施設: 88% 観測施設: 100%	道路(橋梁): 80% 道路(トンネル): 71% 河川(国、水資源機構): 100% 河川(地方公共団体): 100% ダム(国、水資源機構): 100% ダム(地方公共団体): 100% 砂防(国): 100% 砂防(地方公共団体): 79% 海岸: 65% 下水道: 70% 港湾: 76% 空港(空港土木施設): 74% 鉄道: 100% 自動車道: 100% 航路標識: 40% 公園(遊具): 98% 官庁施設: 95% 観測施設: 100%	道路(橋梁): 99% 道路(トンネル): 99% 河川(国、水資源機構): 100% 河川(地方公共団体): 100% ダム(国、水資源機構): 100% ダム(地方公共団体): 100% 砂防(国): 100% 砂防(地方公共団体): 100% 海岸: 79% 下水道: 100% 港湾: 85% 空港(空港土木施設): 87% 鉄道: 100% 自動車道: 100% 航路標識: 50% 公園(遊具): 99% 官庁施設: 95% 観測施設: 100%	道路(橋梁): 100% 道路(トンネル): 100% 河川(国、水資源機構): 100% 河川(地方公共団体): 100% ダム(国、水資源機構): 100% ダム(地方公共団体): 100% 砂防(国): 100% 砂防(地方公共団体): 100% 海岸: 86% 下水道: 100% 港湾: 94% 空港(空港土木施設): 94% 鉄道: 100% 自動車道: 100% 航路標識: 66% 公園(遊具): 100% 官庁施設: 96% 観測施設: 100%	道路(橋梁): 100% 道路(トンネル): 100% 河川(国、水資源機構): 100% 河川(地方公共団体): 100% ダム(国、水資源機構): 100% ダム(地方公共団体): 100% 砂防(国): 100% 砂防(地方公共団体): 100% 海岸: 95% 下水道: 100% 港湾: 100% 空港(空港土木施設): 94% 鉄道: 100% 自動車道: 100% 航路標識: 75% 公園(遊具): 100% 官庁施設: 99% 観測施設: 100%		各事業分野で計画期間中100%の実施を目指す	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		括弧内のとおり	
参70 維持管理・更新等に係るコストの算定率 (①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧空港(空港土木施設)、⑨鉄道、⑩自動車道、⑪航路標識、⑫公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑬官庁施設)								①(i)100% (令和2年度) (ii)100% (令和2年度) ②(i)100% (平成30年度) (ii)100% (令和2年度) ③(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ④(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ⑤100% (令和2年度) ⑥100% (令和2年度) ⑦100% (令和2年度) ⑧100% (令和2年度) ⑨100% (令和2年度) ⑩100% (令和2年度) ⑪100% (令和2年度) ⑫(i)100% (平成28年度) (ii)100% (令和2年度) ⑬100% (令和2年度)	
	①(i)-	①(i)-	①(i)-	①(i)-	①(i)-	①(i)集	評価	目標値	
	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)集			
	②(i)-	②(i)-	②(i)-	②(i)-	②(i)-	計中			
	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)計中			
	③(i)	③(i)	③(i)	③(i)	③(i)	②(i)-			
	(ii)-	100%	100%	100%	100%	(ii)-			
	③(i)-	(ii)	(ii)	(ii)	(ii)	③(i)			
	(ii)-	40%	40%	96%	96%	100%			
	④(i)-	④(i)	④(i)	④(i)	④(i)	(ii)			
	(ii)-	100%	100%	100%	100%	④(i)			
	⑤0%	(ii)	(ii)	(ii)	(ii)	100%			
	⑥-	62%	79%	100%	100%	(ii)			
	⑦31%	⑤16%	⑤37%	⑤66%	⑤75%	100%			
⑧100%	⑥43%	⑥70%	⑥100%	⑥100%	⑤93%				
⑨99%	⑦51%	⑦52%	⑦53%	⑦81%	⑥100%				
⑩0%	⑧100%	⑧100%	⑧100%	⑧100%	⑦95%				
⑪100%	⑨100%	⑨100%	⑨100%	⑨100%	⑧100%				
⑫(i)	⑩0%	⑩42%	⑩52%	⑩61%	⑨100%				
94%	⑪100%	⑪100%	⑪100%	⑪100%	⑩100%				
(ii)	⑫(i)	⑫(i)	⑫(i)	⑫(i)	⑪100%				
77%	100%	100%	100%	100%	⑫(i)				
⑬42%	(ii)	(ii)	(ii)	(ii)	100%				
	90%	93%	94%	95%	(ii)				
	⑬89%	⑬97%	⑬97%	⑬99%	⑬100%				
年度ごとの目標値									
参71 維持管理に関する研修を受けた職員がいる団体(①道路、②下水道)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①約24% ②約50団体	①約42% ②162団体	①約48% ②219団体	①約51% ②241団体	①53% ②1,339団体	①54% ②1,357団体	①約85% ②約1,500団体		
年度ごとの目標値									
参72 国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 (①道路、②河川、③ダム、④砂防、⑤港湾、⑥空港(空港土木施設)、⑦鉄道、⑧航路標識、⑨公園、⑩官庁施設)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		括弧内のとおり	
	①1,151人	①3,446人	①4,583人	①5,578人	①6,459人	①7,008人	評価	目標値	
	②449人	②1,452人	②2,156人	②2,156人	②2,875人	②3,100人			
	③301人	③1,115人	③1,115人	③1,115人	③1,382人	③1,777人			
	④115人	④230人	④345人	④460人	④575人	④610人			
	⑤64人	⑤384人	⑤902人	⑤1,488人	⑤2,202人	⑤2,570人			
	⑥38人	⑥114人	⑥161人	⑥211人	⑥261人	⑥261人			
	⑦53人	⑦137人	⑦186人	⑦227人	⑦211人	⑦211人			
	⑧22人	⑧86人	⑧218人	⑧440人	⑧629人	⑧781人			
	⑨38人	⑨113人	⑨157人	⑨202人	⑨244人	⑨244人			
	⑩2,176人	⑩6,587人	⑩8,776人	⑩10,861人	⑩12,633人	⑩12,906人			
									①5,000人(令和2年度)
									②3,000人(令和2年度)
						③2,200人(令和2年度)			
						④690人(令和2年度)			
						⑤400人(平成30年度)			
						⑥280人(令和2年度)			
						⑦250人(令和2年度)			
						⑧52人(令和2年度)			
						⑨280人(令和2年度)			
						⑩14,000人程度(令和2年度)			
年度ごとの目標値									

参考指標

	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
参73 基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合(道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港(空港土木施設)、鉄道、航路標識、公園、官庁施設、観測施設)	—	道路:54% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):23% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:82% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:80% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):23% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:99% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):100% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:100% 河川:- ダム:- 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):100% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%	道路:100% 河川:100% ダム:100% 砂防:100% 海岸:100% 下水道:100% 港湾:100% 空港(空港土木施設):100% 鉄道:100% 航路標識:100% 公園:100% 官庁施設:100% 観測施設:100%		各事業分野で計画期間中100%を目指す
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
参74 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件		
参75 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	初期値	実績値					評価	目標値
	20年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	93%	97.5%	98.0%	98.2%	98.1%	95.3%		90.0%以上
年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%		
参76 民間ビジネス機会の拡大を図る地方ブロックレベルのPPP/PFI地域プラットフォームの形成数	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	0	9	9	9	9	9		8
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参77 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	-	-	-	153	216	集計中		200
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参78 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	-	-	-	385	515	集計中		600
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参79 国土交通省の技術者資格登録規程に基づき登録された民間資格を保有している技術者数(維持管理分野)	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度末
	のべ約34,600人	のべ約40,600人	のべ約69,500人	のべ約76,400人	のべ約88,800人	のべ約103,000人		増加傾向(を維持)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参80 インフラメンテナンス国民会議に参加する企業・団体等の会員数	初期値	実績値					評価	目標値
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	199者	520者	1,330者	1,705者	1,951者	2,296者		2,000者
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参81 ICT土工の累積件数(国及び地方公共団体)	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		-
	1772件	-	1772件	3,173件	6108件	9,726件		毎年度増加
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

	初期値	実績値					評価	目標値
	R2年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
参82 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数	-	-	-	-	-	22万	/	150万
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
参83 地域単位での公共工事発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①国・都道府県: 84% ②市区町村: 51%	-	-	①国・都道府県: 84% ②市区町村: 51%	①国・都道府県: 99% ②市区町村: 98%	①国・都道府県: 100% ②市区町村: 100%		①100% ②100%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
参84 4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率(①国土交通省直轄、②都道府県、③政令指定都市、④市町村)	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		-
	①国土交通省直轄: 0.89 ②都道府県: 0.77 ③政令指定都市: 0.69 ④市町村: 0.56	-	①国土交通省直轄: 0.89 ②都道府県: 0.77 ③政令指定都市: 0.69 ④市町村: 0.56	①国土交通省直轄: 0.85 ②都道府県: 0.75 ③政令指定都市: 0.67 ④市町村: 0.55	①国土交通省直轄: 0.80 ②都道府県: 0.76 ③政令指定都市: 0.70 ④市町村: 0.63	①国土交通省直轄: 0.84 ②都道府県: 0.78 ③政令指定都市: 0.69 ④市町村: 0.60		-
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
参85 i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを旨とする	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
	ICT土工: 31.2%の時間短縮効果	-	-	ICT土工: 31.2%の時間短縮効果	ICT土工: 29.0%の時間短縮効果	ICT土工: 26.2%の時間短縮効果		調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を令和7年度までに2割向上することを旨とする
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
参86 包括的民間委託をテーマにした勉強会等への参加自治体数	初期値	実績値					評価	目標値
	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		R2年度
	11団体	/	/	/	11団体	11団体		20団体
年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	
参87 包括的民間委託を導入した累積自治体数	初期値	実績値					評価	目標値
	R2年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		-
	288団体	/	/	/	/	288団体		毎年度増加
年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	

参88 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合	初期値	実績値					評価	目標値
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R12年度
	35%			35%				
	年度ごとの目標値					20%		
	参89 インフラメンテナンスに係る新技術の現場試行累積数	初期値	実績値					評価
H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	-		
	6技術	6技術	14技術	22技術	32技術	38技術	毎年度増加	
年度ごとの目標値								

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	1,484	1,459	1,567	1,502
補正予算(b)	70	△ 0	176	-	
前年度繰越等(c)	80	70	7	-	
合計(a+b+c)	1,634	1,529	1,750	1,502	
	<0>	<0>	<0>	<0>	
執行額(百万円)	1,520	1,467			
翌年度繰越額(百万円)	70	70			
不用額(百万円)	44	55			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	技術調査課 (課長 森戸義貴)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------	--------------------	----------	--------

**業績指標 117**  
**技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数**

**評価**

A	目標値：6工種（令和2年度） 実績値：8工種（令和2年度） 初期値：2工種（平成29年度）
---	---

**(指標の定義)**  
 我が国の建設現場の生産性向上に資する施策として進めている「i-Construction」において、技術基準類の改訂等により ICT 施工が可能となる工種数。

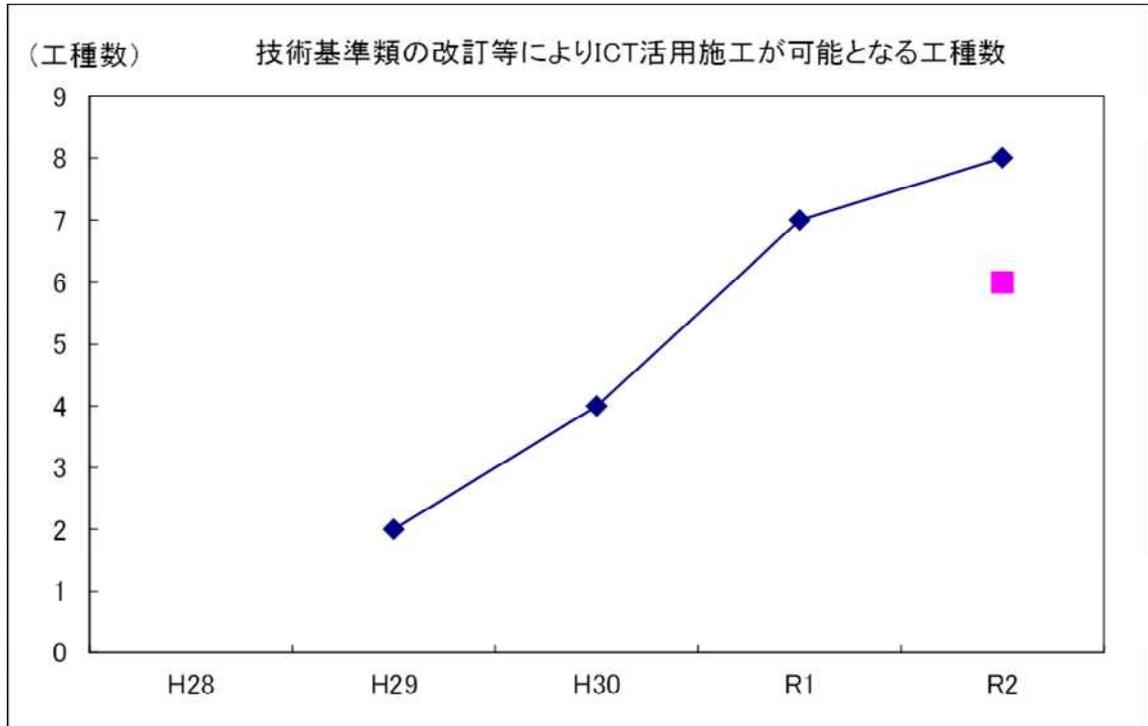
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事における ICT 施工の拡大を目指し、技術基準類の改訂等により ICT 施工が可能となる工種を令和2年度までに6工種設定した。

**(外部要因)**  
 なし

**(他の関係主体)**  
 なし

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
—	2工種	4工種	7工種	8工種	



### 主な事務事業等の概要

社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化

ICT の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保を図るため、技術基準類の改定等を行った。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・達成した

(事務事業等の実施状況)

- ・R 2 年度目標であった 6 工種の技術基準類の改定を令和 2 年度までに 8 工種行い、目標値を達成した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績目標について達成したため A と評価した。
- ・今後は、当課で実施している「産学官連携による基準類作成の取組」等により各業団体からの意見を取り入れながら、基準類の改定を実施していく。これまでの実績等を踏まえ、本業績指標については今後見直しを検討する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 岩見 吉輝）

関係課：

**業績指標 118**

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率 : 過去5年度の平均)

**評価**

B	目標値 : 2.30%以下 (平成 29~令和 3 年度の平均) 実績値 : 集計中 (平成 28~令和 2 年度の平均) 2.78% (平成 27~令和元年度の平均) 初期値 : 2.55% (平成 23~27 年度の平均)
---	--

**(指標の定義)**

単年度の用地あい路率は、国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)。

(注) 用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

初期値 : (2.70 (%) + 2.32 (%) + 2.27 (%) + 2.68 (%) + 2.77 (%) ) / 5 (年度)

目標値 : 2.55 (%) \* 0.9

直近値 : 810 (件) / 33,823 (件)

**(目標設定の考え方・根拠)**

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値(平成29~令和3年度の5カ年度のあい路率の平均)は、実現可能性のある数値として現況(平成23~27年度までの過去5カ年の平均)から1割改善させることとして設定。

また、長期的にもできる限り改善していく。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

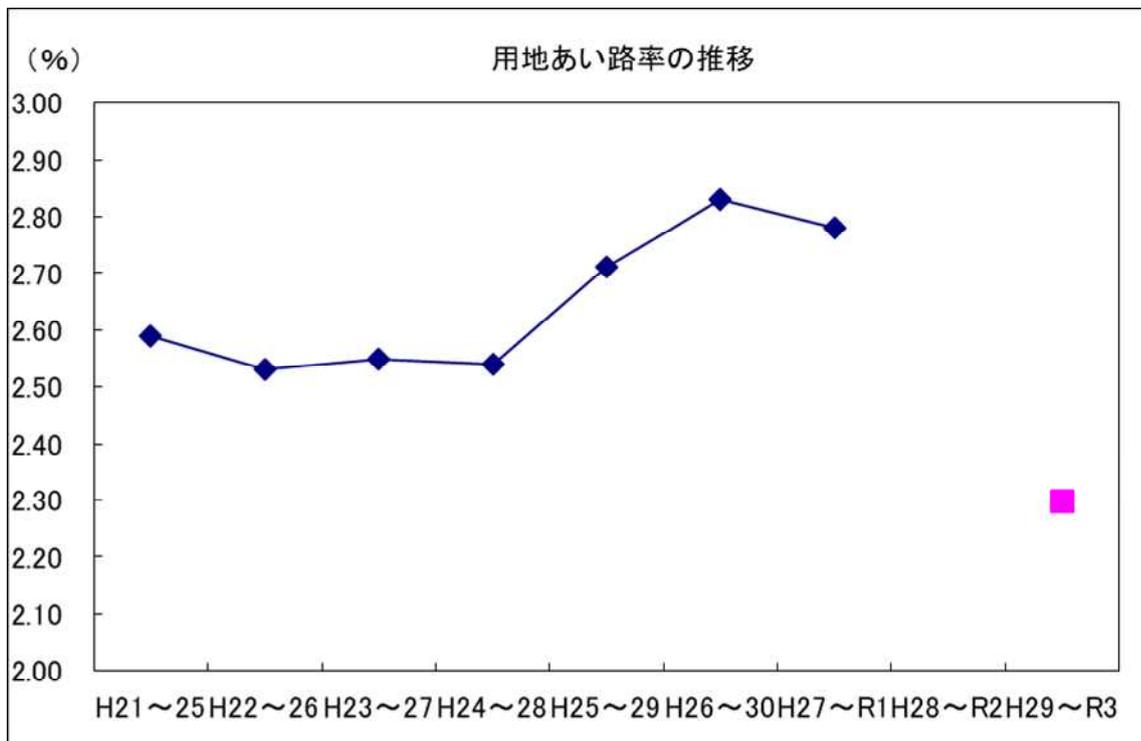
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2.66%	3.17%	2.96%	2.39%	集計中	
H24~H28 の平均	H25~H29 の平均	H26~H30 の平均	H27~R1 の平均	H28~R2 の平均	
2.54%	2.71%	2.83%	2.78%	集計中	



### 主な事務事業等の概要

#### ○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。

- ・建物・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和元年度予算額：7, 223千円）
- ・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和2年度予算額：7, 763千円）

#### ○収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）

収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5, 000万円（譲渡所得等の金額が5, 000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。

#### ○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1, 500万円が特別控除される。

#### ○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものとみなされる）。

#### ○交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものとみなされる）。

#### ○相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）

相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。

#### ○相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）

公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。

#### ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

#### ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和2年度の実績値は令和3年度に調査予定であり把握することができないが、実績値が出ている過去5年(平成27～令和元年度)の平均割合をみると2.78%と目標値を上回り順調であるとは言い難い。用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうるものであるが、これまでの全体的な傾向は下落の方向にあることから、下落傾向に引き戻せれば、目標年度に目標値を達成することも期待できる。

#### (事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するための補償基準等の見直しや、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」等の取組を行ってきたところであるが、公共事業の迅速な実施につながる円滑な土地利用を促進するため、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、「新たな日常」への対応等も踏まえ、補償基準等の見直しなど用地取得の合理化に関する取組等を更に進めることとしている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成27年度～令和元年度の平均割合が2.78%となっており、目標に対して順調に推移しているとは言い難いためBと評価した。順調に推移しているとは言い難い要因として、所有者不明土地への対応や補償額の不満等が挙げられるが、あい路率の大きな要因である所有者不明土地への対応については、所有者不明土地法により創設された土地収用法の特例の活用を推進するとともに、補償額の不満については、適正な補償を確保するための補償基準等の見直しを進めてきたことから、その解消に役立つものと考えられる。

更に、公共事業の迅速化に向けて、「新たな日常」への対応等も踏まえ、補償基準等の見直しなど、用地取得の合理化に関する取組を更に進めることとしており、これら取組を進めることで、用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 不動産・建設経済局土地政策課公共用地室(室長 九鬼 令和)

関係課： なし

業績指標 119

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率

- ① 道路 (i) 橋梁\* (ii) トンネル\*
- ② 河川 (i) 国、水資源機構\* (ii) 地方公共団体\*
- ③ ダム (i) 国、水資源機構\* (ii) 地方公共団体\*
- ④ 砂防 (i) 国\* (ii) 地方公共団体\*
- ⑤ 海岸\*
- ⑥ 下水道\*
- ⑦ 港湾\*
- ⑧ 鉄道\*
- ⑨ 自動車道\*
- ⑩ 公園 (i) 国\* (ii) 地方公共団体\*
- ⑪ 官庁施設\*

評 価			
① 道路 (i) 橋梁	B	①道路	目標値：(i) 100% (令和2年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 92% (令和元年度) (ii) 71% (令和元年度) 初期値：(i) - (平成26年度) (ii) - (平成26年度)
(ii) トンネル	B		
②河川 (i) 国、水資源機構	-	②河川	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (令和2年度) (ii) 100% (令和2年度) 初期値：(i) 88% (平成26年度) (ii) 83% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	A		
③ダム (i) 国、水資源機構	-	③ダム	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (令和2年度) (ii) 100% (令和2年度) 初期値：(i) 21% (平成26年度) (ii) 28% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	A		
④砂防 (i) 国	-	④砂防	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (令和2年度) (ii) 100% (令和2年度) 初期値：(i) 28% (平成26年度) (ii) 30% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	A		
⑤海岸	A	⑤海岸	目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：1% (平成26年度)
⑥下水道	A	⑥下水道	目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：- (平成26年度)
⑦港湾	-	⑦港湾	目標値：100% (平成29年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：97% (平成26年度)
⑧鉄道	A	⑧鉄道	目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：99% (平成26年度)
⑨自動車道	A	⑨自動車道	目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：0% (平成26年度)

⑩公園 (i) 国 (ii) 地方公共団体	— B	⑩公園	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (令和2年度) (ii) 95% (令和2年度) 初期値：(i) 94% (平成26年度) (ii) 77% (平成26年度)
⑪官庁施設	A	⑪官庁施設	目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (令和2年度) 初期値：42% (平成26年度)

**(指標の定義)**

- ① (i) 道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路橋(2m以上)を管理している道路管理者数)  
(ii) 道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路トンネルを管理している道路管理者数)
- ② 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合 (%)  
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済み施設数  
(2) : 堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設の総数  
個別施設計画を策定した施設数/国・水資源機構・都道府県等が管理する施設のうち主要なものの総数
- ③ 長寿命化計画を作成しているダムの割合 (%)  
ダムの長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済みのダム数  
(2) : ダム総数
- ④ 砂防堰堤等の砂防関係施設について、長寿命化計画を策定した事業主体数の割合 (%)  
砂防関係施設の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 砂防関係施設における個別施設計画の策定数  
(2) : 砂防関係事業の実施数  
※国は箇所、地方公共団体は都道府県単位
- ⑤ 個別施設計画策定対象の地区海岸数のうち、個別施設計画を策定した地区海岸数の割合
- ⑥ 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数の割合  
(分母) 下水道を管理している地方公共団体数  
(分子) 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数
- ⑦ 重要港湾以上の港湾における水深7.5m以深の係留施設数のうち、個別施設計画が策定されている係留施設数の割合
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数 / 個別施設計画の策定対象事業者数
- ⑨ 長寿命化計画を策定した路線数 / 長寿命化計画の策定対象路線数
- ⑩ 国営公園総数及び優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体数のうち、個別施設計画を策定済みの国営公園数及び公園施設長寿命化計画を策定済みの地方公共団体数の割合
- ⑪ 個別施設計画を策定した施設数 / 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象とした施設総数

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」等に従い設定。
- ② 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国管理河川については平成28年度まで、地方公共団体管理河川については令和2年度までに主要な河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

- ③本指標は、ダムの点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定するダムの長寿命化計画の策定状況を評価するものである。確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全てのダムについて、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国、水資源機構管理ダムについては平成28年度まで、地方公共団体管理ダムについては令和2年度までに全ダムの策定を目標とする。
- ④本指標は、老朽化の進む砂防関係施設の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する砂防関係施設の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。砂防関係施設について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国は平成28年度までに、地方公共団体は令和2年度までに砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了を目標とする。
- ⑤インフラ長寿命化基本計画に基づき、海岸管理者による維持管理・更新等を着実に推進するため、長寿命化計画策定対象の地区海岸数のうち、長寿命化計画を策定した地区海岸数が令和2年度末時点で100%となる目標を設定。
- ⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、地方公共団体が管理する施設については、令和2年度までに100%とすることを目標に設定。
- ⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定のため長寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに長寿命化計画（個別施設計画）が確実に策定されていることを目標に設定。
- ⑧「インフラ長寿命化基本計画」では、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新を行うことの重要性が掲げられおり、総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を達成する必要があるため、令和2年度までにこれらすべての施設において個別施設毎の長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑨令和2年度までに、全ての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑩個別施設計画の策定状況を把握するために最適な指標であり、定期的に進捗を管理する必要があるため
- (i) 国 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成28年度までに全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標に設定。
- (ii) 地方公共団体 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、令和2年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。
- ⑪策定対象施設について、令和2年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定したものの。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ①地方公共団体等（事業主体）
- ②独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ④地方公共団体
- ⑤農林水産省、地方公共団体等
- ⑥地方公共団体（事業主体）
- ⑦地方公共団体等（事業主体）
- ⑧鉄軌道事業者
- ⑨自動車道事業者（事業主体）
- ⑩地方公共団体（事業主体）
- ⑪各省各庁（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

**【閣議決定】**

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

- 基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。（第Ⅱ．二．テーマ3（2）①Ⅱ）○インフラ長寿命化基本計画の策定）
- ・日本再興戦略改訂 2014（平成26年6月24日）  
インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・日本再興戦略改訂 2015（平成27年6月30日）  
インフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日）  
安全性を確保しつつトータルコストを削減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそ  
のための体制整備等を進める。（第3章3．（2）②）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成26年6月24日）  
「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。（第3章2．（2））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日）  
社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。（第3章5〔2〕）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成28年6月2日）  
社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。（第2章2（5））
  - ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）  
施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。（第3章2．（横断的分野の推進方針（2））

**【閣決（重点）】**

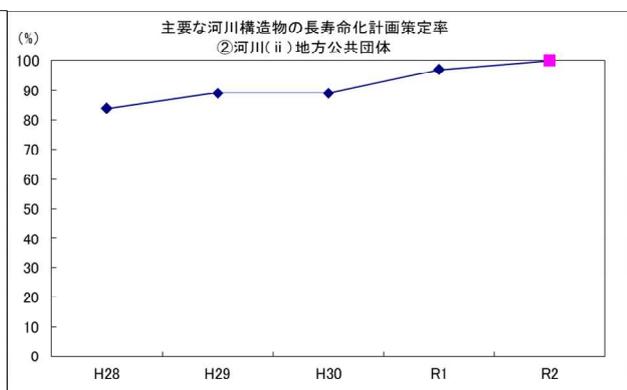
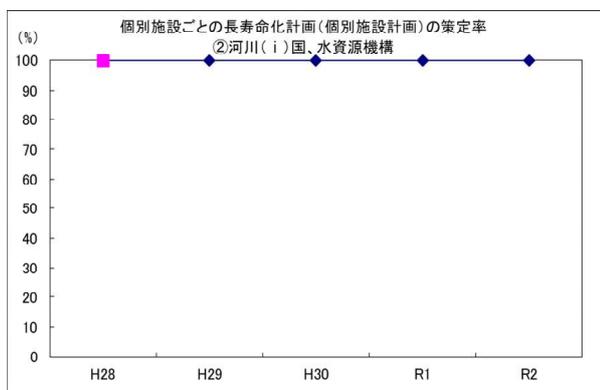
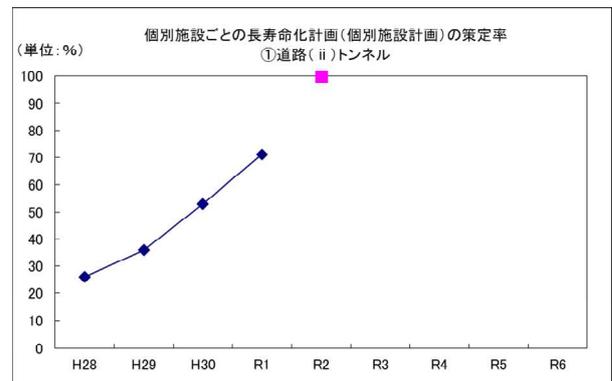
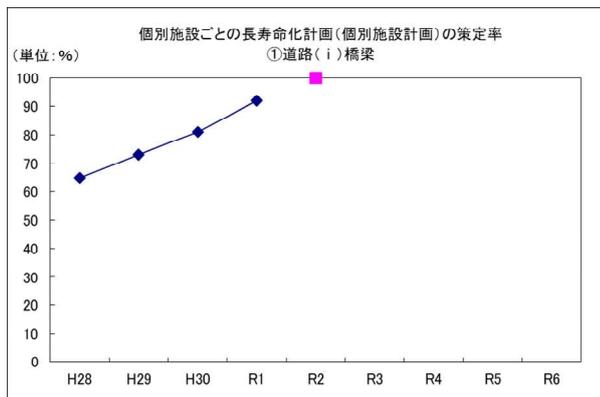
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

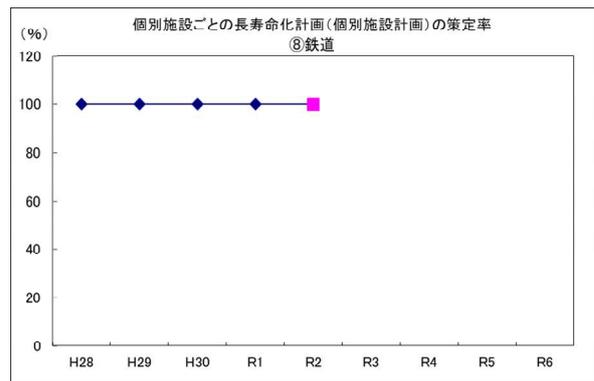
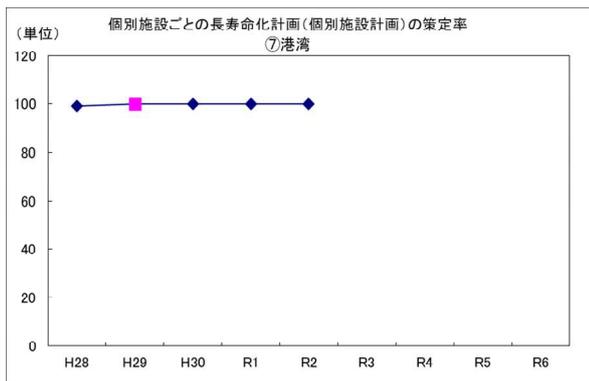
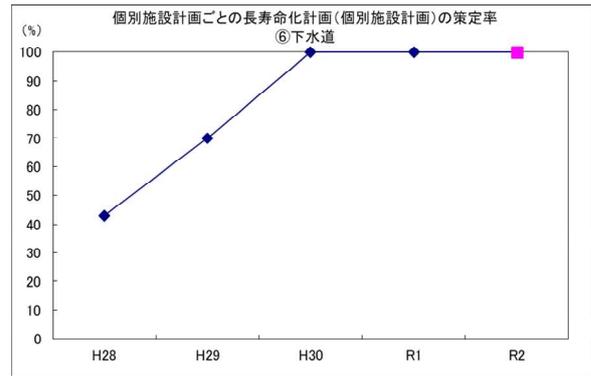
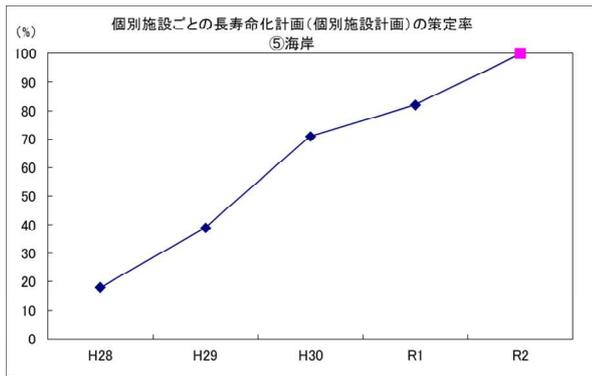
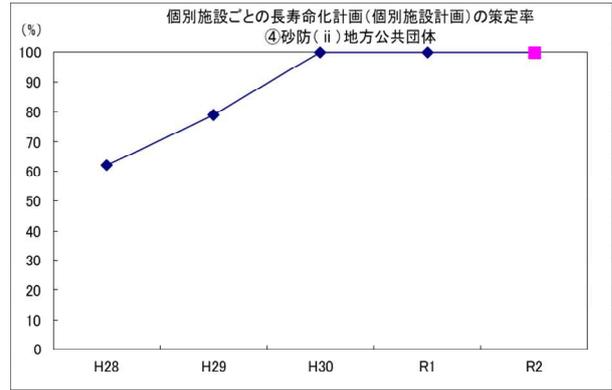
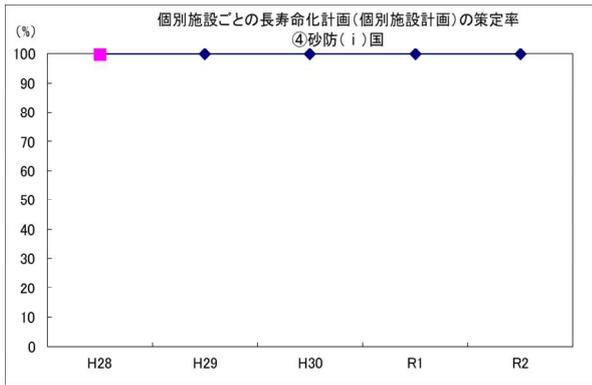
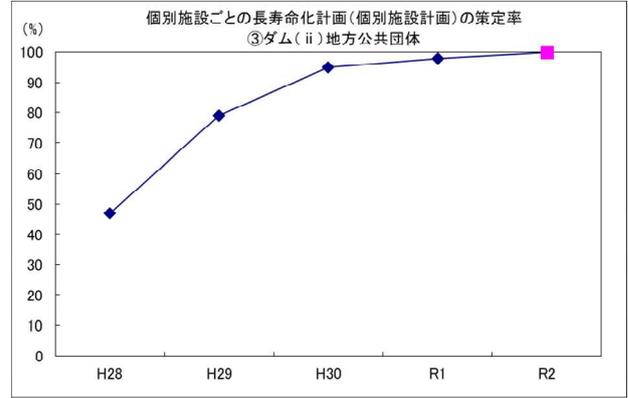
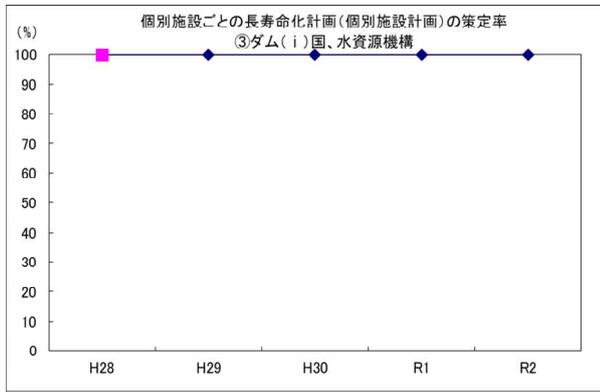
**【その他】**

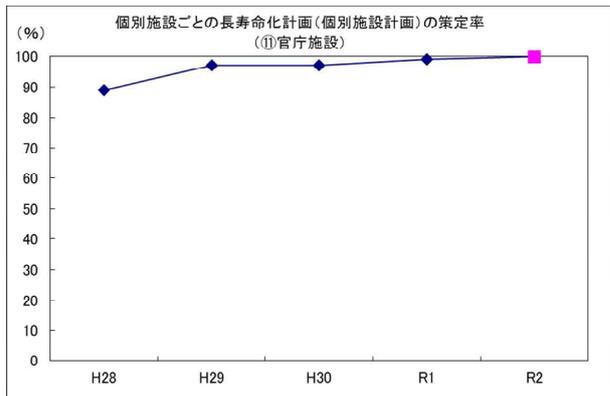
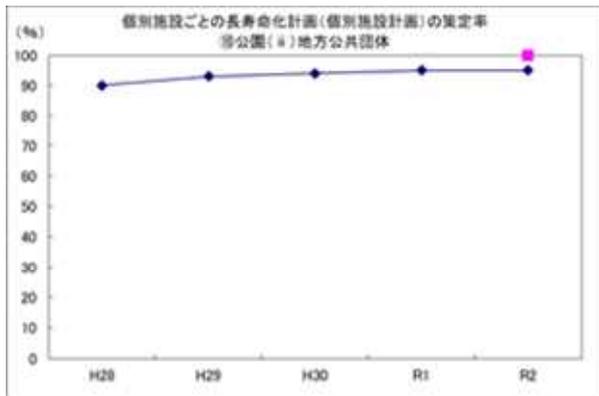
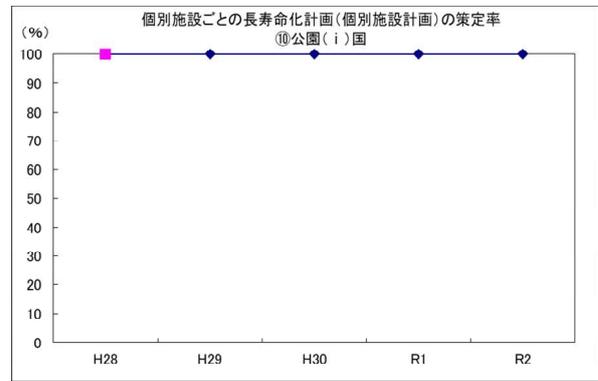
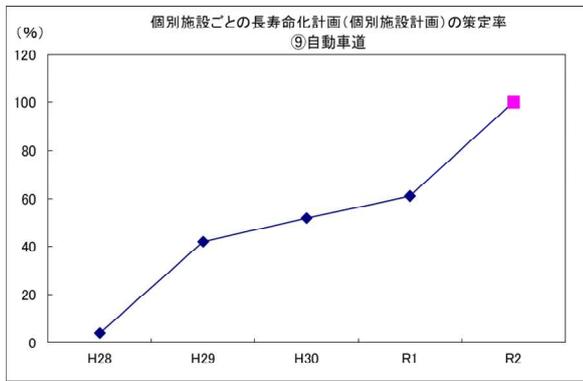
- ・インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）
- ・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月21日）

過去の実績値①					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
(i) 65%	(i) 73%	(i) 81%	(i) 92%	(i) 集計中	
(ii) 26%	(ii) 36%	(ii) 53%	(ii) 71%	(ii) 集計中	
過去の実績値②					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
(i) 100%					
(ii) 84%	(ii) 89%	(ii) 89%	(ii) 97%	(ii) 100%	
過去の実績値③					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
(i) 100%					
(ii) 47%	(ii) 79%	(ii) 95%	(ii) 98%	(ii) 100%	

過去の実績値④ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 62%	(ii) 79%	(ii) 100%	(ii) 100%	(ii) 100%
過去の実績値⑤ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
18%	39%	71%	82%	100%
過去の実績値⑥ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
43%	70%	100%	100%	100%
過去の実績値⑦ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
99%	100%	100%	100%	100%
過去の実績値⑧ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
100%	100%	100%	100%	100%
過去の実績値⑨ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
4%	42%	52%	61%	100%
過去の実績値⑩ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 90%	(ii) 93%	(ii) 94%	(ii) 95%	(ii) 95%
過去の実績値⑪ (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
89%	97%	97%	99%	100%







## 主な事務事業等の概要

### ① 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う (◎)

- ・インフラ長寿命化基本計画に基づき、各社会資本の管理者は、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画としての行動計画を平成28年度までに策定し、同行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに策定する。
- ・これらの計画に基づいて、施設の点検・診断を実施し、その結果により、例えば、緊急措置が必要な道路施設について、応急措置等を実施した上で、修繕、更新、撤去のいずれかを速やかに決定し、その実施時期を明確化するなど、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

予算額：

(平成27年度) 道路整備費16,602億円(国費)、社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)、  
防災・安全交付金9,018億円(国費)等の内数

(平成28年度) 道路事業費16,637億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)、  
防災・安全交付金11,002億円(国費)等の内数

(平成29年度) 道路事業費16,662億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,940億円(国費)、  
防災・安全交付金11,057億円(国費)等の内数

(平成30年度) 道路事業費16,677億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,886億円(国費)、  
防災・安全交付金11,117億円(国費)等の内数

(令和元年度) 道路事業費17,858億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,713億円(国費)、  
防災・安全交付金13,173億円(国費)等の内数

(令和2年度) 道路事業費20,472億円(国費)、社会資本整備総合交付金7,627億円(国費)、  
防災・安全交付金10,388億円(国費)等の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### ②社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ③社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ④社会資本の戦略的な維持管理・更新 (◎)

国、地方公共団体が、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することにより、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ⑤海岸保全施設の適切な維持管理の推進 (◎)

海岸保全施設において、予防保全型の効率的・効果的な維持管理を推進し、背後地のより確実な防護と既存ストックの有効活用によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、海岸保全施設の老朽化状況を把握するとともに、長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく効率的な老朽化対策を推進する。

予算額：防災・安全交付金10,406億円(令和元年度国費)の内数

予算額：防災・安全交付金7,847億円(令和2年度国費)の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ⑥下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,364億円の内数(令和元年度)

7,277億円の内数(令和2年度)

防災・安全交付金予算額 10,406億円の内数(令和元年度)

7,847億円の内数(令和2年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ⑦個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定・実施 (◎)

各社会資本の管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

予算額：

港湾整備事業費2,328億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等20,003億円の内数(平成30年度)

港湾整備事業費2,760億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等21,887億円の内数(令和元年度)

港湾整備事業費2,829億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等18,015億円の内数(令和2年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### ⑧社会資本の戦略的な維持管理・更新 (◎)

各社会資本の管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに全ての事業者において策定。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施（◎）

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：

社会資本整備総合交付金 7,627億円、防災・安全交付金 10,388億円の内数（令和2年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,713億円、防災・安全交付金 13,173億円の内数（令和元年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設計画ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに策定する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 業績指標の実績値については、令和2年度は集計中であるが、令和元年度において道路橋で92%、道路トンネルで71%となっており、これまで着実に策定率を伸ばしてきているものの、目標年度での目標値は達成しない見込みである。
- ② (i) 国、水資源機構が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。  
(ii) 地方公共団体が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、令和2年度に目標達成済み。
- ③ (i) 国、水資源機構管理ダムの長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。  
(ii) 地方公共団体管理ダムの長寿命化計画については、令和2年度に目標達成済み。
- ④ (i) 国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。  
(ii) 地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成30年度に目標達成済み。
- ⑤ 目標年度である令和2年度に目標値を達成。
- ⑥ 平成30年度に目標達成済み。
- ⑦ 目標年度である平成29年度に目標達成済み。
- ⑧ 平成27年度に目標達成済み。
- ⑨ 目標年度である令和2年度に目標達成済み。
- ⑩ 国営公園では平成28年度に目標値を達成した。地方公共団体については、平成26年度から令和2年度にかけて、6年間で18ポイント増加しているが、令和2年度の実績は目標値を下回った。
- ⑪ 目標年度である令和2年度に目標値を達成。

(事務事業等の実施状況)

- ①引き続き、個別施設計画に基づき、施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。
- ②平成24年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定に関する通知を送付。  
平成28年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について通知を送付。  
平成29年度、「全国河川維持管理会議」を開催。
- ③平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付。  
平成25年度、全国に対してダムの長寿命化計画策定について通知を送付。
- ④平成26年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）』を作成。  
平成26年度、『砂防関係施設点検要領（案）』を作成。  
平成30年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）』を改定。  
平成30年度、『砂防関係施設点検要領（案）』を改訂。
- ⑤ 令和2年度、「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂。  
令和2年度に長寿命化計画の策定率の目標値である100%を完了。
- ⑥平成27年度に、維持修繕基準や新たな事業計画等を定めた改正下水道法の施行に併せ、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象とした「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」を公表した。  
平成28年度に、計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、新たな予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設した。  
平成26年度予算要求に係る政策アセスメント「No6. 下水道老朽管の緊急改築推進事業」については、平成28年度予算要求に係る政策アセスメント「No5. 下水道ストックマネジメント支援制度の創設」へと変更し、中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数は平成30年度に100%を達成した。
- ⑦平成29年度に各施設長寿命化計画策定率の目標値である100%を完了。
- ⑧個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。
- ⑨令和2年度に長寿命化計画（個別施設計画）の策定率の目標値である100%を完了。
- ⑩平成24年度、『公園施設長寿命化計画策定指針(案)』を作成。  
平成30年度、『公園施設長寿命化計画策定指針(案)』を改定。  
地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。
- ⑪令和2年度に個別施設計画策定率の目標値である100%を完了。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 道路に係る実績値については、令和2年度は集計中であるが、これまで着実に策定率を伸ばしてきているものの、目標年度での目標値は達成しない見込みである。その原因としては、地方公共団体の策定率が低いことにあることから、今後も個別施設計画の策定に向け、引き続き、地方公共団体に対し道路メンテナンス会議等を通じて支援・助言等を行うとともに、未策定の理由等について調査を行う。
- ② 国管理河川においては平成28年度に目標を達成している。地方公共団体管理河川においては、令和2年度

に目標値を達成している。

- ③ 国、水資源機構管理ダムにおいては平成28年度に目標を達成している。地方公共団体管理ダムについては、令和2年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ④ 国が管理する砂防関係施設については、平成28年度に目標値を達成している。地方公共団体が管理する砂防関係施設については、平成30年度に目標値を達成している。
- ⑤ 海岸については、目標年度である令和2年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑥ 下水道については、平成30年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑦ 港湾については、目標年度である平成29年度に目標値を達成している。
- ⑧ 鉄道については、平成27年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑨ 自動車道については、目標年度である令和2年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑩ 公園については、国営公園では平成28年度に目標値を達成した。地方公共団体では令和2年度の実績が目標値を下回ったためBと評価した。この要因について自治体に聴取したところ、計画策定に必要な予算及び人員が確保できなかったとの回答が多く得られたが、現在、計画策定の際に参照できる指針の提供や活用可能な事業を設けていることから、今後もこれらの支援措置を周知していくとともに、未策定の自治体に対して個別に策定へ向けた働きかけを実施していく。
- ⑪ 官庁施設については、目標年度である令和2年度に目標値を達成したため、Aと評価した。

・なお、今後は第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)で定めた新たな指標として「予防保全型インフラメンテナンズの転換に向けた施設の修繕率」等を設定したところであり、「持続可能なインフラメンテナンズ」に向けた取組の強化を図っていく。

・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室  
総合政策局公共事業企画調整課、総合政策局社会資本整備政策課

- ① 道路局国道・技術課(道路メンテナンス企画室長 清水 将之)
- ② 水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室(課長 内藤 正彦)
- ③ 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室(課長 内藤 正彦)
- ④ 水管理・国土保全局砂防部保全課(課長 伊藤 仁志)
- ⑤ 水管理・国土保全局海岸室(室長 奥田 晃久)、港湾局海岸・防災課(課長 西村 拓)
- ⑥ 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 松原 誠)
- ⑦ 港湾局技術企画課港湾保全政策室(室長 櫻井 義夫)
- ⑧ 鉄道局施設課(課長 森 信哉)
- ⑨ 自動車局総務課企画室(室長 阿部 雄介)
- ⑩ 都市局公園緑地・景観課(課長 五十嵐 康之)
- ⑪ 大臣官房官庁営繕部計画課(課長 佐藤 由美)

関係課：① 道路局環境安全・防災課(課長 荒瀬 美和)、道路局高速道路課(有料道路調整室長 武藤 聡)  
⑪ 大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室(室長 小野寺 幸治)

# 施策目標個票

(国土交通省2-①)

施策目標	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>④進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標120及び121を主要業績指標としており、両指標とも進捗が見られたが、指標120については、おおむね目標に近い実績を示したものの、目標を達成せず、また、指標121については、目標達成に向けた成果を示さなかったため、「④進展が大きくない」と評価した。</p>
	施策の分析	<p>・不動産投資被害の事例調査(令和元年度実施)、小規模不動産特定共同事業の実務に関する講習(令和元年度・2年度実施)、専門家派遣やマッチング支援等によるモデル事業形成の促進(令和元年度・2年度実施)等、リート等の資産総額の増加に向けて有効な施策を実施してきたところである。事務事業等の実施により目標達成に向け一定の進捗はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大という外的要因が生じた令和2年度に業績指標の伸びが鈍化しており、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、更なる不動産証券化の推進を図ることが課題として挙げられる。</p> <p>・令和2年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は188千件で、平成28年までの伸び率と比べると増加は緩やかになったが、平成20年度(115千件)からの12年ですでに約63%増加しており、宅地建物取引業者が関与する既存物件の流通市場における取引量が一定の水準に達したことから緩やかな増加になったと考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>・令和3年度においては、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供について一層の充実を図ること等によりリート等の資産総額および指定流通機構における成約報告件数の増加を図っていく。</p> <p>・目標年度は到来したものの、優良な都市ストックの形成や地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要があるため、事務事業等により不動産証券化の推進を図るとともに、今年度新たな目標を検討する。</p> <p>・既存物件の流動性を高めるとともに、不動産流通市場の更なる拡大・活性化を実現するため、引き続き地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通・利活用を図る先進的なモデル事業への支援を実施する。また、平成29～令和2年度で採択したモデル事業の取組を分析・整理し、他の自治体等への周知等を実施する。</p>

業績指標	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
120 リート等の資産総額*	20兆円	20兆円	22兆円	24兆円	27兆円	28兆円	B	30兆円
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
	121 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*	179千件	179千件	179千件	185千件	187千件		188千件
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
参90 賃貸アパート、マンションに関する相談件数	33,290件	32,817件	31,828件	32,467件	31,272件	集計中	/	28,000
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-
	参91 宅地建物取引業免許行政庁における相談件数	1,748件	1,734件	1,748件	1,594件	1,374件		集計中
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
参92 空き家・空き店舗等の再生による新たな投資		2.3億円	-	-	2.3億円	2.8億円	1.0億円	/
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

参考指標	参93 不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		106,000件	105,872件	137,582件	434,161件	421,876件	470,684件		125,000件
	年度ごとの目標値								
	参94 所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R1年6月以降に手続きを開始したもの
		31か月	-	-	-	-	-		21か月
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参95 地域福利増進事業における利用権の設定数	初期値	実績値					評価	目標値
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R1年6月から10年間
		-	-	-	-	0件	0件		累計100件
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		当初予算(a)	5,205	5,010	4,750	4,446
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	0	0	30	-	
	前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
	合計(a+b+c)	5,205 <0>	5,010 <0>	4,780 <0>	4,446 <0>	
	執行額(百万円)	5,219	4,979			
	翌年度繰越額(百万円)	0	0			
	不用額(百万円)	76	31			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	不動産・建設経済局	作成責任者名	不動産業課(課長 井崎 信也)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------	--------	-----------------	----------	--------

**業績指標 120**

リート等の資産総額

**評 価**

B	目標値：30 兆円（令和 2 年度） 実績値：28 兆円（令和 2 年度） 初期値：20 兆円（平成 28 年度）
---	---

**（指標の定義）**

Jリート（注1）、私募リート（注2）、不動産特定共同事業（注3）の資産総額の合計額  
 （注1） Jリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。  
 （注2） 私募リートとは、Jリート（注1）と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。  
 （注3） 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。

**（目標設定の考え方・根拠）**

〔目標設定の考え方〕

不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二 一. 11-（2）i）

〔根拠〕

平成28年以降、Jリート及び私募リートが直近3か年の平均増加額で成長し続け、不動産特定共同事業は平成27年の残高が維持されると想定して設定した。

**（外部要因）**

金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響

**（他の関係主体）**

金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二 一. 11-（2）i）

未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革—（平成29年6月9日閣議決定）

「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」（第2 I 4.（2）iii）

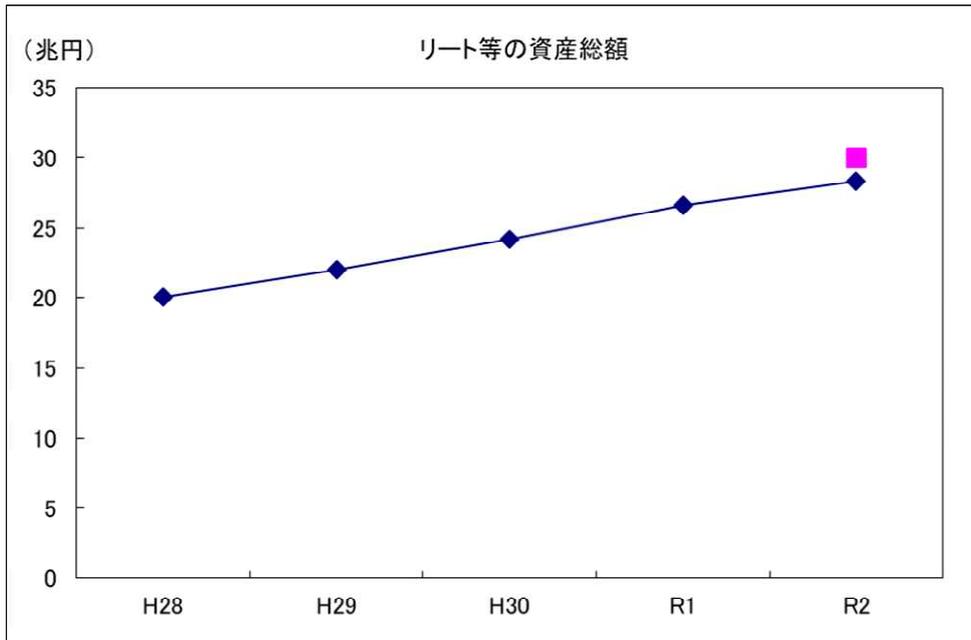
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
20兆円	22兆円	24兆円	27兆円	28兆円	



#### 主な事務事業等の概要

・健全な賃貸住宅管理業及び個人の不動産投資の促進に向けた環境整備（令和元年度予算額：24 百万円）

不動産投資手法の多様化が進む中、個人投資家が適切に投資判断し、投資を行うことができる環境を整備することで、個人投資家の被害等を可能な限り防止するとともに、個人の適切な投資判断を促進し、質の高い投資を促進する。

・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進（令和元年度予算額：20 百万円）

不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法とクラウドファンディング等を活用した先進的事業を地域においても促進していくことが有効であるが、特に地方において、そのノウハウは依然として不足していることが課題となっている。このため、新規参入予定者の人材育成や先進的事業の普及促進に向けた専門家派遣等を行う。

・不動産証券化手法を活用した投資の促進（令和2年度予算額：22 百万円）

不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した空き家等の再生や公的不動産（PRE）の利活用事業を地域においても促進することが有効であるが、特に地方において、そのノウハウが依然として不足していることが課題となっている。このため、PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築、空き家等の再生やPREの活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援等を行う。また、金融商品取引法改正により、暗号資産（いわゆる仮想通貨）や電子記録移転権利（いわゆるトークン）が金融商品取引法上位置づけられたことを踏まえ、不動産投資においても、これらの手法と既存の法規制の関係性を整理し、必要な制度検討を行う。

・Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不相談取得税）

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化を促進する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則2%→1.3%）

【不動産取得税】課税標準から3/5控除

（令和元年度減収額：5,320 百万円、令和2年度減収額（見込み）：5,073 百万円）

・不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域における資金の好循環を構築する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則2%→1.3%）、保存登記に係る税率を軽減（本則0.4%→0.3%）

【不動産取得税】課税標準から 1/2 控除

(令和元年度減収額：0 百万円、令和 2 年度減収見込額（見込み）：45.7 百万円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 28 年度の初期値から毎年度増加し続けてきたところであり、令和 2 年度の実績値は 28.3 兆円と概ね目標に近い実績を示したものの、令和 2 年度 30 兆円の目標は達成しなかった。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・令和元年度には、投資家向けのアンケートを実施し、不動産投資被害の事例を調査した上で、国土交通省のウェブサイトにおいて、投資家向けの注意喚起文を掲載した。
- ・令和元年度より、小規模不動産特定共同事業の実務に関する講習を通じて、不動産証券化事業の地域等の担い手育成を行った。
- ・令和元年度には 2 団体 1 事業者、令和 2 年度には 1 事業者を選定し、専門家派遣等の支援による、不動産証券化を活用したモデル事業形成を促進した。
- ・令和 2 年度には、不動産証券化手法を活用した公的不動産（PRE）の利活用事業を検討している地方公共団体と、不動産特定共同事業等の不動産証券化手法のノウハウを持つ事業者とのマッチング支援を 2 件実施し、PRE の活用に向けたモデル事業形成を促進した。
- ・令和 2 年度には、ブロックチェーン技術を活用した不動産投資手法について調査し、当該不動産投資手法の位置づけの整理・検討を行った。
- ・「J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」については、令和 2 年度に登録免許税 160 件、不動産取得税 94 件、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」については、令和 2 年度に登録免許税 3 件、不動産取得税 3 件が適用を受け、不動産証券化により民間資金の活用が促進された。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和 2 年度の実績値は 28.3 兆円となることから目標達成しなかったため、B と評価した。
- ・事務事業等の実施により目標達成に向け一定の進捗はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大という外的要因が生じた令和 2 年度に業績指標の伸びが鈍化しており、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、更なる不動産証券化の推進を図ることが課題として挙げられる。
- ・また、特に地方において、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワーク構築不足やノウハウの不足が課題となっている。このため、令和 3 年度予算事業（「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進」（令和 3 年度予算額 19 百万円の内数））において、PRE 等の証券化に関する地方公共団体・事業者等マッチング促進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援、土地・建物を賃借する FTK に係るモデル約款の作成等を行う。
- ・「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化の実装が求められる中、不動産分野においてもデジタル技術の活用を模索する動きが見られつつある。このため、令和 3 年度予算事業（「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進」（令和 3 年度予算額 19 百万円の内数））において、国内外の事例・制度の調査を行うとともに、不動産特定共同事業（FTK）におけるデジタル技術の活用に係る制度のあり方等について検討を行う。
- ・「J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」及び「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」について、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長するとともに、不動産特定共同事業においてより柔軟に事業が進められるよう、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」について、適用要件の一部見直しを行ったところ、当該特例措置の更なる活用により、不動産証券化を推進する。
- ・目標年度は到来したものの、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要があるため、上記事務事業等により不動産証券化の推進を図るとともに、今年度新たな目標を検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局 不動産市場整備課（課長 鈴木 あおい）

関係課： 該当なし

**業績指標 121**

指定流通機構（レイズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数\*

**評価**

B

目標値：213千件（令和3年度）  
 実績値：188千件（令和2年度）  
 初期値：179千件（平成28年度）

**（指標の定義）**

指定流通機構（レイズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1）指定流通機構（レイズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レイズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2）指定流通機構（レイズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

**（目標設定の考え方・根拠）**

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、既存物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成27年度から平成28年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.4%）が、平成29年度以降5年間継続するものとした件数を当該目標値として設定した。

**（外部要因）**

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

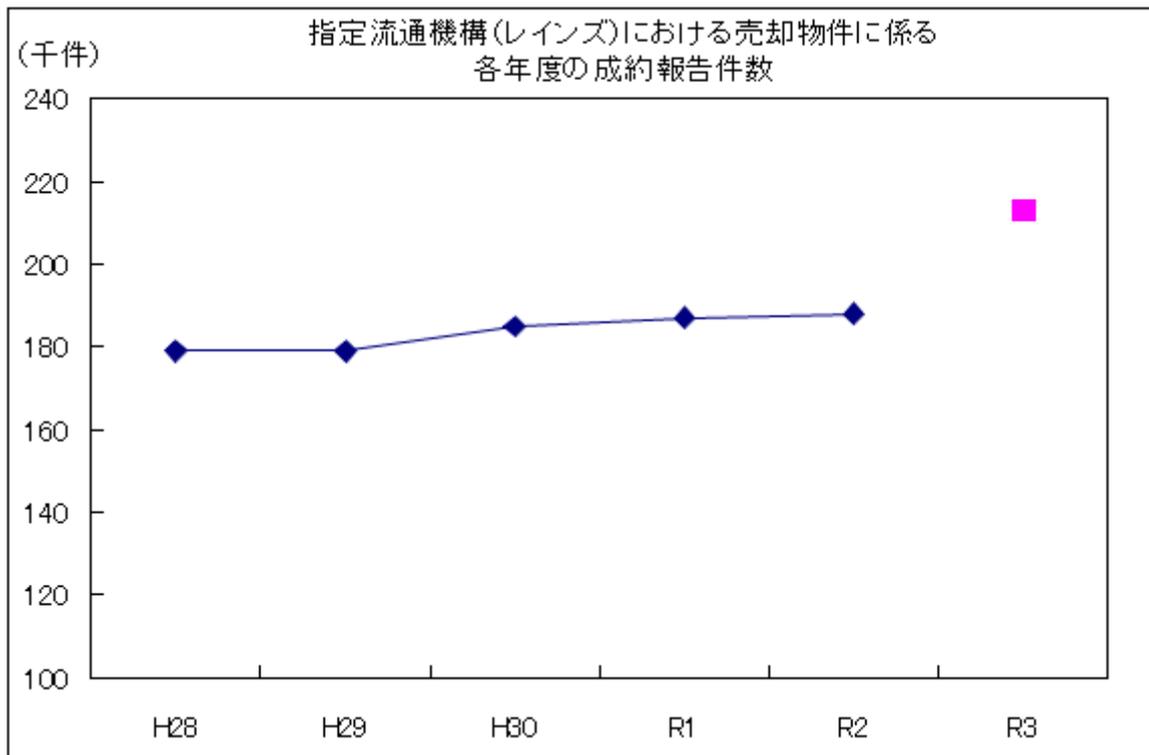
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成30年6月15日）  
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」（第2章 5.（4）⑥）
- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）  
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二一. 11（2）i）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）  
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第2章 3.（3））
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）  
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第2章 3.〔2〕（2））
- ・ニッポン1億総活躍プラン（平成28年6月2日）  
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（5.（6））
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（平成27年6月30日）  
「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ. 4（1）⑤）

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

過去の実績値				(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
1 7 9 千件	1 7 9 千件	1 8 5 千件	1 8 7 千件	1 8 8 千件



#### 主な事務事業等の概要

- ・全国版空き家・空き地バンクを活用したマッチング支援や地域資源としての活用、地方自治体と宅地建物取引業の連携による新たな需要の創出や流通促進等の先進的な取組の支援を行う（令和元年度予算額：42,973千円、令和2年度予算額：28,411千円）。
- ・レインズ（不動産物件情報交換システム）を実際に使用する宅地建物取引業者のニーズ、消費者のニーズを把握し、システムの適切な利用を促すことで、円滑な不動産取引の促進を図る。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

令和2年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は188千件で、平成28年までの伸び率と比べると増加は緩やかになったが、平成20年度（115千件）からの12年ですでに約63%増加しており、宅地建物取引業者が関与する既存物件の流通市場における取引量が一定の水準に達したことから緩やかな増加になったと考えられる。

一方、現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び一層の活性化を図るための取組みや、既存不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築として全国版空き家・空き地バンク等を構築しており、不動産流通市場の更なる拡大・活性化に向けた環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

###### （事務事業等の実施状況）

・平成28年度に実施した政策アセスメントの対象施策である「全国版空き家・空き地バンクの構築や空き家等の流通促進に取り組む団体等への支援」の事後評価について、平成30年度は、公募により選定された民間事業者2者により、全国に点在する空き家等の情報を簡単に検索できる「全国版空き家・空き地バンク」の本格運用を開始、また、地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通促進に取り組む団体等に対して、先進的な取組を行う団体をモデル事業者として採択し支援を実施した。また、全国の廃校、職員宿舎等の公的不動産(PRE)を検索・表示できる機能や、各自治体の支援制度情報の追加及び関連サイトへのリンク、先進的な取組の周知等、機能拡充を実施した。全国版空き家・空き地バンクは、参加自治体数が平成29年10月末（試験運用開始から1ヶ月時点）の212自治体から令和2年度末には799自治体となり、約3.8倍の増加、空き家等の流通モデル事業は令和元年度20団体、令和2年度では5団体を採択、支援するなど、実績を積み重ねていることから、順調であったと評価できる。

・レインズ（不動産物件情報交換システム）の登録物件情報の内容の更なる充実を図るため、登録物件数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和2年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は188千件と前年度比で0.2%の増加となっている。成約件数は緩やかに増加しているものの、現状の増加率が継続した場合には令和3年度の成約件数が188千件程度となることを鑑みると、更なる増加率の上昇が求められるため、現時点ではBと評価した。
- ・既存物件の流動性を高めるとともに、不動産流通市場の更なる拡大・活性化を実現するため、引き続き地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通・利活用を図る。また平成29～令和2年度で採択したモデル事業の取組を分析・整理し、他の自治体等への周知等を実施する。
- ・全国の自治体の空き家バンクの要綱等を調査し、標準的な空き家バンクの制度要綱、様式、また、運営に関するガイドラインを作成し、自治体に配布（令和3年度予算事業）。
- ・我が国の既存住宅流通市場の実態把握及び既存住宅の流通シェアが高い諸外国の最新の実態調査を行い、我が国におけるインスペクションの普及拡大に向けた整理・分析を行う（令和3年度予算事業）。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局不動産業課（課長 井崎 信也）

## 施策目標個票

(国土交通省2-32)

施策目標	建設市場の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>②目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要な業績指標122は目標達成済であり、主要業績指標123及び124は目標達成に向けて順調に推移しているため、「②目標達成」とした。</p>
	施策の分析	安定的な建設投資の推移等により、建設企業の利益率等に改善が見られるが、引き続き建設技能労働者の担い手確保対策の更なる強化等を図ることが必要。また、建設業における社会保険加入率については、着実に上昇しているものの、更に加入徹底に努める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	これまでの取り組みをさらに強化し、社会保険加入を促進するため、法定福利費内訳明示の取組について働きかけを強化する予定である。今後とも、中小・中堅建設企業をはじめとした建設企業の経営基盤の強化や海外展開の推進を図るとともに、建設業における担い手の確保・育成に向けて、適正な賃金水準の確保や女性の更なる活躍、定着など総合的な取組の強化を図る。また、目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。

業績指標	122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		1.0兆円	1.5兆円	1.9兆円	1.9兆円	2.1兆円	1.1兆円	A	2.0兆円
		年度ごとの目標値	-						
	123 専門工事業者の売上高営業利益率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		2.57%	4.69%	4.93%	5.49%	6.33%	集計中	A	4.5%以上を維持
		年度ごとの目標値	-						
	124 建設業における社会保険加入率(①企業単位*、②労働者単位*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R7年
		①84% ②57%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	①98% ②88%	①99% ②88%	A	①100%(R7年) ②90%程度(製造業相当)(R5年)
		暦年ごとの目標値	-						
参96 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①ダンピング対策の導入、②予定価格の事後公表)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
	①92% ②40.5%	-	①93.5% ②41.9%	①94.4% ②42.9%	①95.1% ②42.7%	①95.4% ②41.7%		①97% ②60%	
	年度ごとの目標値	-							
参97 週休2日工事を発注した国及び都道府県の数(①国土交通省において発注する直轄工事②47都道府県が発注する工事)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①1/1 ②41/47	-	-	①1/1 ②41/47	①1/1 ②46/47	①1/1 ②47/47		①1/1 ②47/47	
	年度ごとの目標値	-							
参98 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要平均日数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
	45日	/	/	37日	25日	26日		(H30年度) 45日以下 (H31~R3年度) 35日以下	
	年度ごとの目標値	-							
参99 国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入 ※導入の指標は、建設業退職共済制度電子申請方式を建設キャリアアップシステム活用工事として当該機関が導入していること	初期値	実績値					評価	目標値	
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度末	
	-	-	-	-	-	-		100%	
	年度ごとの目標値	-							

参考指標	参100 ①建設産業における入職者に占める女性の割合 ②建設産業における女性の入職者数に対する離職者数の割合 ③「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の内容を認知している建設企業の割合 ④都道府県単位で活動している女性定着に取り組む団体の「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入	初期値	実績値				評価	目標値	
		H29年	H28年	H29年	H30年	R1年		R2年	R6年
		①19.4% (平成29年) ②66.7% (平成29年) ③24.5% (令和元年) ④20都県 (令和元年)	-	①19.4% ②66.7% ③- ④-	①20.5% ②71.4% ③- ④-	①19.4% ②96.9% ③24.5% ④20都県		①- ②- ③21.1% ④23都府県	①毎年増加 (令和6年) ②毎年減少 (令和6年) ③100% (令和6年) ④47都道府県において各1団体以上 (令和6年)
暦年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			
参考指標	参101 建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(①「労働力調査」から算定する技能者数 ②建設キャリアアップシステムに登録している技能者数 ③「学校基本調査」から算定する入職数 ④「賃金構造基本統計調査」から算定する年間賃金支給額)	初期値	実績値				評価	目標値	
		H26年	H28年	H29年	H30年	R1年		R2年	-
		①328万人 (平成30年) ②22万人 (令和元年) ③39万人 (平成30年) ④4,450千円 (平成29年)	①- ②- ③- ④-	①- ②- ③- ④4,450千円	①328万人 ②- ③39万人 ④4,625千円	①324万人 ②22万人 ③39万人 ④4,624千円		①318万人 ②52万人 ③40万人 ④-	- (モニター指標のため)
暦年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,222	1,177	1,118	1,212	
		補正予算(b)	290	700	488	-	
		前年度繰越等(c)	169	290	907	-	
		合計(a+b+c)	1,681 <0>	2,167 <0>	2,513 <0>	1,212 <0>	
	執行額(百万円)	1,230	1,152				
	翌年度繰越額(百万円)	290	907				
	不用額(百万円)	91	108				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	不動産・建設経済局	作成責任者名	建設市場整備課 (課長 西山 茂樹)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------	--------	-----------------------	----------	--------

業績指標 1 2 2

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）（\*）

評価

A	目標値： 2.0 兆円（令和 2 年度） 実績値： 1.1 兆円（令和 2 年度） 初期値： 1.0 兆円（平成 22 年度）
---	---

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高

（目標設定の考え方・根拠）

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、中堅・中小建設企業を含む我が国建設産業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成 21～23 年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、令和 2 年度までに年間 2 兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者  
 日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日経協インフラ戦略会議決定、令和元年 6 月 3 日改訂）  
 我が国企業が 2020 年に約 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。

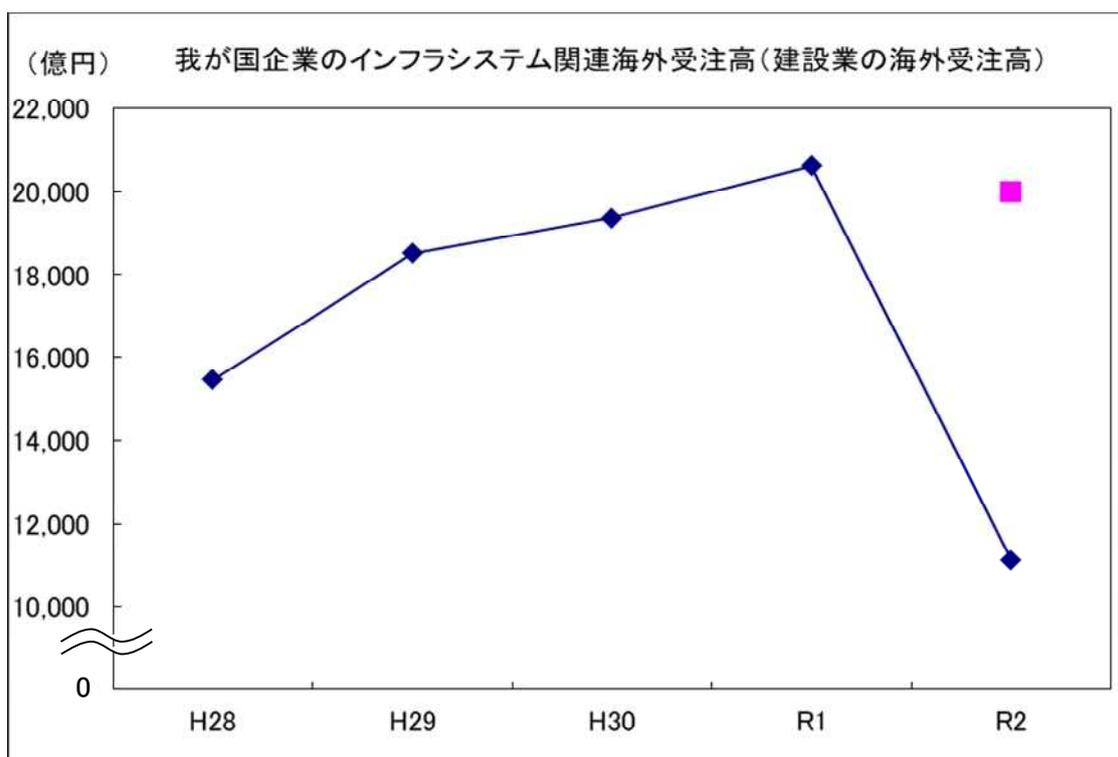
【閣決（重点）】

○第 4 次社会資本整備重点計画  
 政策パッケージ 4-3（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）  
 重点施策の達成状況を測定するための代表的な指数（KPI）：建設業の海外受注高：令和 2 年：2 兆円

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
15,464 億円	18,515 億円	19,375 億円	20,609 億円	11,136 億円	



## 主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

### ① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化
- ・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立 等

### ② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援
- ・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催
- ・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援 等

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

海外建設受注高はこれまで順調に増加し、令和元年度に初めて2兆円を超え、令和2年度の目標値としていた2.0兆円を達成した。令和2年度受注高は大幅に減少しているが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの入札予定案件について入札手続きが延期となっているだけでなく、各国の建設投資の見直し等により、受注環境が大きく変化し、特に民間発注については、景気の低迷が受注に大きな影響を与えていること等が考えられる。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・ ビジネス環境整備においては、ベトナムにおいては一部地域を対象に日本の土地評価制度を試験的に導入し、当パイロット事業で活用した日本の土地評価手法をまとめたマニュアルを天然資源環境省に提供したほか、カンボジアにおいては、令和元年に、日本の支援をもとに策定した「建設法」が施行された。また、令和元年7月及び令和2年1月に、土地・建設関連制度の整備普及を担う人材育成の促進等を目的としてASEAN諸国等政府職員に対し我が国の関連制度の紹介等を行った。
- ・ ビジネス機会創出支援においては、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を通じ、国内セミナーの開催、ベトナムへの海外訪問団派遣やベトナム・フィリピンでの就職説明会等を実施した。また、平成29年6月にバングラデシュ政府との間で、同国におけるPPP事業について我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、以後、日本企業も同席の上で政府間会合を開催し、当枠組みにおいて実施するPPPプロジェクトの特定や案件推進に係る協議を実施。令和3年2月に行った第4回会合では、政府間枠組みで推進する新規プロジェクトを1件選定した。加えて、令和元年に開催した第5回日本・トルコ建設産業会議では、両国の建設業協会が覚書を締結し、両国企業の情報交換や連携促進を確認し、令和2年の第6回同会議後には両国企業によるビジネスマッチングを実施した。また、PPP事業等への対応力を高めるため、各国先進企業の戦略や我が国のボトルネックを整理し、国が取り得る新たな支援策や今後建設企業が取るべき方策について検討を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、海外建設受注高が、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少したものの、これまで目標値へ向け順調に推移しており、令和元年度には2兆円を超え、令和2年度の目標値を達成したことからAと評価した。今後は、「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月経協インフラ戦略会議決定)及び「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021」(令和3年6月国土交通省国際政策推進本部決定)に位置付けられた取り組みを実施し、建設産業のさらなる海外展開を支援する。今後の目標値の設定については別途検討を行う。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 不動産・建設経済局国際市場課(課長 川合 紀子)

関係課：

**業績指標 1 2 3**  
 専門工事業者の売上高営業利益率\*

**評価**

A	目標値：4.50%以上を維持（令和5年度） 実績値：集計中（令和2年度） 6.33%（令和元年度） 初期値：2.57%（平成24年度）
---	--

**（指標の定義）**  
 専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合（建設工事施工統計調査をもとに算出）  
 ※専門工事業者の売上高営業利益率＝（営業損益/完成工事高）×100  
 ※専門工事業＝建設工事施工統計調査の職別工事業＋設備工事業

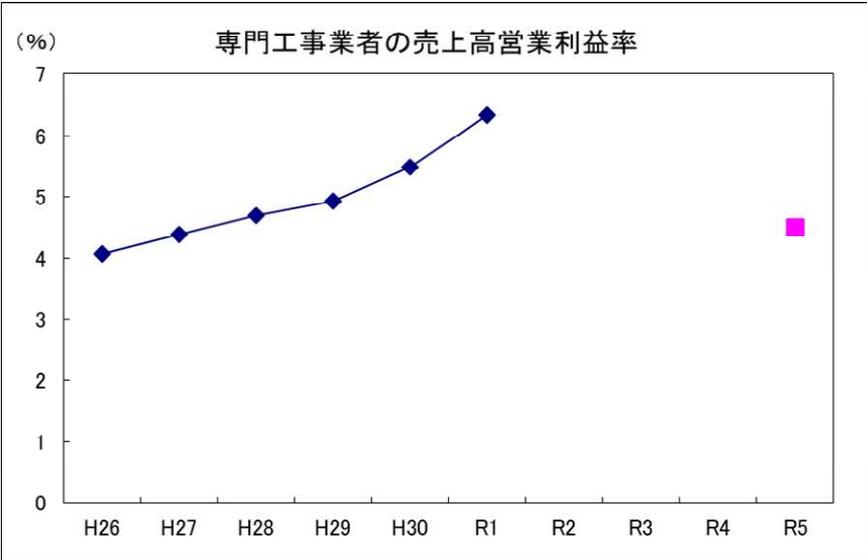
**（目標設定の考え方・根拠）**  
 専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。  
 その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。  
 営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。  
 平成30年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は4.4%であるため、今後5年間これを上回る4.5%を維持することを目指す（なお、平成30年度時点で専門工事業の売上高営業利益率は目標値を上回っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により専門工事業界においても先行きが不透明なことから、当面は平成30年度時点での全産業における売上高営業利益率を上回ることを目標とする）。

**（外部要因）**  
 建設投資の増減等

**（他の関係主体）**  
 専門工事業者（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 該当なし  
**【閣議決定】**  
 該当なし  
**【閣決（重点）】**  
 該当なし  
**【その他】**  
 該当なし

過去の実績値						(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
4.07%	4.38%	4.69%	4.93%	5.49%	6.33%	集計中	



## 主な事務事業等の概要

(令和元年度・2年度事業) 地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施

建設業に精通した専門家が、中小・中堅建設企業の生産性向上に向けた課題に関する相談に対して、相談支援を実施。特に他の中小・中堅建設企業の課題の解決に参考となるモデル性の高い取り組みを厳選し、重点支援を実施。併せて、優良事例の事例集を作成し、業界内への効果的な水平展開により中小・中堅建設企業の持続的な成長の確保を図った。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和元年度において目標値は達成しており、過去の実績値のトレンドを延長しても、目標年度まで目標値以上を維持していることが見込まれる。(令和元年度実績値=(2,409,807,000,000/38,042,340,000,000)×100)

#### (事務事業等の実施状況)

- ・地域建設産業事業継続支援事業の実施状況
  - <相談支援>  
令和元年度：80件（上限に達したため終了）
  - <重点支援>  
令和元年度：7件
  
- ・地域建設産業の生産性向上及び持続性確保の実施状況
  - <相談支援>  
令和2年度：222件
  - <重点支援>  
令和2年度：7件

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値の達成に向けて順調に推移したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考え、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、優良事例の水平展開や、生産性向上に向けた相談支援等を引き続き実施することにより、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局 建設市場整備課（課長 西山 茂樹）

**業績指標 124**  
建設業における社会保険加入率（①企業単位\*、②労働者単位\*）

<b>評 価</b>	目標値：①100%（令和7年） ②90%程度（製造業相当）（令和5年） 実績値：①99%（令和2年） ②88%（令和2年） 初期値：①84%（平成23年） ②57%（平成23年）
①A ②A	

**（指標の定義）**  
 ・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果（国土交通省）  
 予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設技能労働者（約12万人）の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況調査を行った結果。

＜企業単位＞  
 社会保険加入率  
 ＝社会保険に全て加入している企業数／公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数×100

＜労働者単位＞  
 社会保険加入率  
 ＝社会保険に全て加入している労働者数／公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数×100

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成24年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇したものの、未だ社会保険に加入していない企業が存在している。なお、改正建設業法施行（令和2年10月）により建設業の許可・更新で社会保険加入が要件化され社会保険加入対策はさらに強化されるが、全許可業者の更新が完了するのは令和7年10月である。また、労働者単位の加入率は製造業と比べ未だ低い状況である。このため、第4回建設業社会保険推進連絡協議会（令和2年6月）において、労働者単位での社会保険加入確認の強化・CCUS活用の原則化を決定、また、あらゆる工事でのCCUS完全実施が令和5年度から開始される方向性が示されたので、労働者単位の目標年度は令和5年度とする。

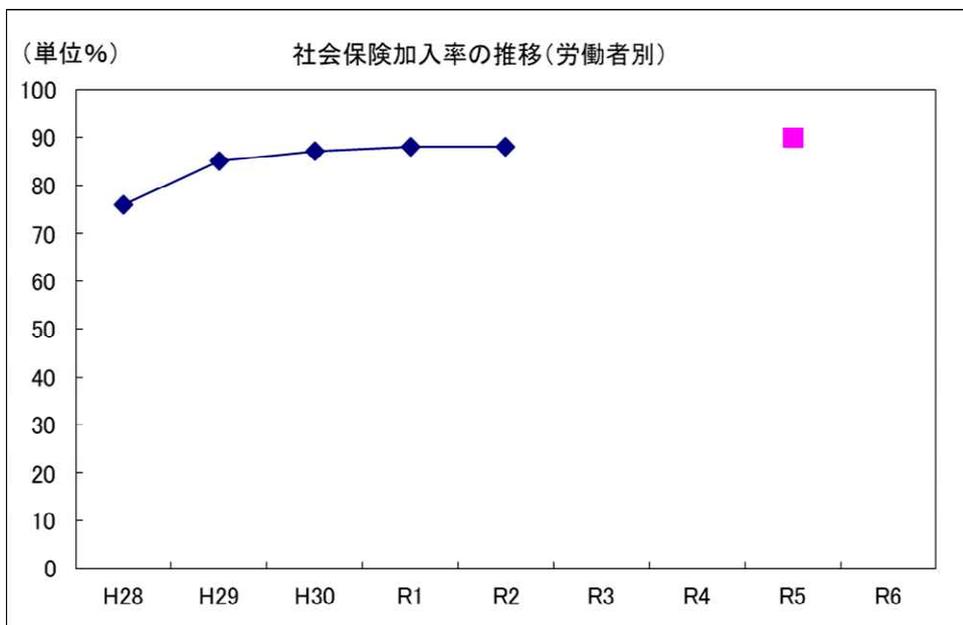
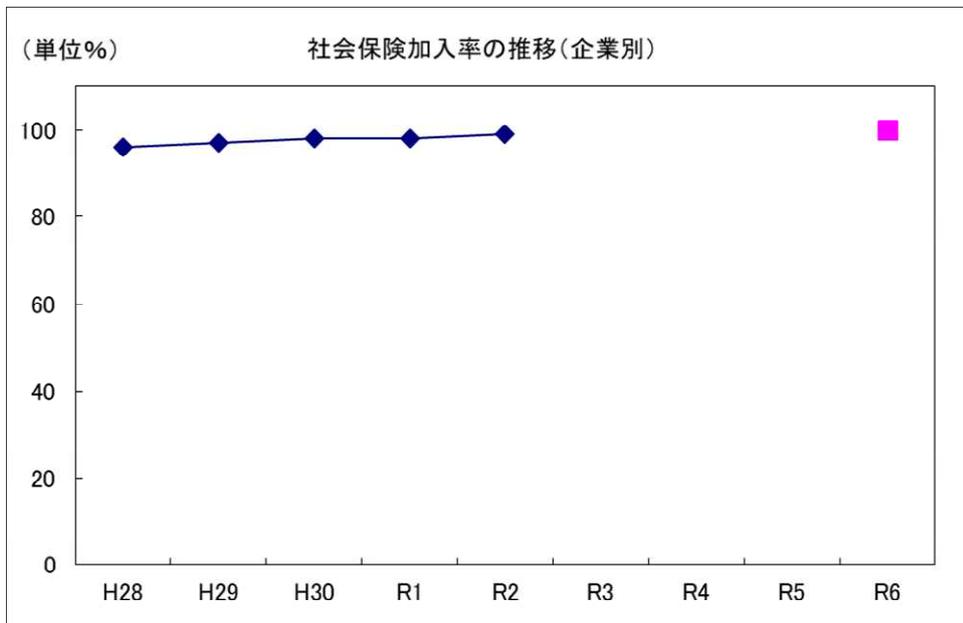
※CCUS（建設キャリアアップシステム）：技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステム

**（外部要因）**

**（他の関係主体）**  
 厚生労働省

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年)
	H28	H29	H30	R01	R02
①	96%	97%	97%	98%	99%
②	76%	85%	87%	88%	88%



### 主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

#### ①建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置

行政、建設業団体、学識経験者で構成する協議会を設置し、関係者が一体となって社会保険加入を含めた建設技能労働者の処遇改善の取り組みを進めている。

#### ②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、立入検査時の保険加入状況の確認・指導、元請企業の下請企業への指導状況の確認、令和2年10月以降は社会保険の加入が建設業許可・更新の要件となっている。

#### ③公共工事における対策の実施

国土交通省の直轄工事において、社会保険加入企業に限定する措置を実施している。また、地方公共団体発注の工事については、社会保険加入企業への限定を図ることを要請している。

#### ④民間発注工事における対策の実施

工事施工を社会保険加入業者に限定する旨の誓約書を発注者に提出することを推進している。

#### ⑤建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に制定した。本ガイドラインの中で、元請企業に対して、現場に入場する建設技能労働者の加入状況の確認・加入指導を要請している。労働者の加入強化を図るため、令和2年10月に本ガイドラインを改訂し、現場入場時の社会保険加入確認はCCUSの活用を原則としている。

#### ⑥法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映
- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出する取り組みを促進
- ・契約段階でも法定福利費が確保されることが重要であることから、標準約款において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化
- ・法定福利費の支払いや受取状況、賃金の状況に関する実態調査を実施

#### ⑦相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

①については、堅調に推移している。 (令和2年度実績値：(22,376/22,705) × 100)

②については、堅調に推移している。 (令和2年度実績値：(74,797/85,228) × 100)

##### (事務事業等の実施状況)

令和2年10月より、建設業の許可・更新で社会保険の加入が要件化されたことを踏まえ、労働者単位の加入強化を図るため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、現場入場時の社会保険加入確認はCCUSの活用を原則とする旨を通知した。

社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組を促進するため、各地方整備局においても「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいて取組強化を図った。また、地方公共団体が発注する工事においても法定福利費を内訳明示する取組を進めるため、取組がされていない自治体に対して、各地方整備局において直接働きかけを行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇している状態であり、順調に推移しているが、高次の下請企業では未だ未加入の企業が存在。社会保険の加入に必要な法定福利費の確保について、賃金と法定福利費の支払状況に関する実態調査を実施した結果、高次の下請企業ほど法定福利費の確保ができておらず、また、民間発注工事や地方公共団体発注の工事では法定福利費を明示する取組が遅れていることが課題となっている。

令和2年10月に改正建設業法が施行され、社会保険加入が建設業許可・更新の要件となっており、さらにCCUSの活用で労働者単位での加入確認を強化される。また、法定福利費内訳明示の取組について働きかけを強化することから、①及び②の指標について目標年度において目標を達成すると見込まれることから、Aと評価した。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：不動産・建設経済局 建設市場整備課 (課長 西山 茂樹)

# 施策目標個票

(国土交通省2-③)

施策目標	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成  (判断根拠) 業績指標125①については、目標値を大きく上回った実績を示しており、業績指標125②については、目標値に近付いており、達成に向けて大きな成果を示していることから、「②目標達成」と判断した。
	施策の分析	統計調査結果をホームページに掲載することにより、収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図るとともに、当省ホームページに「統計等データに関する総合的窓口」を設置することにより、統計利用者の利便性の向上を図っており、公表されている結果表へのアクセス件数の増加につながったところ。 調査票情報の二次利用申請については、統計関係情報として、調査票情報等の学術研究などへの活用についてホームページへ案内を掲載し周知を行ったところ、R2年度実績においては大幅な増加につながったところ。
	次期目標等への反映の方向性	統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていくべく、さらなる統計利用者の利便性の向上を推進する。 調査票情報の二次利用申請については、統計法関連法令等の改正を踏まえて、統計利用者に対する情報提供の充実を図り、さらなる利便性の向上を推進する。

業績指標	125 統計の利用状況 (①e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		約1,277,000	約1,389,000	約1,277,000	約1,202,000	約1,310,000	約1,775,000	A	約1,327,000
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	125 統計の利用状況 (②調査票情報の二次利用申請件数*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
約260		約260	約340	約320	約420	約435	A	約440	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	628	618	841	838	
		補正予算(b)	0	0	△ 162	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	628	618	679	838	
	執行額(百万円)	616	600				
	翌年度繰越額(百万円)	0	0				
	不用額(百万円)	13	18				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課 (課長 町田 倫代)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	---------------------	----------	--------

**業績指標 125**

統計の利用状況 \* (①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、②調査票情報の二次利用申請件数)

評価	
① A ② A	① 目標値：約 1,327,000 件 (令和 4 年度) 実績値：約 1,775,000 件 (令和 2 年度) 初期値：約 1,277,000 件 (平成 29 年度) ② 目標値：約 440 件 (令和 4 年度) 実績値：約 435 件 (令和 2 年度) 初期値：約 260 件 (平成 27 年度)

**(指標の定義)**

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、統計の利用状況 (e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、調査票情報の二次利用申請件数) を指標とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

統計調査結果については、政府統計の総合窓口：e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/>) 等を通じて、電子的な形等により統計データを提供しており、e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数及び調査票の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

政府統計の総合窓口 (e-Stat) における統計のアクセス件数について、令和 4 年度までの目標を平成 29 年度より約 5 万件増の 1,327,000 件とすることを目標とした。

また、調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第 32 条及び同法第 33 条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和 4 年度までに平成 27 年度より約 70% 増の 440 件とすることを目標とした。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

公的統計の整備に関する基本的な計画 (令和 2 年 6 月 2 日閣議決定)

第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

4. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

**【閣決 (重点)】**

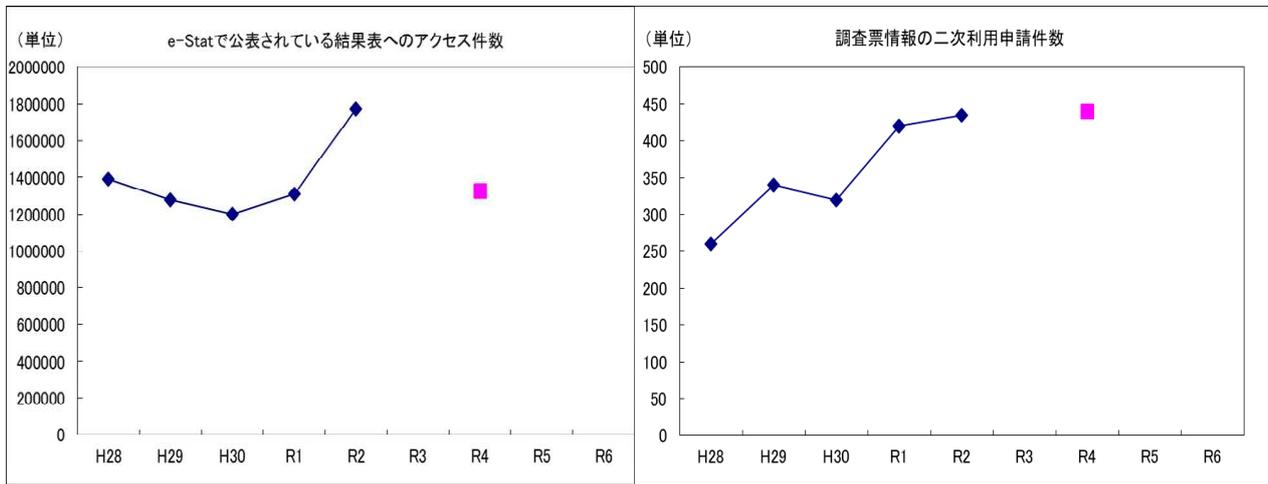
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値 (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
約 1,389,000 件	1,277,000 件	1,202,000 件	約 1,310,000 件	約 1,775,000 件

過去の実績値 (②調査票情報の二次利用申請件数) (年度)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
約 260 件	約 340 件	約 320 件	約 420 件	約 435 件



### 主な事務事業等の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	1 7 8 , 9 0 1 千円 (令和元年度)
	1 8 7 , 3 7 8 千円 (令和2年度)
交通統計関係予算額	3 7 7 , 5 4 2 千円 (令和元年度)
	3 7 8 , 9 4 0 千円 (令和2年度)
大都市交通センサス予算額	0 千円 (令和元年度)
	9 7 , 8 3 1 千円 (令和2年度)

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数について、令和2年度末の実績値は約1,775,000件であり、前年度と比較して大幅な増加傾向を示していることから、今後も更なる利便性の向上及び周知等を図る必要がある。

調査票情報の二次利用申請件数について、令和2年度末の実績値は約435件であり、前年度と比較してやや増加傾向を示していることから、引き続き利便性の向上及び周知等を図る必要がある。

##### (事務事業等の実施状況)

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより、情報の充実を図るとともに、利用者利便の向上を図った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

①「e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数」について、令和2年度末の実績値は約1,775,000件であり、目標値を上回る実績を示していることから、Aと評価した。

また、②「調査票情報の二次利用申請件数」については、令和2年度末の実績値は約435件であり、前年度と比較してやや増加傾向を示していることから、Aと評価した。

今後も引き続き、統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていくべく、統計利用者の利便性のさらなる向上を推進する。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：総合政策局情報政策課 (課長 町田 倫代)  
 関係課：総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 (室長 太田 奈緒美)  
 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 (室長 内田 謙一)  
 総合政策局交通政策課 (課長 阿部 竜矢)

# 施策目標個票

(国土交通省2-③)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない  (判断根拠) 主要業績指標127については、目標達成に向けて順調に推移しているが、主要業績指標126については、令和2年度は、第7次国土調査事業十箇年計画の計画期間の初年度であり、初年度の段階では、目標達成に向けた顕著な効果が発現していないことから「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	主要業績指標126については、令和2年度には実績値が(①79%、②52%)となったが、令和元11年度までの目標(①87%、②57%)に照らすと、目標達成に向けて今後も引き続き取り組んでいく必要がある。 主要業績指標127については、令和11年度までの目標100%に向け、順調に進展している。
	次期目標等への反映の方向性	主要業績指標126については、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、令和2年度に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、所有者不明等の場合でも調査を進められる新たな調査手続の活用や、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を関係省庁との連携を図りつつ促進することと並行して、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。あわせて、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。 主要業績指標127については、目標達成に必要な予算の確保に努め、引き続き推進していく。

業績指標	126① 地籍調査の進捗率(優先実施地域での進捗率)*	初期値	実績値				評価	目標値
		R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
		79%	-	-	-	79%	79%	B
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	126② 地籍調査の進捗率(地籍調査対象地域全体での進捗率)*	初期値	実績値				評価	目標値
		R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
		52%	-	-	-	52%	52%	B
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	127 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	初期値	実績値				評価	目標値
R1年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R11年度
47%		-	-	-	47%	53%	A	100%
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,757	8,457	6,883	6,034	
		補正予算(b)	2,970	1,900	0	-	
		前年度繰越等(c)	2,928	3,215	2,300	-	
		合計(a+b+c)	12,655	13,572	9,183	6,034	
		<0>	<0>	<0>	<0>		
	執行額(百万円)	9,408	1,124				
	翌年度繰越額(百万円)	3,215	2,300				
不用額(百万円)	33	48					

※平成28年度以降は地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分等がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	不動産・建設経済局	作成責任者名	地籍整備課長 (佐々木 明德)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------	--------	--------------------	----------	--------

**業績指標 126**

地籍調査の進捗率 (①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率) \*

評価	
B	目標値：① 87%、② 57% (令和11年度) 実績値：① 79%、② 52% (令和2年度) 初期値：① 79%、② 52% (令和元年度)

**(指標の定義)**

- ① 地籍調査の優先実施地域の面積(188,694 km<sup>2</sup>)に対する地籍調査実施地域の面積 (令和元年度末時点 148,486 km<sup>2</sup>) の割合
  - ② 地籍調査対象地域全体の面積(287,966 km<sup>2</sup>)に対する地籍調査実施地域の面積 (令和元年度末時点 148,486 km<sup>2</sup>) の割合
- (ともに地籍調査実施地域の面積には地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。)

**(目標設定の考え方・根拠)**

第7次国土調査事業十箇年計画 (令和2年5月26日閣議決定) においては、新たな調査手続や効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量 (約 10,000 km<sup>2</sup>) を勘案して、十年間に実施すべき地籍調査の調査面積を 15,000 km<sup>2</sup> と設定するとともに、優先実施地域<sup>\*</sup>を中心に地籍調査を実施するものとし、これまで用いていた「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示した。

これにより、優先実施地域での進捗率を全国で79% (令和元年度末時点) から87% (令和11年度末時点) とし、地籍調査対象地域全体での進捗率を全国で52% (令和元年度末時点) から57% (令和11年度末時点) とすることを目標とする。

※優先実施地域：土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域 (大規模な国・公有地、手を入れる必要のない天然林等) を除く地域

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- 国土調査法 (昭和26年法律第180号)
- 国土調査法施行令 (昭和27年政令第59号)
- 国土調査促進特別措置法 (昭和37年法律第143号)
- 国土調査促進特別措置法施行令 (昭和45年政令第261号)
- 国土調査事業十箇年計画 (令和2年5月26日閣議決定)
- 都市再生基本方針 (平成14年7月19日閣議決定 令和2年9月1日一部変更)
  - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。(第2の2都市再生に関する施策の基本的方針)
  - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る (同上)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更)
  - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する (7 (2) ③)
- 地理空間情報活用推進基本計画 (平成29年3月24日閣議決定)
  - ・復興事業と連携した地籍整備の促進 (第1部1. (4))
  - ・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進 (第1部2. (1) ④)
  - ・国土の実態を適正に把握するため、(略) 地籍整備の推進等を行う (第2部1. (3))
  - ・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、(略) 土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する (第2部3. (1) ①)
- 経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)
  - ・(略) 所有者不明土地等対策について、基本方針 (※) 等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。(第3章5.)
  - (※)「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)
- 成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定)
  - ・地域における迅速な社会資本整備を進めるため、所有者不明土地の円滑な利活用や管理を図るための仕組みの充実等を図る (第14章9.)
- 成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)
  - ・成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。(略) 新たな日常にも対応する調査手法を活用した地籍調査等を推進する。(13. (9))
- 国土強靱化基本計画 (平成30年12月14日閣議決定)
  - ・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急

輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。(第3章2(12))

○防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)

・地籍調査緊急対策(第3章I(1))

○土地基本方針(令和3年度5月28日閣議決定)

・国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。(第二3.(2))

・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。

(第四1.)

・土地に関する各種調査においても、リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する等、デジタル技術を活用した効率的な調査の実施を進める。(第五5.)

・(略)地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進等、「新たな日常」への対応を踏まえた土地に関する施策の展開を進める。(第五6.)

○防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)

・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策(第2章1(1))

【閣決(重点)】

○社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章、第4章に記載あり」

【その他】

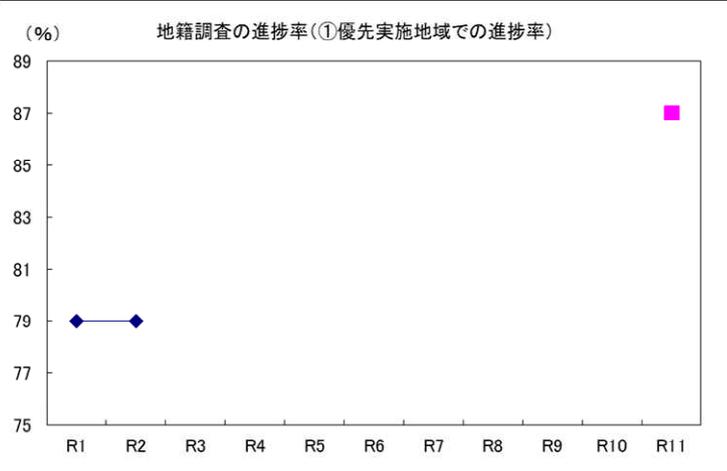
○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)

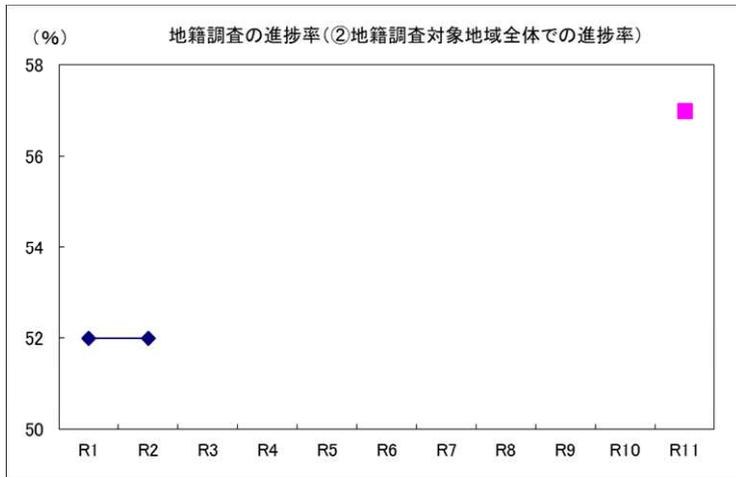
・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

・土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、固定資産課税台帳の情報の利用等による所有者探索の合理化や所有者不明の場合等でも調査が進む手続の活用、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入、優先実施地域における重点実施等を盛り込んだ第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、引き続き、円滑かつ迅速に推進する。また、これらの手法の普及が進むよう、地方公共団体へ支援を行うとともに、当該計画の進捗目標を達成するため必要となる予算の確保に努める。(3)

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	—	① 79%	① 79%	
			② 52%	② 52%	





### 主な事務事業等の概要

①地籍調査(◎) 令和元年度予算額：12,978,020千円、令和2年度予算額：12,047,020千円

※令和元年度予算額のうち4,971,000千円、令和2年度予算のうち5,640,000千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等(主に市町村)であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進する。

②基本調査(◎) 令和元年度予算額：140,414千円、令和2年度予算額：178,638千円

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の基礎情報として活用される。令和元年度は、都市部において官民の境界情報(道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報)を調査し(都市部官民境界基本調査)、また、山村部ではリモートセンシングデータを活用して広域的に土地境界の基礎情報を調査した(山村境界基本調査)。令和2年度からは、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行う(効率的手法導入推進基本調査)。

③地籍整備推進(◎) 令和元年度予算額：138,499千円、令和2年度予算額：137,761千円

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用している。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成22年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成(地籍整備推進調査費補助金)を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等(◎) 令和元年度予算額：43,113千円、令和2年度予算額：55,621千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施している。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。

⑤ICTを活用した地籍調査の効率化(◎) 令和元年度予算額：50,875千円、令和2年度予算額：-千円

都市部の地籍調査をより一層推進するためには、市町村等による官民境界に関する調査・測量の成果及び民間等の測量成果を有効活用し、現地立会いや現地測量を効率化した地籍調査の手法等について検討する必要があることから、情報通信技術(ICT)の活用により、各種測量成果を蓄積する方法や、民間測量成果等の重ね合わせや座標調整を行う方法の検討及び試行を行い、各種測量成果を活用して地籍調査を行う仕組みの構築を行い、都市部の地籍調査

をより一層推進する。

⑥土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）（◎） 令和元年度予算額：110,996千円、令和2年度予算額：124,500千円

被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、復旧・復興事業を計画している地域で市町村等が行う地籍調査や、地震により現況とのズレが発生した地籍調査成果（基準点や地籍図等）の補正等に対し、地籍調査費負担金を交付し、復旧・復興につながる地籍整備を支援する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

令和2年度は、第7次国土調査事業十箇年計画の計画期間の初年度であり、初年度の段階では、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。目標達成に向けて今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

① 全数 188,694 km<sup>2</sup>、現状（令和2年度末時点）149,321 km<sup>2</sup>

② 全数 287,966 km<sup>2</sup>、現状（令和2年度末時点）149,321 km<sup>2</sup>

#### （事務事業等の実施状況）

##### ① 地籍調査

・地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。

##### ② 基本調査

・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗の遅れている都市部及び山村部の地籍整備を以下のとおり推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

都市部：特に南海トラフ地震に伴う津波浸水被害想定地域等の地籍調査の必要性が高い地域で、優先的に調査を実施。

山村部：土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、優先的に調査を実施。

##### ③ 地籍整備推進

・国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。

##### ④ 基準点測量等

・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成29年度より、GNSS測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したGNSS測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

##### ⑤ ICTを活用した地籍調査の効率化

・官民境界情報等の活用に向けた検討を進めた結果、各種情報を蓄積する方法やこれを活用した地籍調査の進め方について結論が得られ、都市部における地籍調査の効率化に向けた環境が整った。

##### ⑤ 土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）

・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正の実施を支援するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度は、第7次国土調査事業十箇年計画の計画期間の初年度であり、初年度の段階では、目標達成に向けた顕著な効果が発現していないことから、B評価とした。

今後も引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、同計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。その際、有識者等の派遣や基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。

この際、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じ

て、地籍整備を一層推進していく。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：不動産・建設経済局 地籍整備課（課長 佐々木明德）

業績指標 127

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積\*

評価

A	目標値：100%（令和11年度） 実績値：53%（令和2年度） 初期値：47%（令和元年度）
---	--

（指標の定義）

土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした 38,000k m<sup>2</sup>）に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積 18,000k m<sup>2</sup>、目標値は令和11年度までの実施面積 38,000k m<sup>2</sup>。

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月閣議決定）において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国 18,000k m<sup>2</sup>を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 20,000k m<sup>2</sup>を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○国土調査法（昭和26年法律第180号）

○国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）

○地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）「第2部1.（1）①に記載あり」

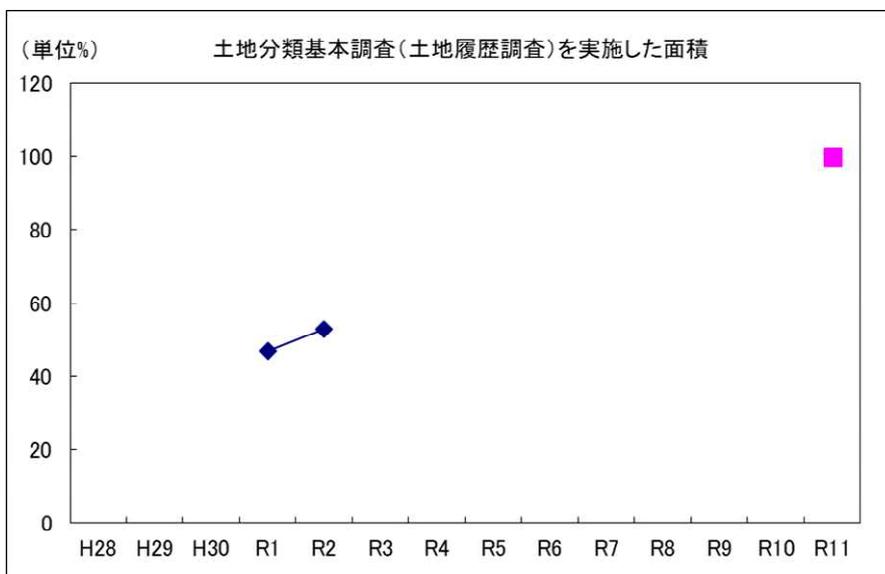
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（%）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
-	-	-	47	53	



### 主な事務事業等の概要

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：35百万円（令和元年度）

67百万円（令和2年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

令和元年度にこれまでの目標を達成。令和2年度は新たな目標を設定し、この目標達成に必要な面積を実施できた。引き続き、手法の効率化を検討するなどして、目標達成に向けて調査を推進する。

##### （事務事業等の実施状況）

令和2年度は、南海トラフ地震の災害想定地域を含む豊橋地区、岡崎地区、呉地区、福山地区を対象として、人口集中地域や過去の災害発生履歴による災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、現時点では目標達成に必要な面積の調査を実施できているが、今後も引き続き効率的な調査手法の導入を検討することとし、Aと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課国土管理企画室（大臣官房参事官（土地利用担当） 横山 博一）

関係課：

## 施策目標個票

(国土交通省2-35)

<b>施策目標</b>	自動車運送業の市場環境整備を推進する。		
<b>施策目標の概要及び達成すべき目標</b>	将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。		
<b>評価結果</b>	<b>目標達成度合いの測定結果</b>	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標128については、目標達成に向けて順調に推移しており、目標年度に目標値を達成することが想定されるため。	
	<b>施策の分析</b>	荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等、輸送の安全の確保に向けた取組を行った結果、堅調に数値が推移している。	
	<b>次期目標等への反映の方向性</b>	本認定を受けることのインセンティブの導入とともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、令和5年度の目標値の達成に向けて取組みを継続する。	

業績指標	128 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		29.5%	27.6%	28.7%	29.5%	30.2%	31.2%	A	32%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	171	204	117	136	/
		補正予算(b)	0	0	0	-	/
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	/
		合計(a+b+c)	171	204	117	136	/
	執行額(百万円)		151	183	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		0	0	/	/	/
	不用額(百万円)		19	21	/	/	/
		<0>	<0>	<0>	<0>	/	

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
------------------------	-------------------------

<b>担当部局名</b>	自動車局	<b>作成責任者名</b>	貨物課 (課長 日野 祥英)	<b>政策評価実施時期</b>	令和3年8月
--------------	------	---------------	-------------------	-----------------	--------

**業績指標 128**

貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率\*

**評価**

A	目標値：32%（令和5年度） 実績値：31.2%（令和2年度） 初期値：29.5%（平成30年度）
---	---

**(指標の定義)**

トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。

**(目標設定の考え方・根拠)**

トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いいため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。

このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。

係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。

**(外部要因)**

特になし

**(他の関係主体)**

全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（（公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

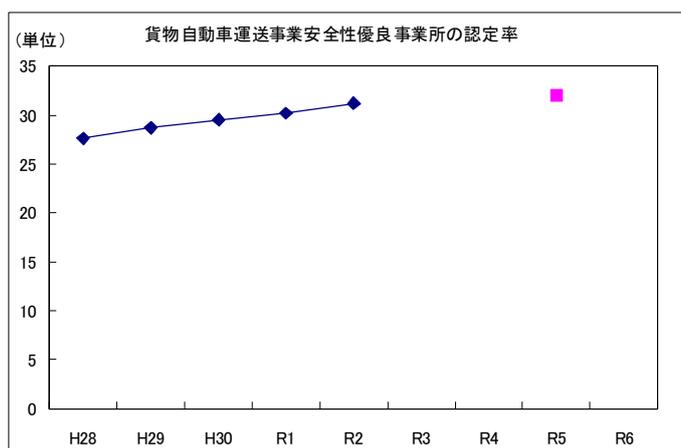
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
27.6%	28.7%	29.5%	30.2%	31.2%	



## 主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和2年度における実績値は31.2%となっており、堅調に推移しているところ。

#### (事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

本認定を受けることのインセンティブの導入とともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、引き続き、令和5年度の目標値の達成に向けてトラック運送事業者の輸送の安全を確保するための取組を推進する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課（課長 日野 祥英）

# 施策目標個票

(国土交通省2-36)

施策目標	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	四面環海の我が国経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>指標129については、目標に向けて順調に推移しており、令和3年5月に公布された海事産業強化法に基づき、労務管理の適正化を含む船員の働き方改革の施策効果により目標達成可能と見込まれることからA評価と判断した。また、指標130については、各国との厳しい受注競争、新型コロナウイルス感染症による影響等もあり、令和2年度実績は初期値を下回る結果となったことからB評価としたが、令和3年度以降、本格的に同法に基づく予算・税制等の支援事業を実施していく。以上から、令和2年度は、海事産業強化法と新制度の創設等に取り組み、施策体系構築の成果を上げたことから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>指標129については、令和2年度の実績値は集計中であるものの、船員計画雇用促進等事業や若年内航船員確保推進事業の施策の結果、令和元年度の実績値は962人と目標値である令和9年度累計10,000人の船員確保に向けて順調に推移しており、今後新たに必要となる船員数が確保されると考えられる。</p> <p>また、指標130については、これまで、AIやIoT技術等を活用することにより生産性向上を目指す取組「i-Shipping」に取り組み、建造・運航分野における革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業において、研究開発等を実施した(令和2年度:建造14件、運航9件)。令和2年度においてはその一部を令和2年度第3次補正予算として先行実施し、当該補正予算による事業についても令和3年度に繰り越して引き続き実施中である。</p> <p>今後は、第204国会において成立した海事産業強化法案に関連するサプライチェーンの最適化及びデジタルトランスフォーメーション等の支援事業を実施していく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>指標129については、引き続き目標達成に向けて、船員の確保・育成政策を推進する。また、指標130については、令和7年度の目標達成に向け、予算・税制・財政投融资の支援措置等により生産性向上を一層進めるとともに、事業者間の協業・統合等を促進することで、造船業の事業基盤強化及び国際競争力の強化を行う。</p>

業績指標	129 海運業(内航)における新規船員採用者数(*)	初期値	実績値(累計)					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R9年度
		912	-	-	-	1,874	集計中	A	10,000人
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	130 日本における造船建造量(単位:百万総トン)(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年~R1年の平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
		14	13	13	15	16	13	B	18
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考指標	参102 海洋開発関連産業に専従する技術者数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約560人	約740人	約1040人	約700人	集計中	集計中		約2,400人
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	8,777	8,613	8,293	8,086	-	
		補正予算(b)	556	1,171	2,314	-	-	
		前年度繰越等(c)	317	522	1,249			
		合計(a+b+c)	9,650	10,306	11,856	8,086		
			<0>	<0>	<0>			
	執行額(百万円)		9,003	8,945				
	翌年度繰越額(百万円)		522	1,249				
不用額(百万円)		126	112					

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	海事局	作成責任者名	総務課企画室 (室長 忍海邊 智子)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	-----------------------	----------	--------

**業績指標 129**

海運業（内航）における新規船員採用者数\*

**評 価**

A	目標値：平成30年度からの累計で10,000人（令和9年度） 実績値：集計中（令和2年度）1,874人（累計）（令和元年度） 初期値：912人（平成30年度）
---	---

**（指標の定義）**

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、今後必要な船舶数を予測し、それに乗り組む船員数から今後船員として残存すると見込まれる船員数の差を指標として設定。

**（目標設定の考え方・根拠）**

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員のうち高齢化が顕著な内航船員について、今後新たに必要となる人数を確保するため、内航船舶数（予測値）に乗り組む船員数から残存が見込まれる船員数を差し引いた人数を確保することを目標とし、海運業（内航）に新規に就業する船員の確保により目標達成を図る。

- ① 国内輸送量の実績値等をもとに、今後の景気変動等も踏まえ、今後の輸送量及び船腹量の予測値を試算。
- ② ①より、今後必要となる船舶数の予測をした上で、今後必要となる船員数を算出。
- ③ 次に、船員数実績値をもとに死亡や病気、定年による退職等を勘案し、今後残存する船員数を算出。
- ④ ②から③を差し引いた船員数の概数を指標として設定。

**（外部要因）**

- ① 景気動向等に伴う輸送需要の増加の変動
- ② 船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の変動
- ③ 死亡率や疾病率等の変動

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）第2部9（1）ウ 船員等の育成・確保  
 ○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。

○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。

・交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）  
 第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策  
 基本的方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり  
 目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる

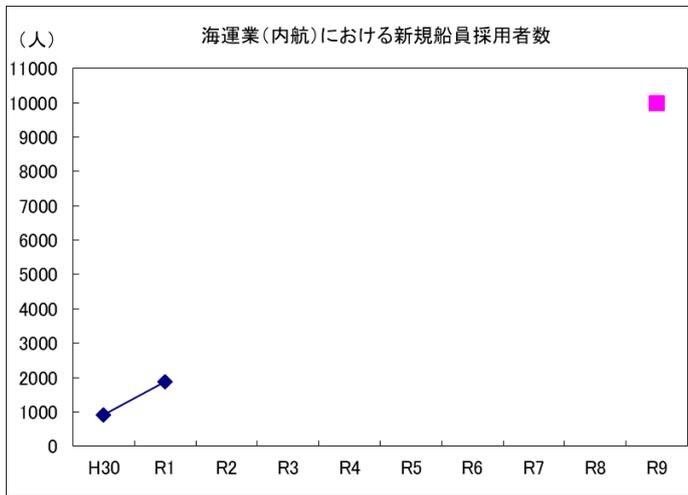
○航空機操縦士や航空機整備士、船員、バス・トラック運転手等、輸送を支える技能者、技術者の確保や労働条件・職場環境の改善に向けた施策を実施する。（航空機操縦士・航空機整備士の民間養成機関の供給能力拡充、船員のトライアル雇用助成金 等）

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

過去の実績値（累計）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
-	-	912	1,874	集計中	



※各年度の実績については、累積の数値

### 主な事務事業等の概要

#### 船員の確保・育成体制の強化

海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額 1.1 億円 (令和3年度)

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

令和2年度の実績値は集計中であるが、令和元年度(単年度)の実績値は962人であり、累計1,874人となったことから、令和9年度累計10,000人の目標に向けて順調に推移している。

##### (事務事業等の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

・船員計画雇用促進事業

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。令和3年度当初時点においては、250事業者(令和2年度当初時点:246事業者)が国土交通大臣による認定を受けている。

・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成23年度から実施。令和2年度については全国で水産系高校6校、66人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

・内航船員就業ルート拡大支援事業

船員の専門教育機関を卒業していない者が短期で海技資格を取得するために受講する6級海技士短期養成課程について、当該過程における乗船実習の場を提供する事業者に対する支援制度を平成27年度に創設し、令和2年度の支援事業者数は71者であった。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業(内航)における新規船員採用者数であり、令和2年度の実績値は集計中であるものの令和元年度(単年度)の実績値は962人であり、目標値である令和9年度累計10,000人の船員確保に向けて順調に推移している。また、令和3年5月に公布された海事産業強化法に基づく労務管理の適正化を含む船員の働き方改革の実現に向けた取組みにより、船員という職業の魅力の向上が図ることで、それらの効果が発現され目標年度における目標を達成できると見込まれることから「A」と評価した。引き続き、令和3年度においても目標達成に向け、船員の確保・育成政策を推進する。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課: 海事局船員政策課(課長 谷口 礼史)

関係課: 海事局総務課海洋教育・海事振興企画室(室長 小沼 勝之)

業績指標 130  
日本における船舶建造量\*

評価

B	目標値：18 百万総トン（令和 7 年） 実績値：13 百万総トン（令和 2 年） 初期値：14 百万総トン（平成 27 年～令和元年の平均値）
---	--

(指標の定義)  
日本における造船業の新造船建造量  
【初期値：H27～R01 の平均】 $14,069,938 = (13,027,223+13,337,209+13,197,546+14,551,631+16,236,079)/5$

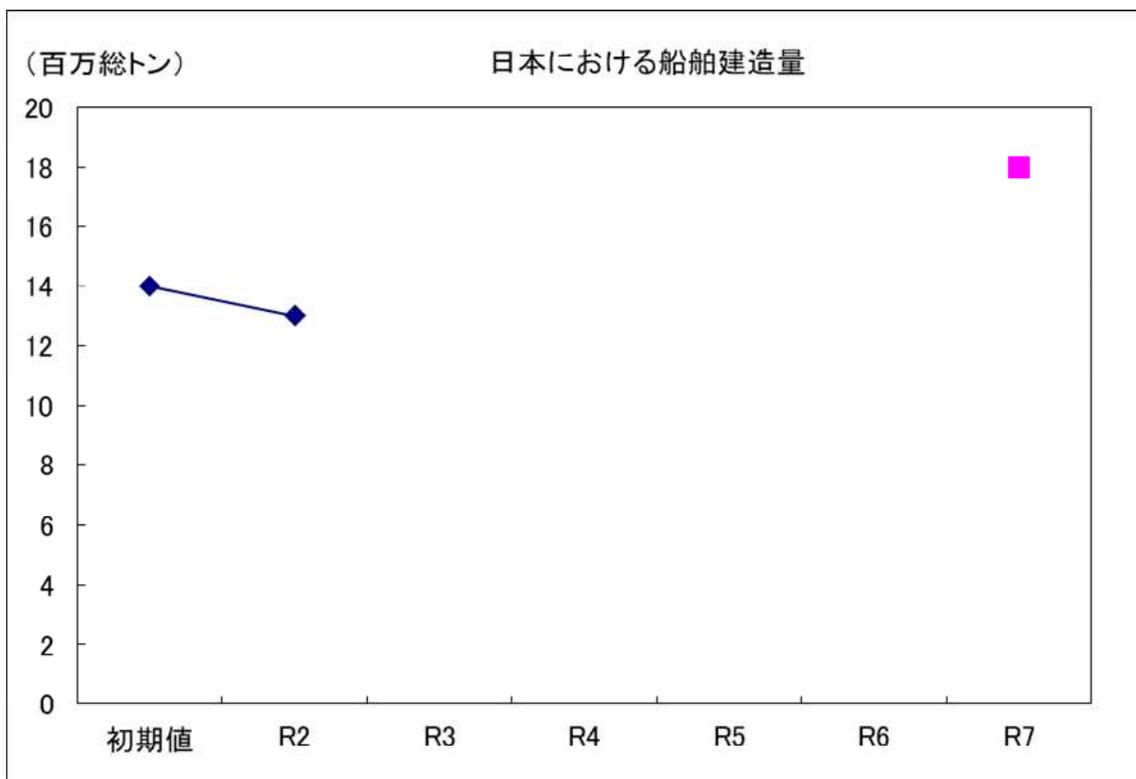
(目標設定の考え方・根拠)  
過去における我が国造船業の最大値である 20 百万総トン（2010 年）に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である 18 百万総トンを、政策による基盤強化を通じて我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025 年の目標としている。

(外部要因)  
海運市場の状況、金融市場の動向、為替の動向

(他の関係主体)  
造船事業者（事業主体）

(重要政策)  
【施政方針】  
なし  
【閣議決定】  
・ 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 3 号）  
・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）  
    グローバル・サプライチェーンの強靱化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。（5.（3）サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築）  
・ 成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日）  
    海運業と造船業が共に成長できる環境整備に向けて、企業間連携や投資の促進に必要な方策を制度改正も含め 2020 年度中に取りまとめ、速やかに実施する。（5.（2）vi）③）  
    諸外国との海洋産業協力の深化として、シーレーン沿岸国との関係強化の観点から、主要港湾等への開発運営に係る協力を戦略的に推進するとともに、安定的な国際海上輸送確保のため、我が国海外航海運業・造船業の国際競争力強化の取組を更に推進する。（6.（2）ii）①）  
【閣決（重点）】  
なし  
【その他】  
なし

過去の実績値	(単位：百万総トン)				(年)
H27～R1 平均 (初期値)	R 2	R 3	R 4	R 5	
14	13				



#### 主な事務事業等の概要

造船業、船用工業における企業間連携やデジタル化の促進、システムインテグレーション能力の強化、OECD や WTO の枠組を通じた公正な競争条件の確保等に取り組むことで、我が国海事産業における国際競争力強化を図る。

予算：17 億円（令和 2 年度第 3 号補正）

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

(本指標について)

本業績指標については、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 3 号）（以下「海事産業強化法」という。）における KPI（我が国造船業の建造量）との整合性を図るため、昨年度まで採用していた評価指標である「建造量の世界シェア」から「日本における船舶建造量」に令和 2 年度末に変更をしたところ。

(指標の動向)

世界の造船市場は供給過剰状態である中、我が国造船業は中国・韓国と厳しい受注競争を強いられている。加えて、韓国においては、造船事業者に対して巨額の公的支援が行われたほか、信用力の低い造船事業者への市場で得られないような公的な保証の付与による受注支援が行われており、我が国造船業に著しい損害を及ぼしている。

また、直近では、新型コロナウイルス感染症の影響により、海運企業の発注意欲の減退、人の移動制限による新造船商談の停滞等により、元々少なかった受注量が大幅に減少し、通常 2 年以上必要な手持工事が約 1 年とかつてない危機的経営状況に陥り、工事量の枯渇による雇用の喪失を防ぐため、造船事業者は受注した工事を先延ばしにするなど、建造量を調整して対応している。

これらの影響などにより、令和 2 年度の日本における造船建造量は、初期値を下回る結果となったため、B 評価としている。

ただし、本指標に係る施策としては、令和 3 年 5 月に公布された海事産業強化法に基づき、予算・税制・財政投融资を総動員した施策を令和 3 年度より実施していくこととしており、令和 2 年度においてはその一部を令和 2 年度第 3 次補正予算として先行実施している段階であることに加え、当該補正予算による事業についても令和 3 年度に繰り越して引き続き実施中であることから、施策の効果が十分に本指標に反映されていないことに注意する必要がある。

(事務事業等の実施状況)

令和 3 年度以降、本格的に海事産業強化法に基づく予算・税制・財政投融资などの支援事業を実施していく。

なお、変更前の業績指標「建造量の世界シェア」に係る令和 2 年度施策としては、船舶の開発・設計、建造、運航に至る全ての段階で AI や IoT 技術等を活用することにより生産性向上を目指す取組「i-Shipping」に取り組み、建造分野及び運航分野における革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業において、研究開発等を実施した（令和 2 年度は建造分野で 14 件、運航分野で 9 件）。建造分野、運航分野に係る支援事業については、令和 2 年度をもって終了し、令和 3 年度 9 月の評価委員会にて施策の評価が行われる予定である。これに加えて、開発・設計分野の支援事業も実施しており、こちらも令和 3 年度に事業が終了し、評価委員会にて施策の評価が行われる

予定となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

我が国造船所は中国・韓国に比べて造船所の規模が小さく、大規模発注において不利な面があるなどの課題を抱えているところ、海事産業強化法案に基づき、予算・税制・財政投融资の支援措置等により生産性向上を一層進めるとともに、事業者間の協業・統合等を促進することで、造船業の事業基盤強化及び国際競争力の強化を行う方針。

担当課等（担当課長名等）

担当課：船舶産業課（課長 今井 新）

関係課：海洋環境政策課（課長 田村 顕洋）

# 施策目標個票

(国土交通省2-③)

施策目標	総合的な国土形成を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土形成計画等の策定・推進により多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要業績指標131及び業績指標132①については目標を達成しているが、業績指標132②は実績値は判明していないが目標を達成しないと見込まれることから、「③相当程度進展あり」としている。</p>
	施策の分析	<p>業績指標131については、国土形成計画の基本的な方針として掲げている具体的な施策の方向性のうち、主に3つの目標に沿って質の高い国土づくりを進めてきた。目標の1つである「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」のうち外国人延べ宿泊者数や訪日外国人旅行者数は進展が見られるが、目標「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」のうち環境基準達成水域の割合や海上保安庁による海洋汚染確認件数については、進展が見られず、改善が必要である。業績指標132①について、各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは順調に進み、目標を達成している。②について、実績値は判明していないが目標は達成しないと見込まれる。平成27年度実績値は山林などからの流入負荷量の増加により平成22年度より微増しており、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>今後も続くと考えられている人口減少や、巨大災害の切迫、地球環境問題、急速に進む技術革新の進展等など、国土を取り巻く状況の変化は続いている。引き続き、平成28年2月に国土審議会計画推進部会に設置した専門委員会等におけるとりまとめ結果等を踏まえながら、第二次国土形成計画(全国計画)を推進する。</p>

業績指標	131 国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		8/12	8/12	8/12	9/12	9/12	集計中	A	初期値以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	132 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏))	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		101自治体	101自治体	120自治体	120自治体	120自治体	132自治体	A	130自治体
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	132 大都市圏の整備推進に関する指標(②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
34,609kg/日		-	-	-	-	-	集計中	B	34,004kg/日
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参考指標	103 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報のダウンロード件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		33万件	114万件	117万件	117万件	132万件	135万件		121万件
年度ごとの目標値		114万件	117万件	118万件	119万件	120万件			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,883,059	2,059,564	1,681,397	1,379,610	
		補正予算(b)	308,991	273,130	502,929	-	
		前年度繰越等(c)	830,864	993,326	1,160,271	-	
		合計(a+b+c)	3,022,915 <0>	3,326,020 <0>	3,344,597 <0>	1,379,610 <0>	
	執行額(百万円)		2,023,373	2,145,570			
	翌年度繰越額(百万円)		993,326	1,160,271			
	不用額(百万円)		6,216	20,179			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	総務課 (課長 笹原 顕雄)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	--------

**業績指標 131**

国土形成計画の着実な推進（対 27 年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 9（令和元年度） 初期値：8（平成 28 年度）

**（指標の定義）**

第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）第 1 部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための 3 つの方向性、8 分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる 12 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

国土形成計画（全国計画）では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に 3 つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成 28 年度の実績値（初期値：8）以上となることを目標とするものである。

**（外部要因）**

経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**

関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 24 日）

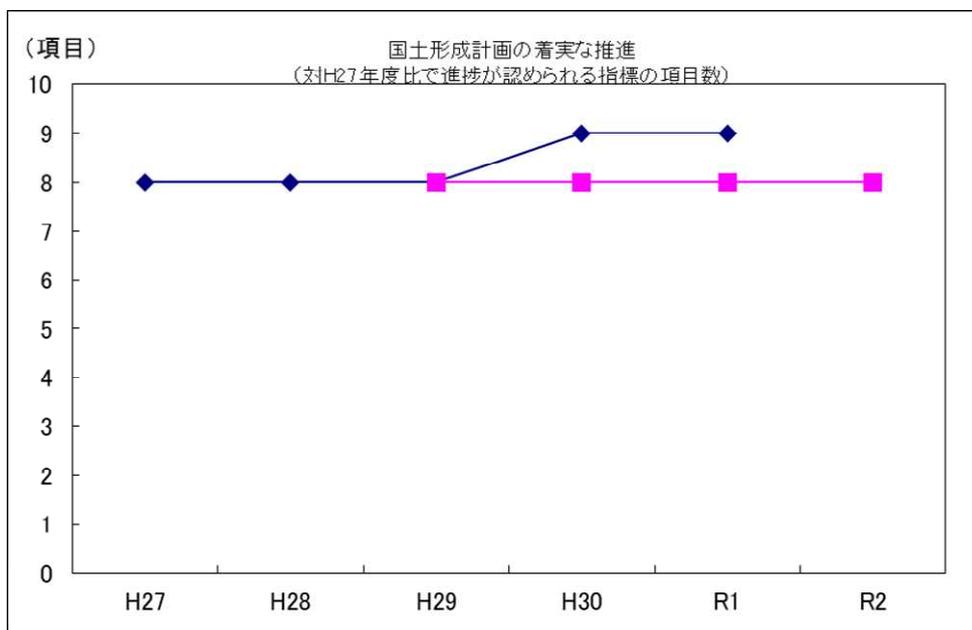
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）  
対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する（第 6 章（5））

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
8/12	8/12	9/12	9/12	集計中	



## 主な事務事業等の概要

平成27年8月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組をしているところ。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

本年は、代表指標(12項目)について、令和2年度に得られた令和元年度までの統計データを基に、第二次国土形成計画(全国計画)の本格運用が始まった平成27年度の実績値と令和元年度の実績値を比較。

その結果、半数以上の9項目で進捗が見られた。初期値とした平成28年度の対27年度比は8項目であることから、令和元年度では目標とした「初期値以上」を達成している。

#### (事務事業等の実施状況)

#### 1. ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

##### ①全国の地域資源活用の認定事業数

・進捗していると見られる(平成27年度の1,582件から令和元年度は2,099件に増加)

##### ②公共職業安定所で扱った月間有効倍率

・進捗していると見られる(平成27年度の1.26%から令和元年度は1.55%に増加)

##### ③外国人延べ宿泊者数

・進捗していると見られる(平成27年度の6,561万人から令和元年度は11,566万人に増加)

##### ④保育園等の待機児童数

・進捗していると見られる(平成27年度の23,167人から令和元年度は16,772人に減少)

##### ⑤外資系企業の数

・進捗していると見られない(平成27年度の3,410社から令和元年度は2,808社に減少)

##### ⑥海上出入貨物トン数

・進捗していると見られる(平成27年度の2,653百万トンから令和元年度は2,747百万トンに増加)

##### ⑦訪日外国人旅行者数

・進捗していると見られる(平成27年度の1,974万人から令和元年度は3,188万人に増加)

#### 2. 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

##### ⑧自主防災組織活動カバー率

・進捗していると見られる(平成27年度の81.0%から令和元年度は84.1%に増加)

##### ⑨保安林面積

・進捗していると見られる(平成27年度の1,289万haから令和元年度は1,298万haに増加)

##### ⑩環境基準(COD)達成水域の割合(①河川 ②湖沼 ③海域)

・進捗していると見られない(平成27年度の①95.8%、②58.7%、③81.1%から令和元年度は①94.1%、②50.0%、③80.5%に減少)

##### ⑪海上保安庁による海洋汚染確認件数

・進捗していると見られない(平成27年度の392件から令和元年度は432件に増加)

#### 3. 国土づくりを支える参画と連携

##### ⑫市町村地域福祉計画の策定率

・進捗していると見られる(平成27年度の68.4%から令和元年度は78.3%に増加)

#### (参考1)各代表指標の定義・出典

##### 【代表指標】①全国の地域資源活用の認定事業数

[定義] 地域資源を活用した企業の事業計画数(単位:件)

[出典] 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」

##### 【代表指標】②公共職業安定所で扱った月間有効倍率

[定義] 公共職業安定所で扱った月間有効倍率(「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除したもののブロック内都道府県の平均値(単位:%))

[出典] 厚生労働省「職業安定業務統計」

##### 【代表指標】③外国人延べ宿泊者数

[定義] ブロック別の外国人延べ宿泊者数(単位:人)

[出典] 観光庁「宿泊旅行統計調査」

##### 【代表指標】④保育園等の待機児童数

[定義] 保育園等の待機児童数(単位:人)

[出典] 厚生労働省 報道発表資料

##### 【代表指標】⑤国内に本社を有する外資系企業の数

[定義] 国内に本社を有する外資系企業のうち、有効回答(操業中)企業数(単位:社)

[出典] 経済産業省「外資系企業動向調査」

##### 【代表指標】⑥海上出入貨物トン数

[定義] ブロック内港湾における出入貨物の総重量(単位:トン数)

[出典] 国土交通省「港湾調査」

##### 【代表指標】⑦訪日外国人旅行者数

[定義] 法務省「出入国管理統計 出入(帰)国者数」に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計(単位:人)

[出典] 日本政府観光局 JNTO 月別・年別統計データ(訪日外国人・出国日本人)

##### 【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率

[定義] 自主防災組織がカバーする世帯の割合(分母:当該広域ブロック内総世帯数、分子:自主防災組織がカバーする世帯数)(単位:%)

<p>[出典] 総務省消防庁「消防白書」</p> <p>【代表指標】⑨保安林面積</p> <p>[定義] 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である保安林の面積（単位：ha）</p> <p>[出典] 林野庁「森林・林業白書」</p> <p>【代表指標】⑩環境基準（COD）達成水域の割合（①河川 ②湖沼 ③海域）</p> <p>[定義] 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：%）</p> <p>[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑪海上保安庁による海洋汚染確認件数</p> <p>[定義] 海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（単位：件）</p> <p>[出典] 海上保安庁 報道発表資料</p> <p>【代表指標】⑫市町村地域福祉計画の策定率</p> <p>[定義] 全1,741市町村（東京都特別区を含む）に対し、地域福祉計画を「策定済」の市町村の割合（単位：%）</p> <p>[出典] 厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果」</p>
--

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

計画の進捗を代表的に示すと考えられる12項目の指標のうち、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、初期値とした平成28年度の実績値8項目に対して令和元年度は9項目であり、目標としていた「初期値以上」を達成していることから評価を「A」とした。

令和2年3月に公表した「国土形成計画（全国計画）の中間点検」で言及のあった国民のライフスタイルの多様化、AI・IoT化の進展、日本を取り巻く国際環境の変化等、計画策定時からの状況の変更を踏まえながら、引き続き第二次国土形成計画（全国計画）を推進する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局総合計画課（課長 松原 英憲）  
 関係課：

**業績指標 132**

大都市圏の整備推進に関する指標 (①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))

評価	
① A	① 目標値：130自治体(令和3年度) 実績値：132自治体(令和2年度) 初期値：101自治体(平成28年度)
② B	② 目標値：34,004kg/日(令和2年度) 実績値：集計中(令和2年度) 初期値：34,609kg/日(平成27年度)

**(指標の定義)**

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)  
首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数

② 琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)  
化学的酸素要求量(COD)：kg/日

**(目標設定の考え方・根拠)**

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)  
本取組みの根拠となっている「大都市圏における都市環境インフラの再生」が都市再生本部に決定された平成13年度から20年目に当たる令和3年度を130自治体とする。

② 琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)  
「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画(第2期計画)の上位計画である「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成28年度～令和2年度)において各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。

**(外部要因)**

①該当なし ②該当なし

**(他の関係主体)**

①該当なし ②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

**(重要政策)**

**【施政方針】**

①該当なし ②該当なし

**【閣議決定】**

① 該当なし ②該当なし

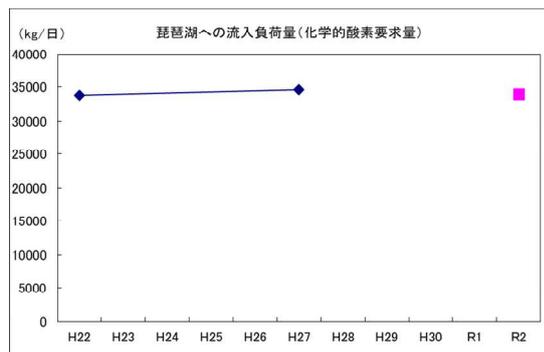
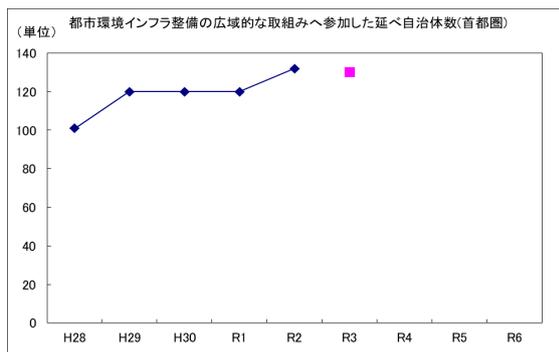
**【閣決(重点)】**

① 該当なし ②該当なし

**【その他】**

① 該当なし ②該当なし

過去の実績値	(年度)				
( )内は単位	H28	H29	H30	R1	R2
① (自治体)	101	120	120	120	132
② (kg/日)	—	—	—	—	集計中



## 主な事務事業等の概要

### ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。

### ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

##### ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでおり、目標を達成したが、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。

##### ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

実績値が把握出来ておらず目標達成の状況について判断できない。

なお、過去の動向より、山林などからの流入負荷量の増加により、平成27年度実績値（34,609kg/日）は平成22年度（33,754kg/日）より微増しており、順調ではないと考えられるため、目標達成に向け、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

#### （事務事業等の実施状況）

##### ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。

##### ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行ってきた。

また、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年9月施行）」に基づき、平成28年4月に琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定し、その後開催した琵琶湖保全再生推進協議会や同協議会幹事会では、関係省庁、地方公共団体が琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換などを行ってきた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

#### ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

業績指標である自治体数は増加傾向にあり、目標を達成したためAと評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、様々な都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。

#### ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

実績値が把握出来ておらず目標年度内に達成するとは言えないため、B評価としたが、下水道事業の支援などにより湖内の水質は全窒素、全りんなどについて改善傾向にある。

なお、過去の動向では、平成27年度の数値が平成22年度の数値より微増している。微増の主な要因は、山林などからの流入負荷量の増加によるものであるため、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

琵琶湖への流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿圏約1,400万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全することにつながるため、琵琶湖保全再生推進協議会や同協議会幹事会への参画や下水道事業の支援を通じて、引き続き支援を行って参りたい。

指標については、シミュレーションを行っているところであり、評価期間内に実績値を算出することが難しいため、指標の見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課都市政策調査室（室長 吉田 元紀）

関係課：都市局まちづくり推進課（専門調査官 荒金 恵太）

# 施策目標個票

(国土交通省2-38)

施策目標	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標133・135は実績値が目標値を達成し、業績指標134は目標の達成に向けて順調に進捗しているため、「②目標達成」と判断した。
	施策の分析	電子基準点の観測データの取得率については、機器・設備の更新、無停電対策等により毎年度目標値以上の取得率を維持できている。地理空間情報ライブラリーについては、令和2年度は約3万件的地理空間情報を登録し内容の充実が図られ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数については、G空間情報センターの周知・利活用普及活動の実施により目標値を達成した。
	次期目標等への反映の方向性	電子基準点では、通信・電気系統関係のトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。地理空間情報ライブラリーでは、引き続き各種地理空間情報を登録し内容の充実を図る。地理空間情報の循環システムでは、分野横断的なデータ連携の強化に取り組み、G空間情報センターの更なる利用者の拡大及び利便性の向上を図る。また、目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。

業績指標	133 電子基準点の観測データの取得率(*)	初期値	実績値					評価	目標値	
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
			99.57%	99.81%	99.77%	99.86%	99.77%	99.75%	A	99.50%以上
		年度ごとの目標値	99.50%以上							
	134 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)(*)	初期値	実績値					評価	目標値	
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
			157万件	-	157万件	161万件	163万件	166万件	A	169万件
		年度ごとの目標値	-							
	135 地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数	初期値	実績値					評価	目標値	
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
			14団体	14団体	17団体	31団体	44団体	51団体	A	50団体以上
		年度ごとの目標値	-							
参考指標	参104 電子国土基本図を用いた災害対応の事例数(国及び地方公共団体の対策本部における利用率)	初期値	実績値					評価	目標値	
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
			100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%
		年度ごとの目標値	100%							

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	3,575	3,978	4,434	3,286	
		補正予算(b)	392	△ 1	768	-	
		前年度繰越等(c)	21	351	117	-	
		合計(a+b+c)	3,988	4,328	5,319	3,286	
	執行額(百万円)	3,591	4,136				
	翌年度繰越額(百万円)	351	117				
	不用額(百万円)	47	75				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	国土地理院	作成責任者名	総務部政策課 (課長 高橋 正幸) 関係課: 企画部企画調整課 (課長 宮川 康平)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	--	----------	--------

業績指標 133

電子基準点の観測データの取得率(\*)

評価

A	目標値：99.50%以上（毎年度） 実績値：99.75%（令和2年度） 初期値：99.57%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

取得率 (%) = (実際に取得した観測データ数 / 全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数※) × 100

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数

= 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数

初期値 (1,305,140,170 / 1,310,713,920) = 0.9957、直近値 (1,378,426,686 / 1,381,838,400) = 0.9975

(目標設定の考え方・根拠)

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS (Global Navigation Satellite Systems) 受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を99.50%以上に設定しているところである。

(外部要因)

長期間の停電や通信経路遮断等

(他の関係主体)

電力会社、通信会社

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

第20条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

【閣決(重点)】

なし

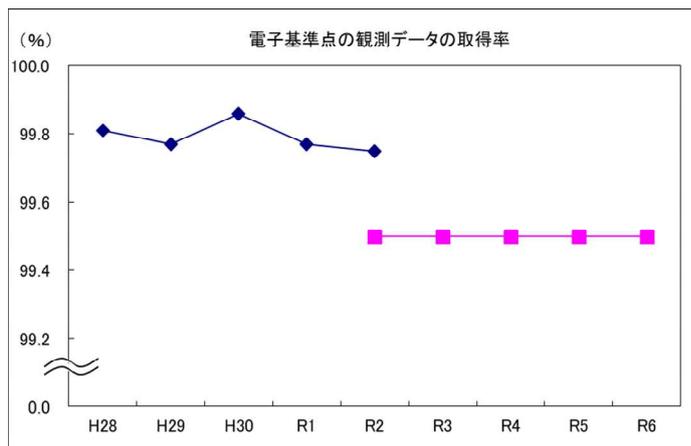
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2
99.81%	99.77%	99.86%	99.77%	99.75%



### 主な事務事業等の概要

全国の電子基準点等において GNSS の連続観測を行い、そのデータを収集・解析して電子基準点の正確な位置を求め、これらを提供するとともに、このために必要な電子基準点や中央局の保守・管理を行う。電子基準点で観測されたデータは、公共測量など各種測量の基準として利用されるとともに、i-Construction（建設機械の制御）や位置情報サービスに活用されている。さらに、電子基準点の位置の時間変化から得られる地殻変動情報は、防災関係機関等に提供され、地震や火山噴火のメカニズムの解明等、防災・減災に不可欠なものとなっている。

予算額 67,378 万円（令和元年度）

予算額 167,397 万円（令和2年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

全体として順調に目標を達成していると判断される。

令和元年度：(1,384,979,629/1,388,234,880) =0.9977

令和2年度：(1,378,426,686/1,381,838,400) =0.9975

##### （事務事業等の実施状況）

令和元年度、令和2年度に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するために、GNSS 受信機の更新を行った。また、令和2年度には、浸水対策、停電対策及びデータ収集対策を実施し、電子基準点の防災対応力を強化している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新と共に、GNSS 受信機と通信装置への無停電（24 時間または 72 時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめ、全ての年度で目標を達成できたため、A と評価した。

引き続き、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策課	(課長 高橋 正幸)
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課	(課長 宮川 康平)
国土地理院 測地観測センター 衛星測地課	(課長 山際 敦史)

**業績指標 134**

地理空間情報ライブラリーの内容の充実（地理空間情報ライブラリー情報登録件数）（\*）

**評 価**

A	目標値：169 万件（令和 3 年度） 実績値：166 万件（令和 2 年度） 初期値：157 万件（平成 29 年度）
---	--

**（指標の定義）**

地理空間情報を活用するため、地理空間情報ライブラリーに情報を登録した件数とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共有・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。

地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。

**（外部要因）**

大規模災害発生による地理空間情報の増加

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

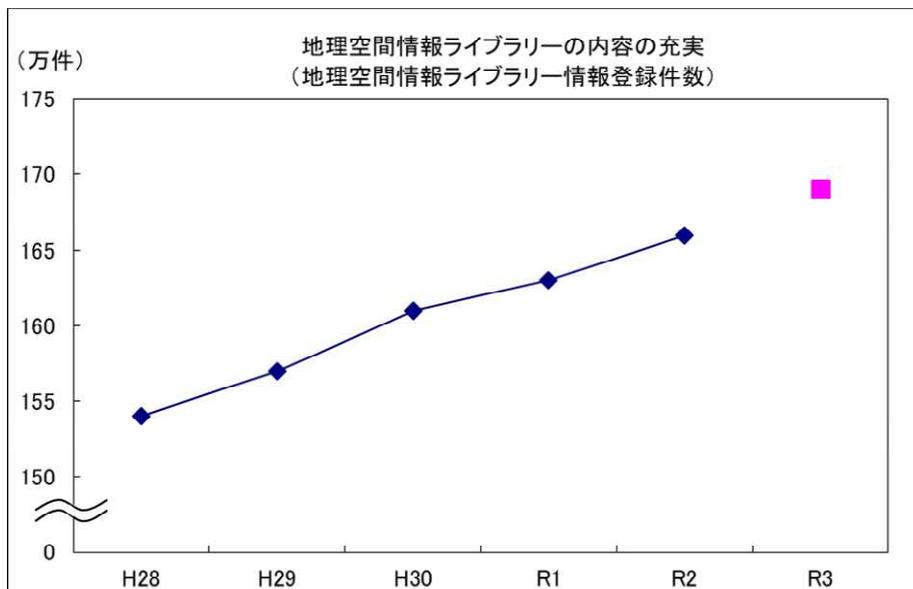
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
154 万件	157 万件	161 万件	163 万件	166 万件	



### 主な事務事業等の概要

#### 地理空間情報ライブラリーの運用

様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を運用。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能である。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

目標値に順調に近づいている。過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

##### (事務事業等の実施状況)

地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図るため、令和2年度には約3万件の地理空間情報を登録した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地図、空中写真などの各種地理空間情報を登録し、地理空間情報ライブラリーの内容の充実が図られ、目標年度での目標の達成が見込まれるためAとした。

引き続き、地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図る。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土地理院 総務部 政策課 (課長 高橋 正幸)

関係課： 国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 宮川 康平)

国土地理院 地理空間情報部 企画調査課 (課長 藤村 英範)

**業績指標 135**  
地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数

<b>評 価</b>	
A	目標値：50 団体以上（令和 2 年度） 実績値：51 団体（令和 2 年度） 初期値：14 団体（平成 28 年度）

**（指標の定義）**  
地理空間情報の流通・提供のハブである G 空間情報センターにおいて、地理空間情報を共有する民間企業・団体等の数

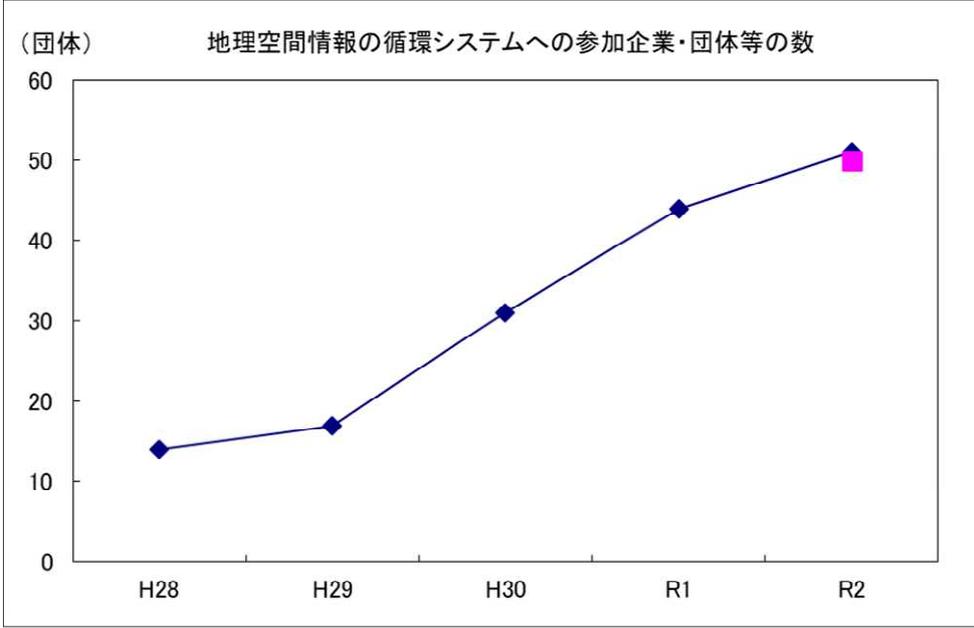
**（目標設定の考え方・根拠）**  
民間企業や団体等において地理空間情報が利活用されている状態を示すため、G 空間情報センターへのデータ提供または G 空間情報センターにおいて登録されているオープンデータ等を流通・活用等をしている団体の数を指標としており、平成 28 年 11 月に運用を開始した当初に G 空間情報センターへのデータ提供をしている 14 団体を初期値とし、国内の静的・動的データを取り扱う企業等の数を考慮しつつ、目標値を 50 団体と設定した。

**（外部要因）**  
国・地方公共団体におけるオープンデータの取組等に係わる進捗状況

**（他の関係主体）**  
該当無し

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
 ○地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）  
 ○地理空間情報活用推進基本計画（第 3 期：平成 29～令和 3 年度）（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
14	17	31	44	51	



### 主な事務事業等の概要

○令和2年度G空間情報センターを通じた地理空間情報の流通・利用促進業務の実施  
地理空間情報の流通・利用促進を行う上で必要となる分野別プラットフォーム等との相互連携機能の検討や防災情報提供機能の強化に関わる業務の実施。

予算額：84百万円（令和2年度）の内数

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

G空間情報センターの周知・利活用普及活動を実施してきたことで、令和2年度には参加企業・団体の数が51団体となり、目標である50団体を達成した。

##### （事務事業等の実施状況）

令和2年度事業については、地理空間情報の流通・利用促進を行う上で必要となる分野別プラットフォーム（以下、「PF」という。）との相互連携機能の検討やG空間情報センターを通じた防災情報提供機能についての検討、調整を実施した。

G空間情報センターが稼働して以降、防災、農業、インフラ、宇宙・衛星等の多様な分野で独自のPFの構築が進められている中、令和2年度においてはG空間情報センターと連携や関わりが想定されるPFの取組状況や連携手法について検討・調整を行った結果、具体的連携が可能な国土交通PF、SIP自動運転PFとのAPI（※）を介した連携機能を実装した。

また、防災情報提供機能の強化については、近年の台風・豪雨等の災害の激甚化・頻発化を背景に、防災分野における地理空間情報の利用を一層促進し、被害軽減につなげていく観点から、G空間情報センターを通じた防災情報提供機能の強化として、官民連携したリアルタイム防災研究会を設置し、情報提供のあり方について検討を行い被災地の航空写真や通行実績データが可視化できるWebページ（期間限定）の実装を行った。

※Application Programming Interfaceの略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手順を定めた規約の集合を指す。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における目標を達成したため「A」と評価した。

G空間情報センターの更なる利用者の拡大及び利便性の向上を図るため、他の分野別データプラットフォームとの相互連携機能の強化が必須となっている。

このため、分野横断的なデータ連携方策として、API等によるPF間の相互連携の取組を推進し、更なるデータ提供機能の強化を図っていくことや内閣府のSIPで進められている「分野間データ連携基盤」への参画を含め、データ連携の強化について取り組んでいく。こうした取組を踏まえ、今後新たな指標の設定について検討する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局 情報活用推進課（課長：奥田 誠子）

関係課：なし

# 施策目標個票

(国土交通省2-39)

施策目標	離島等の振興を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標136①については、目標年度における目標を達成した。 業績指標136②は、令和2年度末の人口が目標年度における目標値を上回っている。 一方、業績指標136③は直近の人口が初期値より減少していることから、目標達成には相当な期間を要すると考えられる。 以上を踏まえ、「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>業績指標136①は、これまでの取組の効果により、目標年度における目標を達成した。 業績指標136②は、産業の振興、社会資本の整備等、積極的な諸政策を講じており、併せて、世界自然遺産登録後の取組強化によって、目標を達成する見込みである。 業績指標136③は、現段階では初期値よりも人口が減少していることから、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る政策を推進する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>総人口の維持は、離島地域・奄美群島・小笠原諸島のいずれの地域でも重要な課題となっている。 業績指標136①については、目標を達成したが、離島活性化交付金等の見直しにより、より効果的な施策を講じるとともに、ICT等の新技術や再生可能エネルギーの活用によって離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を引き続き行い、定住の促進を図る。今後目標の見直しを検討する。 業績指標136②については、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。 業績指標136③については、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。</p>

業績指標	136 離島等の総人口 ①離島地域の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		390,000人	382,000人	375,000人	367,000人	360,000人	352,000人	A	345,000人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	136 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		109,000人以上	110,890人	109,515人	108,713人	107,040人	105,649人	A	103,000人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	136 離島等の総人口 ③小笠原村の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		2,589人	2,528人	2,585人	2,589人	2,541人	2,528人	B	2,600人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	64,125	69,369	68,609	58,615	
		補正予算(b)	7,470	10,209	16,841	-	
		前年度繰越等(c)	25,474	28,161	33,757	-	
		合計(a+b+c)	97,069 <0>	107,739 <0>	119,206 <0>	58,615 <0>	
	執行額(百万円)		67,783	71,955			
	翌年度繰越額(百万円)		28,161	33,757			
	不用額(百万円)		1,125	2,028			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	離島振興課 (課長 岡 朋史) 特別地域振興官付 (特別地域振興官 笹野 健)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	--	----------	--------

**業績指標 136**

離島等の総人口（①離島地域の総人口\*、②奄美群島の総人口\*、③小笠原村の総人口\*）

評価	
① A ② A ③ B	① 目標値：345,000人以上（令和2年度） 実績値：352,000人（令和2年度） 初期値：390,000人（平成27年度）  ② 目標値：103,000人以上（令和5年度） 実績値：105,649（令和2年度） 初期値：109,000人（平成30年度）  ③ 目標値：2,600人以上（令和5年度） 実績値：2,528人（令和2年度） 初期値：2,589人（平成30年度）

**（指標の定義）**

- ① 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
- ③ 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする（外国人除く）。

**（目標設定の考え方・根拠）**

**【① 離島地域の総人口】**

離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。

初期値は平成27年度末の離島地域（260島）の総人口、目標値は令和2年度末に想定される人口減少を上回ることとした。

目標値の設定の具体的な考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率（平成25年度末～27年度末）をもとに離島の令和2年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた令和2年度人口推計値に全国人口増減比率（平成27年～令和2年末にかけての推計人口の年間増減率/平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率）を掛け、令和2年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

**【② 奄美群島の総人口】**

地理的、自然的、歴史的な条件等による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値とした。

目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去（平成25～29年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去（平成25～29年度）の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加えた人口を目標値とした。

**【③ 小笠原村の総人口】**

地理的、自然的、社会的、歴史的な条件等による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。

平成31年3月30日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、引き続き定住環境の整備を図るとともに、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値を標記している。

目標値の設定の考え方は、平成30年度末時点の総人口2,589人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づくことを目指して、令和5年度末時点では2,600人以上とすることを目標とした。

**（外部要因）**

国内の経済状況、景気動向、災害

**(他の関係主体)**

- ① 他府省庁、地方公共団体
- ② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③ 他府省庁、東京都、小笠原村

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 第 3 章「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ (2) 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。

**【閣決(重点)】**

なし

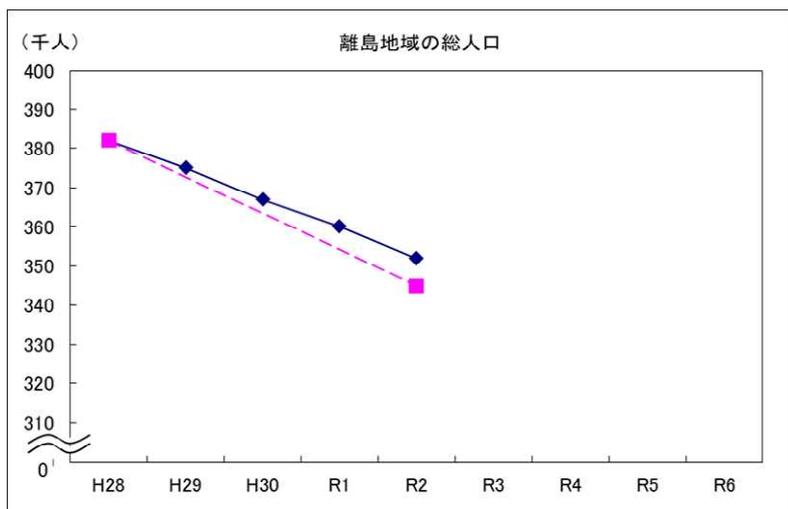
**【その他】**

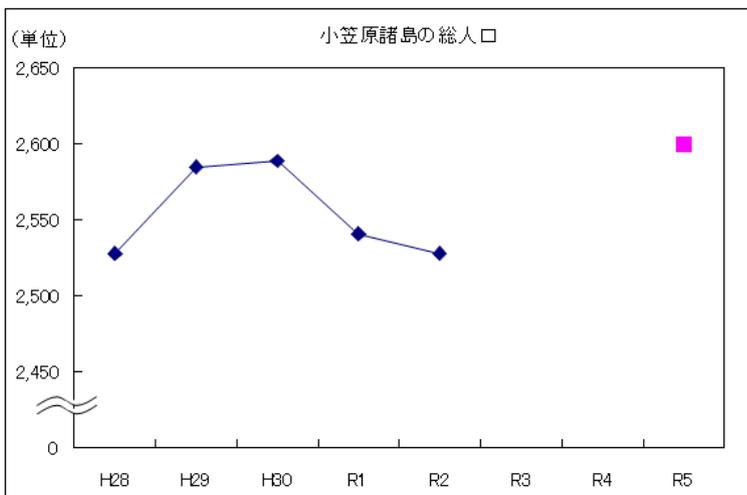
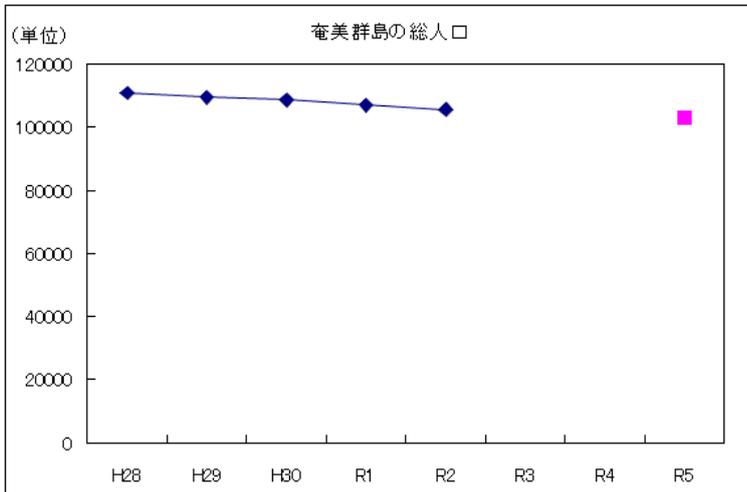
なし

過去の実績値①					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
382,000 人	375,000 人	367,000 人	360,000 人	352,000 人	

過去の実績値②					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
110,890 人	109,515 人	108,713 人	107,040 人	105,649 人	

過去の実績値③					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2,528 人	2,585 人	2,589 人	2,541 人	2,528 人	





### 主な事務事業等の概要

#### 【① 離島地域の総人口】

##### ○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安心・安全な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：1, 829百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：1, 710百万円（令和2年度国費）（補正含む）

##### ○スマートアイランド推進実証調査

ICTやドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、その現地実装に向けた実証や得られた知見の普及や取組の全国展開を行っている。※令和2年度から調査開始

予算額：191百万円（令和2年度国費）（補正含む）

##### ○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施している。

予算額：53, 351百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：57, 754百万円（令和2年度国費）（補正含む）

##### ○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、5年間の割増償却を措置する。

#### 【② 奄美群島の総人口】

##### ○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：3, 259百万円（令和2年度国費）（補正含む）

予算額：3, 044百万円（令和元年度国費）（補正含む）

##### ○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：23, 384百万円（令和2年度国費）（補正含む）

予算額：22, 119百万円（令和元年度国費）（補正含む）

○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）

奄美群島において、個人又は法人が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等をして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、国税（所得税・法人税）について5年間の割増償却ができる制度を措置。

【③ 小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：930百万円（令和元年度国費）

予算額：914百万円（令和2年度国費）

○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額：137百万円（令和元年度国費）

予算額：136百万円（令和2年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

【① 離島地域の総人口】

（指標の動向）

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和2年度の実績値は352,000人であり、目標値として設定した345,000人以上7000人上回り本指標の目標を達成した。平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっているため、順調であったと評価できる。

【② 奄美群島の総人口】

・令和元年度末の人口は107,040人（対前年度比0.98）、令和2年度末の人口は105,649人（同0.99）と減少しているが、令和5年度末の目標103,000人を上回っている。

【③ 小笠原村の総人口】

・令和2年度末の人口は2,528人（対前年度比0.99）であり、前年度より13人減少している。令和5年度の目標値達成に向け、引き続き小笠原諸島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【① 離島地域の総人口】

（事務事業等の実施状況）

・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成25年度に創設され、「定住促進」事業では、輸送費支援や流通効率化関連施設等の整備、移住希望者への情報提供等の取組、「交流促進」事業では、地域情報の発信や交流拡大のための仕掛けづくり、島外との交流推進等の取組、「安心安全向上」事業では防災機能の強化等、幅広い事業に活用されている。

・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。

・離島地域の課題解決のため新技術等を活用した実証調査、「スマートアイランド推進実証調査」を令和2年度から開始。各離島において課題となっている、物流、交通、医療、エネルギー、教育分野などへのICT、再生可能エネルギー等の導入に向けた取組について実証調査を行い、得られた成果について全国報告会等を通じて横展開を図っている。

【② 奄美群島の総人口】

・平成26年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、令和元年度及び令和2年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

【③ 小笠原村の総人口】

・小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興（農業・漁業・観光業）、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、港湾施設の老朽化に対応するための岸壁改良、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【① 離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和元年度の実績値は平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっている。以上を踏まえ、現段階ではAと評価した。

・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。

・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきた

が、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあることから、今後も一層の振興施策を推進していくとともに、こうした課題に対応した次期目標の検討を進める。

【② 奄美群島の総人口】

- ・令和2年度末の人口が目標年度における目標値を上回ったため、Aと評価した。
- ・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分に確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分になく、若年層の多くが島を離れているのが現状であることから、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで延長したところである。
- ・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、世界自然遺産登録後の取組を強化するなど、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

【③ 小笠原村の総人口】

- ・令和2年度末の人口は2,528人（対前年度比0.99）であり、現段階では初期値よりも減少しているため、Bと評価した。
- ・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っていることから、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで5年間延長したところである。
- ・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：国土政策局離島振興課（課長 岡 朋史）

担当課：国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官 笹野 健）

# 施策目標個票

(国土交通省2-40)

施策目標	北海道総合開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げ、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を計画の目標として、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「北海道総合開発計画」を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標137、138ともに令和2年度データが集計中であり、最新の令和元年度実績値で評価しているところであるが、2つの指標とも目標達成に向けて順調に推移していることから、②目標達成と評価した。
	施策の分析	施策目標の達成手段である北海道開発事業費、北海道開発計画推進等経費、北方領土隣接地域振興等経費等を効果的に活用し、地域ニーズに沿った事業が展開されるよう一層の重点化を図っている。
	次期目標等への反映の方向性	目標年度は毎年度と設定しており、引き続き北海道総合開発計画等に基づく施策を推進することにより、目標達成を目指す。

業績指標	137 北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		-	3/6	3/6	3/6	4/7	集計中	A	半数以上
	年度ごとの目標値	/	半数以上	半数以上	半数以上	半数以上	半数以上	/	/
業績指標	138 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H25~H29年度の平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	3.88百万円/人	4.02百万円/人	3.72百万円/人	3.92百万円/人	4.00百万円/人	集計中	A	3.88百万円/人以上	
	年度ごとの目標値	/	3.79百万円/人	3.79百万円/人	3.88百万円/人	3.88百万円/人	3.88百万円/人	/	/
参考指標	参105 講演会・セミナー等の1開催当たりの参加人数の対前年度伸率	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	79.1%	312.1%	28.6%	96.6%	122.8%	69.8%	/	100%以上	
	年度ごとの目標値	/	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	485,355	562,923	574,798	513,181	/
		補正予算(b)	119,908	131,634	203,680	-	/
		前年度繰越等(c)	99,562	145,828	171,112	-	/
		合計(a+b+c)	704,825	840,385	949,589	513,181	/
	執行額(百万円)	556,741	671,660	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	145,828	166,668	/	/	/	
	不用額(百万円)	2,255	2,057	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	北海道局	作成責任者名	参事官 米津 仁司	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------	-----------	----------	--------

**業績指標 137**  
 北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：半数以上（毎年度） 実績値：4 / 7（令和元年度） 初期値：－

**（指標の定義）**  
 第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。

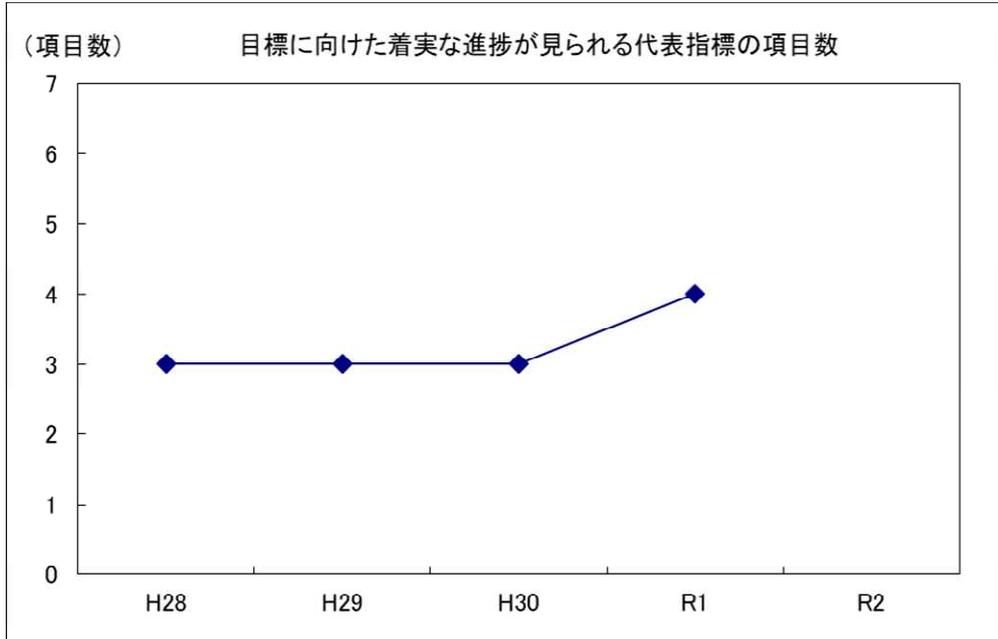
計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。

**（外部要因）**  
 経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**  
 関係府省庁、地方公共団体

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
3 / 6	3 / 6	3 / 6	4 / 7	集計中	



## 主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成28年3月29日閣議決定）の具体化に資する施策・事業を展開。

当初予算額：北海道開発事業費	6,275.4億円（令和2年度）	6,249.9億円（令和元年度）
北海道開発計画推進等経費	0.5億円（同上）	0.6億円（同上）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（7項目）について進捗状況を確認したところ、代表指標のうち、4項目で進展が見られ、同指標全体としての進捗状況はおおむね順調であると判断される。

#### （事務事業等の実施状況）

計画目標 「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」

①来道外国人旅行者数【基準値：190万人（平成27年）、目標値：500万人（令和2年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。

（令和元年トレンド：438万人 → 令和元年実績値：301万人）

②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）【基準値：27.4%（平成27年）、目標値：36%（令和2年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。

（令和元年トレンド：34.3% → 令和元年実績値：27.1%）

③客室稼働率の季節較差（季節平準）【基準値1.72倍（平成27年）、目標値：1.4倍（令和2年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

（令和元年トレンド：1.46倍 → 令和元年実績値：1.42倍）

④農業産出額【基準値：11,110億円（平成26年）、目標値：12,000億円（令和7年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

（令和元年トレンド：11,515億円 → 令和元年実績値：12,558億円）

⑤食料品製造業出荷額【基準値：19,846億円（平成26年）、目標値：22,000億円（令和7年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

（令和元年トレンド：20,826億円 → 令和元年実績値：22,091億円）

⑥道産食品輸出額【基準値：663億円（平成26年）、目標値：1,500億円（令和7年）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。

（令和元年トレンド：1,043億円 → 令和元年実績値：664億円）

⑦防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合

【基準値：28%（平成26年度）、目標値：100%（令和2年度）】

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

（令和元年度トレンド：88% → 令和元年度実績値：95%）

#### 【代表指標の出典】

①来道外国人旅行者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

③客室稼働率の季節較差（季節平準）：観光庁「宿泊旅行統計調査」

④農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」

⑤食料品製造業出荷額：北海道「工業統計調査」

⑥道産食品輸出額：北海道「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書」

⑦防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合：北海道開発局調べ

なお、令和2年度に実施した政策レビュー「北海道総合開発計画の中間点検」において、目標の達成状況等を確認するために設定したモニタリング指標等の変化を把握したところ、264指標（全272指標から経年比較に馴染まない指標を除く）のうち、上昇した（望ましい方向へ変化した）ものは134指標（51%）、下降した（望ましくない方向に変化した）ものは30指標（11%）、変化がなかったものは100指標（38%）であったことから、各種施策により第8期北海道総合開発計画全体として一定の進捗・成果が得られている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

第8期北海道総合開発計画で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標について、令和元年度の進捗状況を確認したところ、設定した7項目の代表指標のうち、4項目が目標達成に向けたトレンドを上回っており、北海道総合開発計画の相当程度の進捗が見られることからAと評価した。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響を注視する必要がある。

今後の取組みの方向性としては、第8期北海道総合開発計画に基づき、北海道開発をめぐる情勢の変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、人口減少・高齢化の急速な進展、世界人口増加に伴う食料、エネルギー等の需要の増加、大規模災害等の切迫等の国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 米津 仁司）

関係課：

業績指標 138

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）\*

評価

A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：集計中（令和2年度） 4.00 百万円／人（令和元年度） 初期値：3.88 百万円／人（平成25～29年度の平均）
---	---

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を3.88百万円／人（第7期計画の計画期間（平成25～29年度）における北方領土隣接地域の主要産業の一人当たり生産額の実績値の平均）とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）

第4章第1節（3）北方領土隣接地域の安定振興

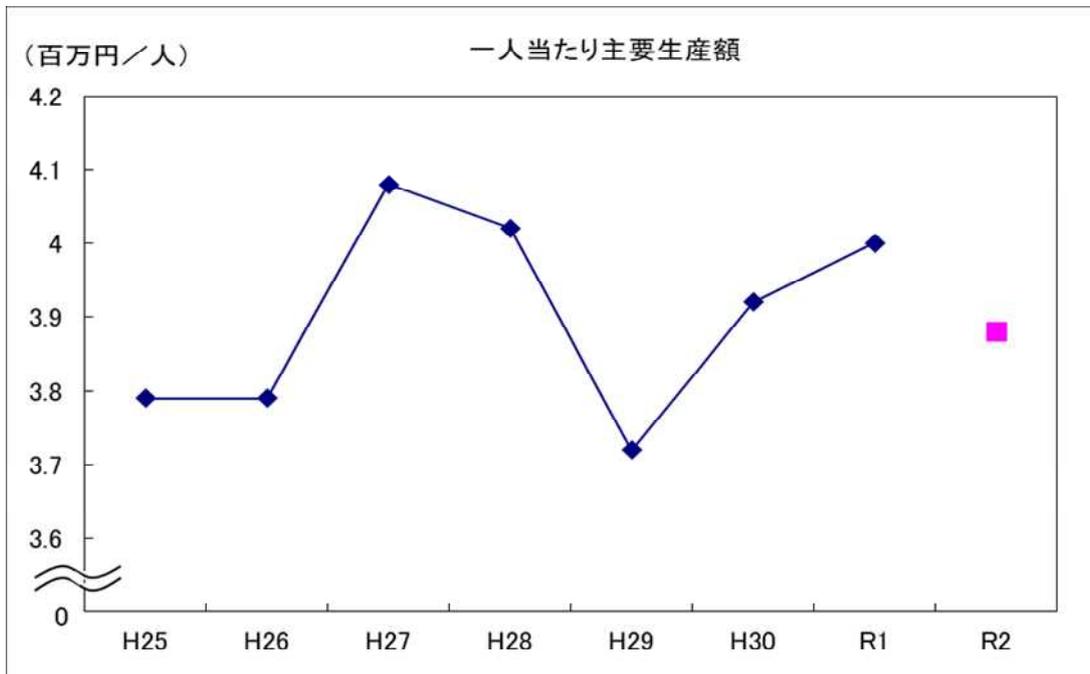
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)	
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
3.79	3.79	4.08	4.02	3.72	3.92	4.00	集計中	
百万円/人							百万円/人	



### 主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、「振興計画」という。）に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組としてソフト施策に係る事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1. 02億円（令和元年度）  
(同上) 1. 02億円（令和2年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

一人当たり主要生産額について、令和2年度の実績値は集計中であるが、当該年度において魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組として、活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物消費拡大推進事業）といった地域の産業振興に資する事業等を4市町（根室市、別海町、中標津町、羅臼町）で実施した。

平成29年度を除き、平成25年度以降、実績値は目標値（平成25～26年度：3.36百万円/人以上、平成27～29年度：3.79百万円/人以上、平成30年度～：3.88百万円/人以上）を上回っている。

##### （事務事業等の実施状況）

平成30年5月に「第8期振興計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）」が作成され、第8期振興計画に基づく事業に取り組んでいるところであり、今後も引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成29年度の実績値（3.72百万円/人）は、目標値（3.79百万円/人以上）を下回った。これは、平成28年8月の一連の台風の被害による不漁や主要魚種の不漁等、突発的な外的要因によるものと考えられる。

平成30年度及び令和元年度の実績値は、目標値を上回っている。令和2年度についても、継続して地域の産業振興に資する事業等を実施していること、地域の主要な産業である酪農における飼養乳頭数が増加していることより、目標の達成が推定されることから、A評価としたが、新型コロナウイルス感染症による地域への影響を注視する必要がある。

令和3年度以降についても、北方領土隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（米津 仁司）

関係課：

## 施策目標個票

(国土交通省2-④)

施策目標	技術研究開発を推進する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標139「目標を達成した技術研究課題の割合」は平成25年度以降、年度ごとの目標値を達成しており、令和2年度も目標を達成した。以上のことから「②目標達成」と判断した。	
	施策の分析	「建設技術研究開発助成制度」、「総合技術開発プロジェクト」及び「交通運輸技術開発推進制度等」等の研究課題について、外部の有識者から構成される評価委員会により中間評価等を着実に実施し取り組んだことは、目標の達成に有効であったと考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	業績指標139「目標を達成した技術研究課題の割合」は目標を達成した。引き続き、技術研究開発を効果的・効率的に推進する。	

業績指標	目標を達成した技術開発課題の割合*	初期値	実績値					評価	目標値
			28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		-	93.8%	96.8%	96.3%	96.2%	100%		A
	年度ごとの目標値	/	90%	90%	90%	90%	90%	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20,268	21,378	21,478	20,339	/
		補正予算(b)	4,277	2,666	11,815	-	/
		前年度繰越等(c)	1,516	5,338	5,650	-	/
		合計(a+b+c)	26,061	29,382	38,943	20,339	/
			<0>	<0>	<0>	<0>	/
		執行額(百万円)	20,586	23,554	/	/	/
		翌年度繰越額(百万円)	5,338	5,650	/	/	/
	不用額(百万円)	137	179	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	大臣官房 総合政策局	作成責任者名	技術調査課 (課長 森戸義貴) 技術政策課 (課長 伊藤真澄)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	--------	--	----------	--------

**業績指標 139**

目標を達成した技術研究課題の割合\*

**評価**

A	目標値：90%（毎年度） 実績値：100%（令和2年度） 初期値：—
---	--

**（指標の定義）**

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。

実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

**（外部要因）**

設備故障等の不可抗力  
 資機材の入手困難

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

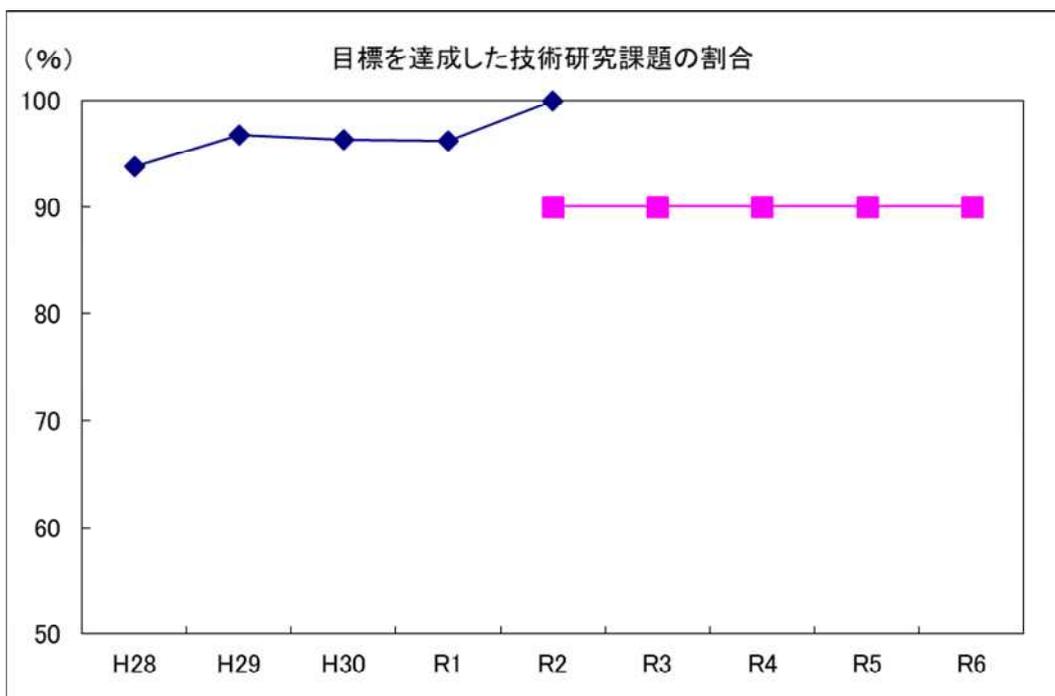
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
93.8	96.8	96.3%	96.2%	100%	



### 主な事務事業等の概要

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

2,063 百万円（令和元年度）

1,213 百万円（令和2年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である（35件／35件）

平成28年度から継続して、現在の目標値である90%を継続して超えており、令和2年度は100%を達成した。

（事務事業等の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

令和2年度は、35件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち35件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、

[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html)

に掲載している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、毎年度目標値を達成していることから、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、Aと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 森戸 義貴）

総合政策局技術政策課（課長 伊藤 真澄）

# 施策目標個票

(国土交通省2-42)

施策目標	情報化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 国土交通省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターなど関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、取り組んでいるところであるが、令和2年度は重大な影響を及ぼすIT障害が0件であったため、「②目標達成」と判断したところ。
	施策の分析	サイバー攻撃の増加、複雑化・巧妙化が進んでおり、IT障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、今後も取り組む必要があると考える。
	次期目標等への反映の方向性	「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」(平成29年4月決定令和2年1月改定サイバーセキュリティ戦略本部)において、重要インフラはその性質上、安全かつ持続的なサービス提供が求められていることから、その防護に当たっては、サービス提供に必要な情報システムについて、サイバー攻撃等による障害の発生を可能な限り減らすとともに、障害発生の早期検知や、障害の迅速な復旧を図ることが重要である、と規定されていることを踏まえ、安全基準等の浸透及び情報共有体制の強化を図り、重大なIT障害の発生数を減少させるために引き続き徹底した取組を進めていく。

業績指標	140 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		0	2	0	2	2	0		0
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	0	A	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	3,456	3,992	4,508	5,780
補正予算(b)		△ 29	△ 31	12,722	-	
前年度繰越等(c)		0	0	0	-	
合計(a+b+c)		3,427	3,962	17,230	5,780	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	3,337	3,862			
	翌年度繰越額(百万円)	0	0			
	不用額(百万円)	90	99			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課(課長 町田倫代) 行政情報化推進課(課長 二俣 芳美)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	--------------------------------------	----------	--------

**業績指標 140**

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：0 件（毎年度） 実績値：0 件（令和 2 年度） 初期値：0 件（平成 24 年度）

**（指標の定義）**

国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼす IT 障害発生件数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

近年、政府機関や交通分野においても IT の利用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を限りなく 0 件とすることを目標値として設定した。

**（外部要因）**

重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

**（他の関係主体）**

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）及び関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）「オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策に万全を期すことで、安全・安心をしっかりと確保いたします。」
- ・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「サイバー空間、宇宙空間における活動に、各国がしのぎを削る時代となりました。もはや、これまでの延長線上の安全保障政策では対応できない。陸、海、空といった従来の枠組みだけでは、新たな脅威に立ち向かうことは不可能であります。国民の命と平和な暮らしを、我が国自身の主体的・自主的な努力によって、守り抜いていく。」
- ・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。」
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策を強化します。」
- ・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「安全で安心な暮らしを守るため、サイバー犯罪、サイバー攻撃への対策を強化します。」

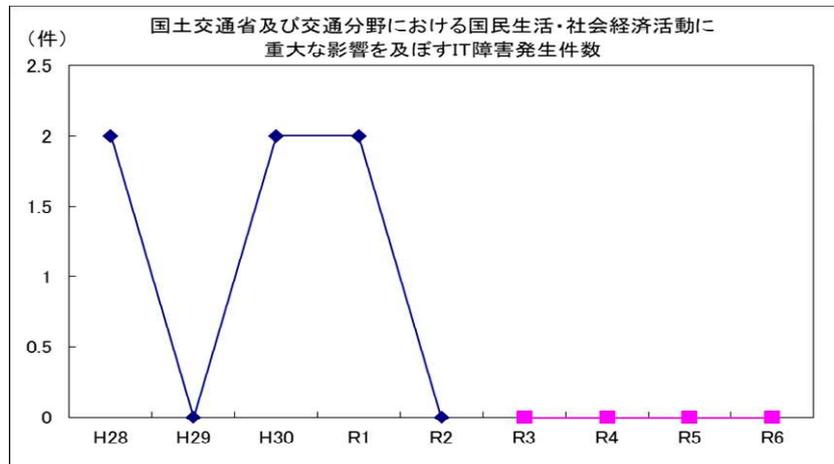
**【閣議決定】**

- ・サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- ・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日）  
 「特に、政府機関や重要インフラ事業者、事業者団体及び地方公共団体（以下「重要インフラ事業者等」という。）が提供する業務やサービスは、円滑な社会経済活動及び国民生活を支える基盤である。サイバーセキュリティに係るリスクを完全に除去することは不可能であるとの認識の下、リスクを許容し得る程度まで低減し、これらの業務やサービスが安全かつ持続的に提供されるよう、サイバーセキュリティの基本的な在り方で掲げた「任務保証」の考え方に基づく取組を推進していく。」

**【その他】**

- ・重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画（平成 29 年 4 月決定令和 2 年 1 月改定サイバーセキュリティ戦略本部）

過去の実績値（件）				（年度）	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2	0	2	2	0	



**主な事務事業等の概要**

○国土交通省（※CSIRT等）や所管事業者における情報セキュリティ対策の強化  
 （※CSIRT:Computer Security Incident Response Team 当省において発生した情報セキュリティインシデントに  
 対処するため設置された体制）  
 〈内 容〉

- ・国土交通省 CSIRT の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。
- ・国土交通省所管事業者を対象とした情報セキュリティチェックリストの作成・見直しを行い、事業者自らの対策の向上を促進する。

予算額：48 百万円

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

**（指標の動向）**  
 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度は 0 件であったことから、「順調である」と評価する。

**（事務事業等の実施状況）**  
 NISC や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

- （1）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討
  - ・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。
  - ・各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。
- （2）分野横断的演習への参加
  - ・NISC が主催している年 1 回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国土交通省においては、NISC など関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであるが、政府機関全体への攻撃件数に対しては、新たな脆弱性情報の悪用を含む様々な攻撃が行われており、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

重大な IT 障害発生件数については平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度は 0 件であったことから、評価については「A」としたところ。

サイバー攻撃の増加、複雑化・巧妙化が進んでおり、IT 障害発生リスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き今後も取り組む必要があると考える。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 総合政策局情報政策課（課長 町田 倫代）、行政情報化推進課（課長 二俣 芳美）  
 関係課： 該当なし

# 施策目標個票

(国土交通省2-43)

<p>施策目標</p>	<p>国際協力、連携等の推進</p>	
<p>施策目標の概要及び達成すべき目標</p>	<p>①インフラシステムの海外展開という観点から、関係機関と連携して、案件発掘・形成調査やトップセールス等の多面的な戦略的施策を推進し、国際協力、連携を推進していく。 ②良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の国際協力・支援を推進する。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 業績指標141①は、令和元年度において目標達成したものの、業績指標141②は、目標に近い実績を示さなかったため。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○「川上」からの参画・情報発信のため、当省政務による積極的なトップセールスを実施したほか、諸外国の大臣等要人の来日・表敬といった機会やAPEC等の国際会議において、日本の「質の高いインフラ」を発信し、情報発信に努めた。なお、令和2年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により取組に制約がかかる中、インフラニーズの見込める国に対して、オンラインを活用したトップセールスやセミナーの開催等を通じ、我が国インフラシステムの優位性に関する発信に積極的に取り組んだ。また、世界各地で個別プロジェクトの工事の中断や内容の見直し等の多大な影響が生じているため、我が国企業等から情報収集を随時行い、関係府省・機関と連携して我が国企業が安心して事業を実施できるよう支援を行っているところである。 ○我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)(平成26年10月設立)を活用し、港湾、都市開発、道路、航空及び物流分野において令和元年度に7案件、令和2年度に1案件の支援決定(国土交通大臣認可)を行った。また、JOINの機能が十分に発揮できるよう、エネルギーや通信等の交通・都市交通を支援する関連企業も支援の対象とする等の強化措置を講じた。 ○ソフトインフラの海外展開のため、令和元年度はベトナム・ハイフォン及びホーチミンにおいて、我が国の土地評価制度導入に向け調査及び実証実験(パイロットプロジェクト)の実施や、相手国の制度整備支援、相手国における持続的なインフラの運営・維持に資する技術者・技能者層の育成支援を行った。また、我が国技術の優位性を維持するため、AIやIoT、ビッグデータを活用した新技術の海外展開に取り組むとともに、我が国のインフラに係る技術や知見の国際標準化に取り組んだ。</p> <p>これら施策を実施した結果、①建設業の海外受注高は順調な成果を示している。他方、②交通関連企業の海外受注高については、全体としては目標値の達成には至っていないものの、目標値を構成する分野には当省以外の省庁が所管する分野も含まれているところ、当省の所管分野に限って見ると、令和2年度における将来推計を概ね達成していることから、実績値は順調な成果を示している。なお、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け案件の中断や見直しが発生しており、令和2年度以降の実績値は大きく減少する可能性がある。今後は、我が国企業等から情報を収集し、関係府省・機関と連携しながら、我が国企業が安心して事業を実施できるよう支援していく必要がある。また、公衆衛生への意識の高まりや、デジタル化の急速な進展といった価値観の変容を見込み、新たなニーズを踏まえた取組を積極的に講じていく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>業績指標141①②の定義に直接関係している「インフラシステム輸出戦略」が令和2年12月に改訂され、「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定された。それに伴い、我が国企業のインフラシステム受注額の新たな目標が定められたため、業績指標141の見直しを行う。 新たな目標値を設定し、その達成のためにインフラシステムの海外展開という観点から、案件発掘・形成調査やトップセールスといった「川上」からの政府の継続的関与を強化するとともに、我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備といった政府の取組、我が国企業の競争力強化に向けた取組、案件受注後の継続的なフォローアップに向けた取組を進める。</p>

<p>業績指標</p> <p>141 我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①122【再掲】建設業の海外受注高(*)、②交通関連企業の海外受注高(*))</p> <p>年度ごとの目標値</p>	<p>初期値</p>	<p>実績値</p>					<p>評価</p>	<p>目標値</p>
	<p>H22年度</p>	<p>H28年度</p>	<p>H29年度</p>	<p>H30年度</p>	<p>R1年度</p>	<p>R2年度</p>	<p>①A ②B</p>	<p>R2年度</p>
	<p>①1兆円 ②0.45兆円</p>	<p>①1.5兆円 ②1.3兆円</p>	<p>①1.9兆円 ②1.7兆円</p>	<p>①1.9兆円 ②2.2兆円</p>	<p>①2.1兆円 ②2.2兆円</p>	<p>①1.1兆円 ②集計中</p>	<p>①A ②B</p>	<p>①2兆円 ②7兆円</p>

参考指標	参考106 単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業に繋がった、案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		41件	41件	46件	48件	56件	集計中		50件
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	参考107 我が国インフラ企業(国土交通省分野)が契約に至った回数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
21件		15件	20件	31件	14件	集計中	25件		
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	1,470	1,834	1,866	1,954
補正予算(b)	△ 2	△ 2	632	—	
前年度繰越等(c)	0	0	61	—	
合計(a+b+c)	1,468 <0>	1,832 <0>	2,560 <0>	1,954 <0>	
執行額(百万円)	1,330	1,602			
翌年度繰越額(百万円)	0	61			
不用額(百万円)	138	168			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	国際政策課 (課長 長崎 敏志) 海外プロジェクト推進課 (課長 垣下 禎裕)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	--	----------	--------

**業績指標 141**

(141) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注額 (①122【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)

評価		目標値	実績値	初期値
①	A	① 2兆円	① 1.1兆円	① 1兆円
②	B	② 7兆円	② 集計中	② 0.45兆円
			① 2.1兆円 ② 2.2兆円	
				(令和2年度)
				(令和元年度)
				(平成22年度)

**(指標の定義)**

国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額

**(目標設定の考え方・根拠)**

参考指標 106「単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業に繋がった、案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数」、参考指標 107「我が国インフラ企業(国土交通省分野)が契約に至った回数」をアウトプット指標、業績指標 141「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。  
過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は2兆円、②は7兆円の合計9兆円を目標値として設定した。

**(外部要因)**

国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これによる案件の見直しが懸念させることから、海外受注高に大きく影響する。

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日)「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」

**【閣議決定】**

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日)

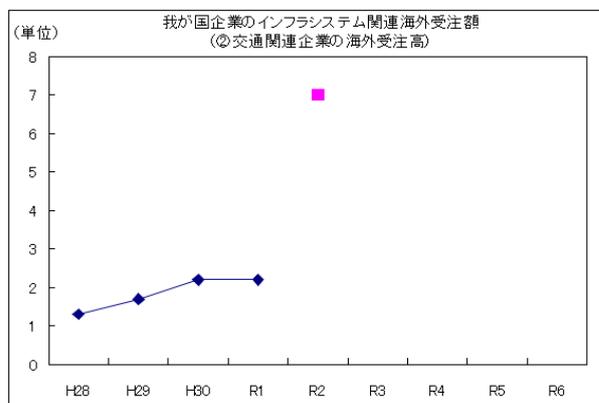
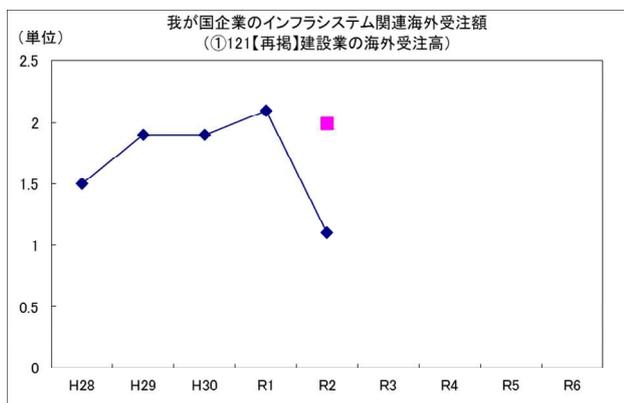
**【閣決(重点)】**

第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月27日)「第2章に記載あり」

**【その他】**

インフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)(令和2年7月9日)

過去の実績値					(年度)
	H28	H29	H30	R1	R2
①	1.5兆円	1.9兆円	1.9兆円	2.1兆円	1.1兆円
②	1.7兆円	2.2兆円	2.2兆円	2.2兆円	集計中



## 主な事務事業等の概要

○プロジェクトの「川上」からの参画・情報発信

・官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等の推進、国際会議等の機会を活用した情報発信の強化を実施する。(◎)

○インフラ海外展開に取り組む企業の支援

・我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を多角的に支援する。(◎)

○ソフトインフラの支援の着実な実施

・我が国技術・システムの国際標準化の推進、制度整備支援、相手国人材の育成等、ソフトインフラの海外展開を実施する。(◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額 約17億円(令和元年度)

約18億円(令和2年度)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 順調である。

精力的なトップセールスや、独法を活用した企業支援、O&M(運営・維持管理)への参画等の施策を実施することにより、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(建設業の海外受注高)は、順調な成果を示しており、令和元年度に目標値は達成している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度以降の実績値は大きく減少した。

② 順調でない。

全体としては目標値の達成には至っていないものの、目標値を構成する分野には当省以外の省庁が所管する分野も含まれているところ、当省の所管分野に限って見ると、令和2年度における将来推計を概ね達成していることから、実績値は順調な成果を示している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度よりさらなる増加は見込めない可能性がある。

(事務事業等の実施状況)

○「川上」からの参画・情報発信のため、当省政務による積極的なトップセールスを実施したほか、諸外国の大臣等要人の来日・表敬といった機会やAPEC等の国際会議において、日本の「質の高いインフラ」を発信し、情報発信に努めた。なお、令和2年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により取組に制約がかかる中、インフラニーズの見込める国に対して、オンラインを活用したトップセールスやセミナーの開催等を通じ、我が国インフラシステムの優位性に関する発信に積極的に取り組んだ。また、世界各地で個別プロジェクトの工事の中断や内容の見直し等の多大な影響が生じているため、我が国企業等から情報収集を随時行い、関係府省・機関と連携して我が国企業が安心して事業を実施できるよう支援を行っているところである。

○我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)(平成26年10月設立)を活用し、港湾、都市開発、道路、航空及び物流分野において令和元年度に7案件、令和2年度に1案件の支援決定(国土交通大臣認可)を行った。また、JOINの機能が十分に発揮できるよう、エネルギーや通信等の交通・都市交通を支援する関連企業も支援の対象とする等の強化措置を講じた。

○ソフトインフラの海外展開のため、令和元年度はベトナム・ハイフォン及びホーチミンにおいて、我が国の土地評価制度導入に向け調査及び実証実験(パイロットプロジェクト)の実施や、相手国の制度整備支援、相手国における持続的なインフラの運営・維持に資する技術者・技能者層の育成支援を行った。また、我が国技術の優位性を維持するため、AIやIoT、ビッグデータを活用した新技術の海外展開に取り組むとともに、我が国のインフラに係る技術や知見の国際標準化に取り組んだ。

これら施策を実施した結果、①建設業の海外受注高は順調な成果を示している。他方、②交通関連企業の海外受注高については、先述のとおり、全体の実績値としては目標の達成には至っていないものの、当省所管分野に限って見ると、実績値は順調な成果を示している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・国際協力、連携等の推進において、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額は、  
①については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少となったが、目標値へ向け順調に推移しており、令和元年度には2兆円を超え、令和2年度の目標値を達成していることからAと評価した。なお、これまでは不動産・建設経済局の業績指標を再掲していたが、今後は「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づいた新たな指標を定め、取組を強化していく。  
②については、目標値に向けて更なる増加を必要とすることからBと評価した。ただし、先述のとおり、目標値を構成する分野には当省以外の省庁が所管する分野も含まれているところ、当省所管分野の実績値は順調な成果を示している。  
なお②交通関連企業の海外受注高については、指標の定義に直接関係している「インフラシステム輸出戦略」が改訂され、令和2年12月に、我が国企業のインフラシステム受注額の新たな目標を定めた「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定された。「インフラシステム海外展開戦略2025」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、国際政策課及び海外プロジェクト推進課が実施する主要な政策の目標となっている。そのため、この目標を新たな指標として定め、PDCAサイクルの一つであるチェック体制を構築し目標達成の一助とする。また、見直しと共に、特に「川上」からの政府の継続的関与を強化するとともに、我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備といった政府の取組、我が国企業の競争力強化に向けた取組、案件受注後の継続的なフォローアップに向けた取組を進める。  
以上を踏まえ、今後本業績指標の見直しを検討する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際政策課（課長 長崎 敏志）  
関係課：総合政策局海外プロジェクト推進課（課長 垣下 禎裕）

## 施策目標個票

(国土交通省2-44)

<b>施策目標</b>	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
<b>施策目標の概要及び達成すべき目標</b>	行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。		
<b>評価結果</b>	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 全ての業績指標がA評価であり、目標年度における目標を達成した。	
	施策の分析	耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設等の耐震化を推進するとともに、保全の推進に関する各種取組を着実に行った結果、いずれの業績指標の実績値についても目標を達成した。	
	次期目標等への反映の方向性	官庁施設の整備について、引き続き耐震安全性の確保等に重点をおいて実施する。業績指標については今後見直しを検討する。	

<b>業績指標</b>	142 官庁施設の耐震基準を満足する割合(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		89%	91%	92%	93%	94%	95%		95%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	A	/
	143 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		87%	75%	87%	92%	93%	96%		90%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	A	/
	143 保全状態の良好な官庁施設の割合等(②官庁営繕関係基準類等の策定事項数(*)	初期値	実績値					評価	目標値
H28年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
54事項		54事項	57事項	65事項	66事項	73事項	65事項		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	A	/	

<b>施策の予算額・執行額等【参考】</b>	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	17,992	21,436	18,930	17,727	/
		補正予算(b)	2,395	1,945	2,235	-	/
		前年度繰越等(c)	5,563	7,868	8,730	-	/
		合計(a+b+c)	25,950	31,249	29,895	17,727	/
	執行額(百万円)		17,569	20,943	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		7,868	8,730	/	/	/
	不用額(百万円)		512	1,576	/	/	/
<0>		<0>	<0>	<0>	<0>	/	

<b>学識経験を有する者の知見の活用</b>	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
------------------------	-------------------------

<b>担当部局名</b>	官庁営繕部	<b>作成責任者名</b>	計画課(課長 佐藤 由美)	<b>政策評価実施時期</b>	令和3年8月
--------------	-------	---------------	---------------	-----------------	--------

**業績指標 1 4 2**

官庁施設の耐震基準を満足する割合\*

**評 価**

A	目標値：95%（令和2年度） 実績値：95%（令和2年度） 初期値：89%（平成26年度）
---	---

**(指標の定義)**

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

<分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等

<分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

**(目標設定の考え方・根拠)**

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を令和2年度の目標値とした。

**(外部要因)**

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

**(他の関係主体)**

関係省庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

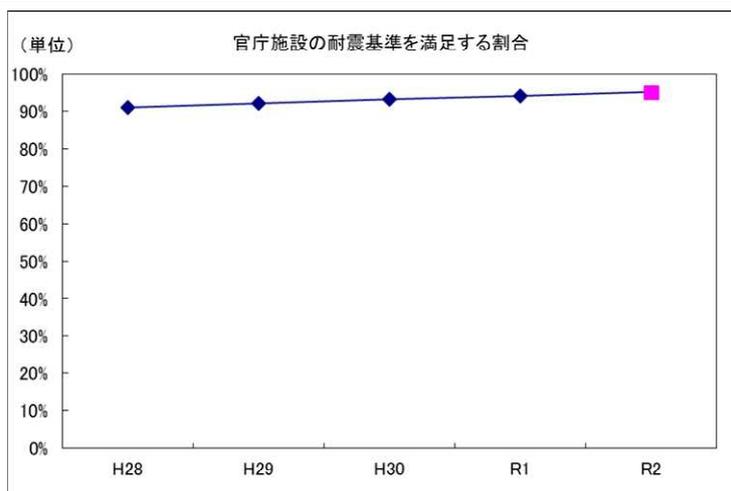
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
91%	92%	93%	94%	95%



**主な事務事業等の概要**

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等 (◎)

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和2年度の実績値は95%となっており、目標を達成した。

#### (事務事業等の実施状況)

耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）である。令和2年度の実績値は95%となり、目標を達成しているためAと評価した。

第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、官庁施設の耐震基準を満足する割合を、令和7年度末までに100%とすることを目標に設定した。本業績指標についても同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 佐藤 由美）

**業績指標 143**

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合\*、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数\*)

評 価	
① A	目標値：90% (令和2年度) 実績値：96% (令和2年度) 初期値：87% (平成29年度)
② A	目標値：65事項 (令和2年度) 実績値：73事項 (令和2年度) 初期値：54事項 (平成28年度)

**(指標の定義)**

- ① 国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律 (以下「官公法」という。)」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。  
この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。  
これらの評点の平均が80点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。  
<分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設)  
<分子>「保全状態の良好な施設」  
②官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、90%を令和2年度の目標値とした。  
②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日 社会資本整備審議会建築分科会) の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数65事項を令和2年度の目標値とした。

**(外部要因)**

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災  
②社会経済情勢の変化等

**(他の関係主体)**

- ①各省各庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

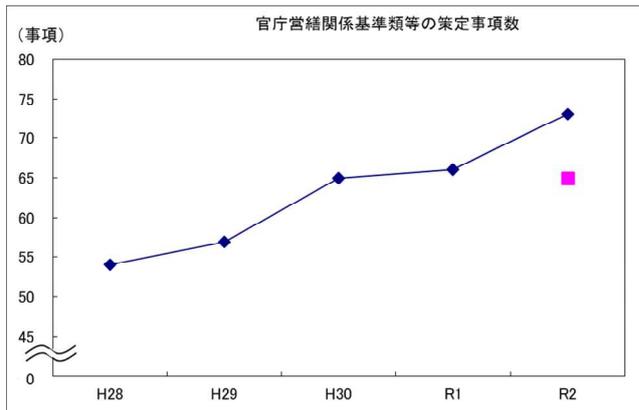
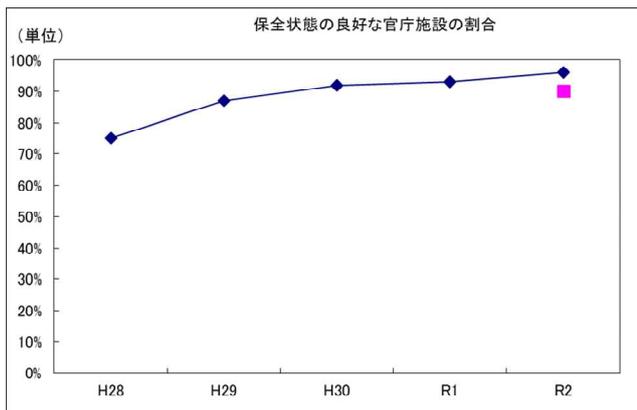
**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

なし

事業指標	過去の実績値 (年度)				
	H28	H29	H30	R1	R2
①保全状態の良好な官庁施設の割合	75%	87%	92%	93%	96%
②官庁営繕関係基準類等の策定事項数	54事項	57事項	65事項	66事項	73事項



### 主な事務事業等の概要

- ① 全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ② 官庁営繕関係基準類等の策定  
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ① 令和2年度の実績値は96%となっており、目標を達成した。
- ② 令和2年度の実績値は73事項となっており、目標を達成した。

##### (事務事業等の実施状況)

- ① 令和2年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で48を数え、延べ1,600を超える機関から参加を得た。
- ② 令和2年度においては、新営繕単価等を制定した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であり、保全状態は改善傾向にあるところ、実績値が96%であり、前年度より3ポイント上昇し、令和2年度の目標値を達成したことから、Aと評価した。
- ② 業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、令和2年度における実績値が73事項となり、令和2年度の目標を達成したことから、Aと評価した。  
今後も引き続き、官庁施設の保全状況の改善及び官庁営繕関係基準類等の策定に取り組むこととする。以上を踏まえ、本業績指標については見直しを検討する。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課 (課長 佐藤 由美)  
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室 (室長 小野寺 幸治)